

健康で活力ある 「スポーツのまち さいたま」

～笑顔あふれる日本一のスポーツ先進都市の創造～



第2期さいたま市スポーツ振興まちづくり計画
改訂版

はじめに

笑顔あふれる日本一のスポーツ先進都市の創造に向けて

平成13年5月に誕生したさいたま市は、今年25周年という節目を迎えます。この間、首都圏有数の大都市にふさわしい年の基盤を築き、市民生活の一層の充実を図ることを目指してまいりました。

スポーツの分野においては、健康で活力ある「スポーツのまち さいたま」を築くことを目指し、平成22年4月に「さいたま市スポーツ振興まちづくり条例」を施行、平成23年には、さいたま市スポーツ振興まちづくり計画を策定し、生涯スポーツの振興及びスポーツを活用した総合的なまちづくりの推進を図ってまいりました。



令和3年3月に策定した第2期さいたま市スポーツ振興まちづくり計画では、「さいたま市国際スポーツタウン構想」の考え方や、スポーツ産業の創出・発展といった視点を加え、各種のスポーツ振興策に取り組んできた結果、成人の週1回以上スポーツをする市民の割合が、平成22年度の39.7%から令和6年度の71.8%にまで大きく増加しました。

このたび、本計画の中間年を迎えたことから、計画の進捗状況や計画策定以降の社会経済状況の変化に加え、国の第3期スポーツ基本計画やスポーツにかかる趨勢、本市の現況等を踏まえ、「する」スポーツ活動の推進はもとより、スポーツコンプレックスや「みる」「ささえる」スポーツ活動のより一層の充実に向けた改訂を行いました。

本市が目指す将来像、「健康で活力ある『スポーツのまち さいたま』～笑顔あふれる日本一のスポーツ先進都市の創造～」の実現に向けては、市民等、スポーツ関連団体、事業者の皆様との一丸となった取組が何より大切と考えております。皆様のより一層の御理解、御協力を引き続きよろしくお願いいたします。

結びに、改訂にあたっては、さいたま市スポーツ振興審議会委員の皆様をはじめ、多くの関係者の皆様から、貴重な御意見、御提言をいただきましたこと、ここに心から感謝を申し上げます。

令和8年3月

さいたま市長 清水 勇人

目次

序章 計画の策定にあたって.....	1
1. 計画策定の目的.....	1
2. 計画期間.....	1
3. 計画の位置付け.....	2
4. 持続可能な開発目標（SDGs）を意識した施策の推進.....	3
5. 本計画におけるスポーツ.....	4
I. 計画の将来像.....	7
1. 本計画で目指す「スポーツのまち」の将来像.....	7
II. スポーツを取り巻く現状と課題.....	9
1. 国の関連施策等.....	9
2. 県の関連施策.....	11
3. 我が国のスポーツの趨勢(すうせい).....	12
4. 本市の関連施策等.....	20
5. 本市のスポーツの現状と課題.....	21
III. 基本方針、基本施策.....	59
1. 基本方針.....	59
2. 基本施策.....	61
IV. 各施策・事業.....	65
1. 広く、深く「まなぶ」「ささえる」基盤をより強固に.....	65
2. 体力や健康に貢献する「する」「みる」機会の更なる充実を.....	68
3. 活力のある先進都市をつくる「成長」のため新たな連携を.....	74
V. 重点施策・成果指標.....	77
1. 重点施策.....	77
2. 成果指標.....	83
VI. 計画の推進にあたって.....	85
1. 計画を推進するための体制.....	85
2. 事業推進のための手法.....	87
3. 計画の進行管理.....	87
参考資料.....	89

序章 計画の策定にあたって

1. 計画策定の目的

さいたま市のスポーツ振興まちづくり計画は、「さいたま市スポーツ振興まちづくり条例」第 8 条の規定に基づき、スポーツ振興まちづくりの具体的な施策について、総合的な推進を図るための基本的な計画として策定するものです。このたび、令和 3（2021）年 3 月に策定した「第 2 期さいたま市スポーツ振興まちづくり計画」について、計画期間の中間年を迎えたことから、進捗状況を踏まえ、社会・経済情勢、国の政策動向等の変化に対応した計画とするため、改訂を行いました。

さいたま市スポーツ振興まちづくり条例

スポーツ振興まちづくりの基本理念を定め、市の責務並びに市民等、スポーツ関連団体及び事業者の役割を明らかにすることにより、スポーツ振興まちづくりに関する施策を推進し、もって、市民等の心身の健全な発達、明るく豊かな市民生活の形成及び活力ある市の実現に寄与することを目的とし、平成 22（2010）年 4 月に施行しました。

さいたま市スポーツ振興まちづくり計画

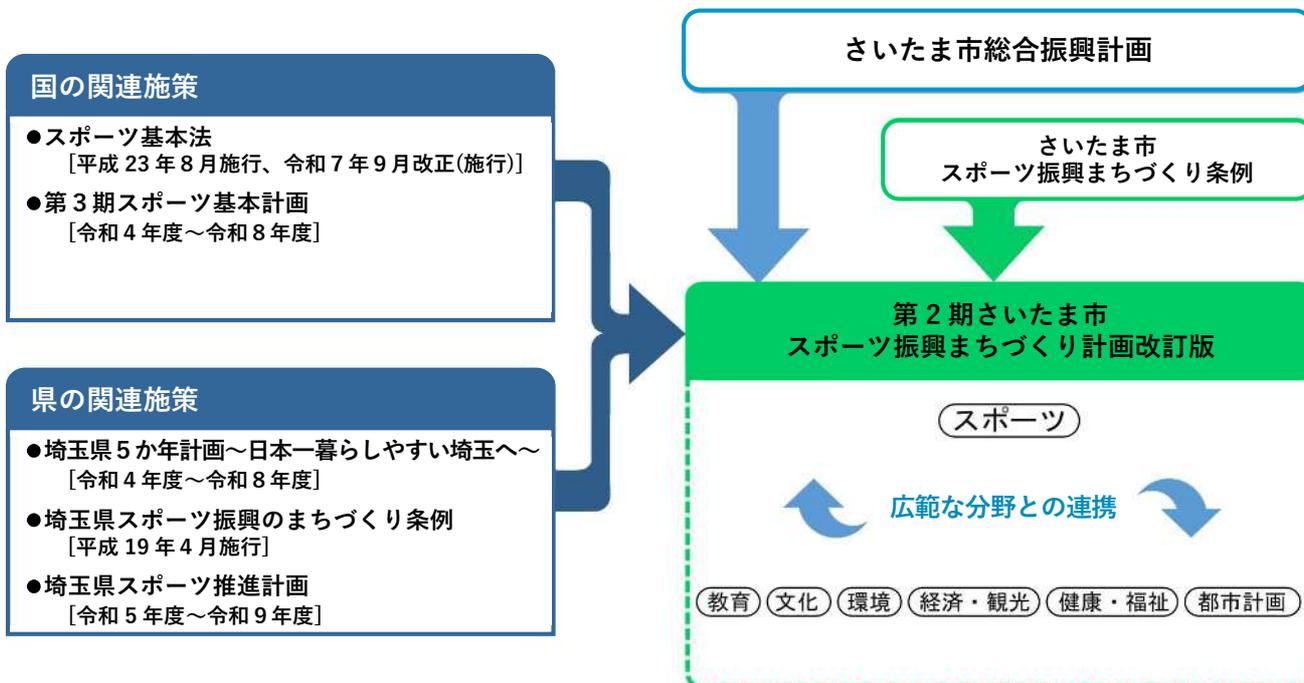
すべての市民等が障害の有無及び身体能力・運動能力の違いにかかわらず、いつでも、どこでも、いつまでも、スポーツにかかわることができる機会を増やすとともに、人種、文化、言語といった垣根を越えて、教育、文化、環境、経済・観光、健康・福祉、都市計画の広範な分野において、市民等、スポーツ関連団体、事業者及び行政が連携を強化することにより、生涯スポーツの振興及びスポーツを活用した総合的なまちづくりを推進します。

第 2 期計画では、従前の「さいたま市スポーツ振興まちづくり計画」に加え、「さいたま市国際スポーツタウン構想」の考え方を取り入れるとともに、地方創生やスポーツ産業の創出・発展といった新たな視点を取り入れた施策展開を図ります。

2. 計画期間

令和 3（2021）年 4 月から令和 13（2031）年 3 月までの 10 年間とします。

3. 計画の位置付け



4. 持続可能な開発目標（SDGs）を意識した施策の推進

「持続可能な開発目標（SDGs）」は平成 27（2015）年 9 月の国連サミットにおいて採択された 2030 アジェンダに掲げられた、令和 12（2030）年を期限とする社会全体の普遍的な国際目標です。これは、持続可能な世界を実現するための 17 のゴールと 169 のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない」ことを誓っています。また、同アジェンダにおいて、「スポーツもまた、持続可能な開発における重要な鍵となるものである。」と述べられており、「スポーツの持つチカラ」を広める取組が進められています。

スポーツ庁では、「スポーツ SDGs」として、スポーツの持つ、人々を集める力や人々を巻き込む力を使って、SDGs の認知度向上、ひいては社会におけるスポーツの価値の更なる向上に取り組んでいます。

本市では、国が進める「持続可能な開発目標（SDGs）実施指針」のもと取組を進めており、「大宮駅グランドセントラルステーション化構想」や「東日本連携事業」、浦和美園地区を中心とした「スマートシティ」等の取組に加え、（仮称）E-KIZUNA グローバルパートナーシップ事業を通じた、本市のブランド価値向上と、国際的ステークホルダーとの交流を深化させることによるビジネスチャンス・雇用の拡大を図るといった取組・提案が評価され、令和元（2019）年 7 月に「SDGs 未来都市」として選定されました。

本計画においても、「スポーツの持つチカラ」を意識しながら、「スポーツ SDGs」の趣旨に則り、計画全体の最適化や課題解決を加速化させ、持続可能な開発目標(SDGs)の達成に向けて取り組んでいきます。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



国際連合広報センター

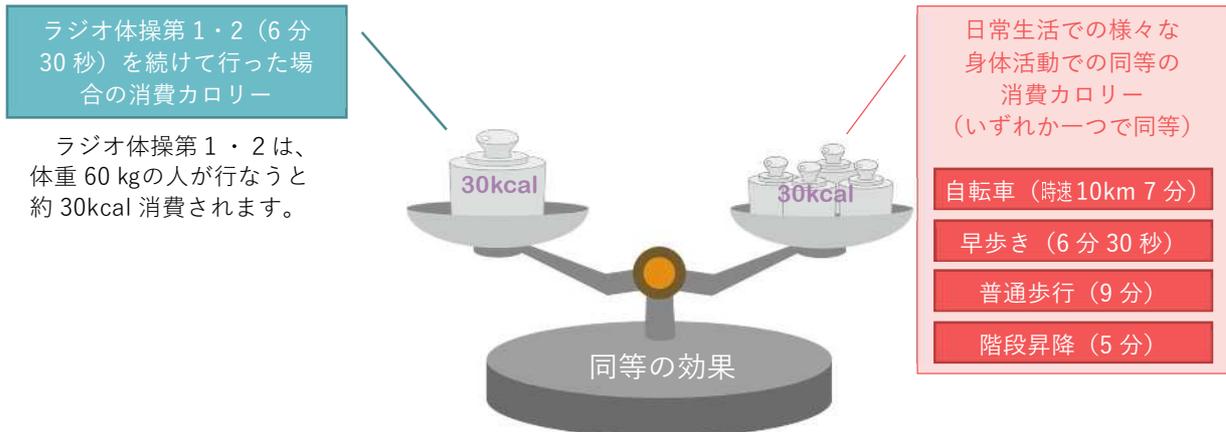
5. 本計画におけるスポーツ

(1) スポーツの範囲

本計画では、競技スポーツ、レクリエーション(キャンプ活動やその他の野外活動等を含む)から、健康維持のための軽い運動(散歩やラジオ体操等)、さらに、日常の活動(徒歩や自転車による通勤・買い物等)までを含めた、様々な身体活動のことを「スポーツ」とします。

一般的には、一定時間以上続けて行うトレーニングやジョギング、また競技スポーツなど仲間や時間がないとできないものがスポーツであると考え、余暇時間の少ない勤労者や子育て世代の人たちは、スポーツに取り組むことを諦めてしまいがちです。しかし、以下の図に示したとおり、日常生活での通勤や買い物における歩行、自転車による移動等の身体活動も、身体を動かすということを意識して継続することで、消費カロリーにおいてスポーツと同等の効果があることに着目し、本計画では、日常生活の様々な場面をスポーツとしてとらえ、健康・体力づくりへと結び付けていくための情報や機会を提供する取組を行っていきます。

ラジオ体操第1・2と日常生活での様々な身体活動での消費カロリーを比較してみると…



(2) スポーツの意義

スポーツは、身体を動かすという人間の本源的な欲求に応え、精神的な充足をもたらすとともに、スポーツを通じて、人生を楽しく健康で生き生きとしたものにしたり、スポーツを通じて人々がつながり、価値を共有することで、社会課題の解決に貢献したりすることができます。

本市ではこれまでも、少子化や高齢化、環境問題、コミュニティの再生などの様々な社会課題を、スポーツを活用して解決することで、スポーツの価値を高める取組を進めてきました。

また、平成28(2016)年に国土交通省が策定した「首都圏広域地方計画」において、東日本からの多種多様なヒト、モノ、情報等が集積して交流する東日本の対流拠点として位置付けられたことを強みとして、本市ではスポーツツーリズムやMICE施策の推進、企業誘致など、スポーツを通じて市のブランド力を高めることで、「選ばれる都市」として持続可能な成長をしていくため、「さいたま市スポーツ振興まちづくり条例」に基づき各方面からスポーツ行政を進めています。

▶ 心身の健康増進	体力の向上、心身のストレスの解消、生活習慣病の予防、生きがいづくり など
▶ 青少年の健全育成	基礎体力の向上、自己責任、克己心やフェアプレー精神、コミュニケーション能力の育成、子どもたちの心身のストレスの解消 など
▶ 地域コミュニティの形成	地域の人々の交流、地域の誇りと愛着の創出、地域社会の再生、地域の一体感や活力の醸成 など
▶ 経済発展への寄与	スポーツ産業の広がり、雇用創出、健康の保持増進による医療費節減の効果 など
▶ 国際友好・親善への貢献	世界共通の文化、世界の人々との相互理解や共通認識、国際交流 など

(3) 「する」「みる」「まなぶ」「ささえる」スポーツ活動

本市では「する」「みる」「まなぶ」「ささえる」スポーツ活動にかかわり、心身ともに健康で明るい毎日を過ごせるよう、市、市民等、スポーツ関連団体及び事業者が連携協力を図りながら、スポーツ振興に関する各種施策を実施します。

	<p>「する」 スポーツ活動</p> <ul style="list-style-type: none"> ・スポーツプログラムの提供 ・スポーツ活動への支援 ・スポーツ情報の整理・提供 など
	<p>「みる」 スポーツ活動</p> <ul style="list-style-type: none"> ・スポーツ大会・イベントの開催 ・各種競技大会、関連イベントの誘致・支援 ・スポーツ観戦の推進 ・次世代スポーツ施設の誘致・整備検討 など
	<p>「まなぶ」 スポーツ活動</p> <ul style="list-style-type: none"> ・スポーツ教室の開催 ・指導者講習会の開催 ・デジタル技術を活用したスポーツ人材の育成 など
	<p>「ささえる」 スポーツ活動</p> <ul style="list-style-type: none"> ・スポーツ施設・環境の整備 ・指導者・審判員の育成支援 ・スポーツボランティアの支援 など

1. 計画の将来像

1. 本計画で目指す「スポーツのまち」の将来像

「さいたま市スポーツ振興まちづくり条例」においては、すべての市民等が障害の有無及び身体能力・運動能力の違いにかかわらず、いつでも、どこでも、いつまでも、スポーツにかかわることができる機会を増やし、市の教育、文化、環境、経済、福祉、都市計画等の広範な分野において、市民等、スポーツ関連団体、事業者及び行政が連携を強化することにより、生涯スポーツの振興及びスポーツを活用した総合的なまちづくりの推進を図り、健康で活力ある「スポーツのまち さいたま」を築くことを掲げています。

そこで、本市が目指す将来像を“健康で活力ある「スポーツのまち さいたま」～笑顔あふれる日本一のスポーツ先進都市の創造～”とし、4つのまちの姿に整理し実現を目指します。



II. スポーツを取り巻く現状と課題

1. 国の関連施策等

国では、平成 23（2011）年にスポーツ基本法の制定、平成 24（2012）年にスポーツ基本計画の策定、平成 27（2015）年にスポーツ庁の設置、平成 29（2017）年に第 2 期スポーツ基本計画の策定等スポーツ立国に向けた取組を進めています。

令和 4（2022）年に策定した現行の第 3 期スポーツ基本計画では、本質的な『スポーツそのものが有する価値』（Well-being）と、スポーツを通じた地域活性化、健康長寿社会の実現など『スポーツが社会活性化等に寄与する価値』を更に高めるべく、東京オリンピック・パラリンピック競技大会のスポーツ・レガシーの継承・発展に向けて特に重点的に取り組むべき施策や「つくる/はぐくむ」「あつまり、ともに、つながる」「誰もがアクセスできる」という新たな三つの視点を支える施策も含め、総合的かつ計画的に取り組む施策として 12 項目を掲げています。

その後、令和 7（2025）年のスポーツ基本法改正では、スポーツによる地域振興の推進、健康で活力に満ちた長寿社会や共生社会の実現等を基本理念に加えるとともに、まちづくりと一体的なスポーツ施設整備、発達段階に応じたスポーツ推進等を基本施策に加えています。

第 3 期スポーツ基本計画（概要）

【第 2 期計画期間中の総括】

- ① 新型コロナウイルス感染症：
 - ▶ 感染拡大により、スポーツ活動が制限
- ② 東京オリンピック・パラリンピック競技大会：
 - ▶ 1 年延期後、原則無観客の中で開催
- ③ その他社会状況の変化：
 - ▶ 人口減少・高齢化の進行
 - ▶ 地域間格差の広がり
 - ▶ DX など急速な技術革新
 - ▶ ライフスタイルの変化
 - ▶ 持続可能な社会や共生社会への移行

こうした出来事等を通じて、改めて確認された

- ・「楽しさ」「喜び」「自発性」に基づき行われる本質的な『スポーツそのものが有する価値』（Well-being）
- ・スポーツを通じた地域活性化、健康増進による健康長寿社会の実現、経済発展、国際理解の促進など『スポーツが社会活性化等に寄与する価値』

を更に高めるべく、第 3 期計画では次に掲げる施策を展開

1. 東京オリ・パラ大会のスポーツ・レガシーの継承・発展に資する重点施策

- 🏃 持続可能な国際競技力の向上
- 🏠 共生社会の実現や多様な主体によるスポーツ参画の促進
- 🌐 スポーツを通じた国際交流・協力
- 🏟️ 大規模大会の運営ノウハウの継承
- 🎵 地方創生・まちづくり
- 🛡️ スポーツに関わる者の心身の安全・安心確保

2. スポーツの価値を高めるための第 3 期計画の新たな「3つの視点」を支える施策

スポーツを「つくる/はぐくむ」

社会の変化や状況に応じて、既存の仕組みにとらわれずに柔軟に見直し、最適な手法・ルールを考えて作り出す。

スポーツで「あつまり、ともに、つながる」

様々な立場・背景・特性を有した人・組織があつまり、ともに課題に対応し、つながりを感じてスポーツを行う。

スポーツに「誰もがアクセスできる」

性別や年齢、障害、経済・地域事情等の違い等によって、スポーツの取組に差が生じない社会を実現し、機運を醸成。

3. 今後 5 年間に総合的かつ計画的に取り組む 12 の施策

- ① 多様な主体におけるスポーツの機会創出
- ② スポーツ界における DX の推進
- ③ 国際競技力の向上
- ④ スポーツの国際交流・協力
- ⑤ スポーツによる健康増進
- ⑥ スポーツの成長産業化
- ⑦ スポーツによる地方創生、まちづくり
- ⑧ スポーツを通じた共生社会の実現
- ⑨ スポーツ団体のガバナンス改革・経営力強化
- ⑩ スポーツ推進のためのハード、ソフト、人材
- ⑪ スポーツを実施する者の安全・安心の確保
- ⑫ スポーツ・インテグリティの確保

スポーツ庁政策課公表資料より作成

また、令和7（2025）年の第2期スポーツ未来開拓会議による最終報告「今後のスポーツの成長産業化を見据えた、当面の取組等についてのとりまとめ」では、遅くとも2030年までにスポーツ市場規模15兆円を達成し更なる高みを目指すとしており、特に成長を期待する分野への施策として、まちづくりと一体となったスタジアム・アリーナの整備・活用（スポーツコンプレックス）やスポーツ振興等を挙げています。

2. 県の関連施策

埼玉県では、平成 18（2006）年に「埼玉県スポーツ振興のまちづくり条例」の制定、平成 25（2013）年にスポーツ推進にかかる部門別計画として「埼玉県スポーツ推進計画」の策定、平成 30（2018）年に第 2 期計画「埼玉県スポーツ推進計画（平成 30～34 年度）」の策定等を行い、スポーツに関する施策を推進しています。

令和 5（2023）年に策定された現行の第 3 期計画「埼玉県スポーツ推進計画（令和 5 年度～令和 9 年度）」では、「スポーツがはぐくむ 輝く埼玉」を理念として掲げ、「すべての県民にスポーツを」「多彩なスポーツの機会創出」「県民に夢と希望を与える埼玉トップアスリートの輩出」「社会におけるスポーツの力の発揮」の 4 つの基本目標のもと、スポーツ実施率の低い女性、働く世代・子育て世代のスポーツ機会の充実や、スポーツを支える基盤づくりなどの施策を推進することとしています。

基本理念	基本目標	施策	取組
スポーツがはぐくむ 輝く埼玉	目標1 すべての県民にスポーツを ～誰もが生涯に渡る充実したスポーツライフを～ 【指標1】週に1回以上スポーツをする成年の県民の割合 ・スポーツ・レクリエーション活動を週に1回以上する成年の県民の割合（スポーツ実施率） 65.0%以上 【指標2】子供のスポーツ意欲 ・中学校を卒業した後、自主的に運動やスポーツをする時間をもちたいと思う県内中学2年生の割合 85.0%以上 【指標3】パラスポーツの推進 ・彩の国ふれあいピックの参加者数 4,500人以上	施策1 スポーツ実施率の低い女性、働く世代、子育て世代のスポーツ機会の充実 施策2 子供・若者のスポーツ活動の充実 施策3 パラスポーツの機会の充実 施策4 スポーツを通じた高齢者の健康増進・生きがいづくり	(1) 女性のライフステージに応じたスポーツの機会の提供 (2) 働く世代・子育て世代のライフスタイル、ニーズに応じたスポーツの機会の提供促進 (3) スポーツ科学を活用したスポーツ実施率の向上促進 (1) 学校体育の充実 (2) 学校運動部活動の充実と地域クラブ活動への移行に向けた支援 (3) 地域におけるスポーツ活動の充実 (4) スポーツを通じた青少年の健全育成 (1) 障害者に応じたスポーツの機会の創出 (2) パラスポーツの推進 (1) 高齢者がスポーツに気軽に参加できる場や機会の充実 (2) 第38回全国健康福祉祭（ねりんピック）さいたま大会（仮称）の開催 (3) スポーツを通じた健康増進・健康長寿社会の実現
	目標2 多彩なスポーツの機会創出 ～県民一人一人がスポーツの価値を享受～ 【指標4】スポーツを現地で観戦した割合 ・過去1年間に県内で行われたスポーツ大会やスポーツの試合（プロ・アマ問わず）を実際に会場で観戦する機会があった県民の割合 50.0%以上 【指標5】スポーツに関するボランティアに参加した割合 ・スポーツイベントやスポーツの指導への協力等、スポーツに関するボランティア活動を行っている県民の割合 10.0%以上	施策5 スポーツを支える基盤づくり 施策6 スポーツを楽しむことができる多様な機会の創出	(1) スポーツの機会を提供する多様な担い手の育成・連携推進 (2) スポーツを支える担い手が活躍する場の充実 (3) スポーツ・レクリエーションの場・施設の整備推進 (4) スポーツに関する情報発信の強化 (5) スポーツにおけるDXの推進 (1) 身近で気軽にスポーツに親しめる機会の充実 (2) 多彩なスポーツ大会、イベントの誘致・開催 (3) プロトップスポーツチーム等を身近に感じる機会の拡大
	目標3 県民に夢と希望を与える 埼玉トップアスリートの輩出 ～スポーツ先進県埼玉の更なる発展～ 【指標6】アスリートの活躍（国内） ・国民体育大会（国民スポーツ大会）における天皇杯（男女総合成績） 3位以上 【指標7】アスリートの活躍（国際） ・国際大会における埼玉県ゆかりの選手の8位以上の年間延べ入賞者数 500人以上	施策7 スポーツ科学によるアスリート（パラアスリート含む）の競技力向上 施策8 スポーツ・インテグリティ及び安全・安心の確保	(1) 競技スポーツ人口の拡大及びアスリートの発掘・育成・強化支援 (2) アスリートの競技力向上支援 (3) アスリートの競技継続支援 (4) プロトップスポーツチーム等と連携した支援の充実 (5) 支援体制の強化 (6) 屋内50m水泳場、スポーツ科学拠点施設の整備推進 (1) スポーツ団体の組織力・ガバナンス強化 (2) スポーツ団体のコンプライアンスの徹底・スポーツにおけるハラスメントの防止 (3) スポーツ・インテグリティの促進・ドーピングの防止 (4) スポーツ事故・スポーツ障害の防止
	目標4 社会におけるスポーツの力の発揮 ～スポーツを通じた活力のある社会の実現～ 【指標8】プロトップスポーツチーム・トップアスリートとの連携 ・プロ・トップスポーツチームやトップアスリートと県との連携事業数 7.2件以上	施策9 スポーツを通じた共生社会の実現 施策10 スポーツを通じた地域の活性化	(1) 女性の活躍 (2) パラスポーツの普及、裾野拡大 (3) 国際交流の促進 (1) スポーツを核とした魅力ある地域づくり (2) プロトップスポーツチームやトップアスリートとの連携・協働による地域振興 (3) スポーツの成長産業化

埼玉県県民生活部スポーツ振興課

3. 我が国のスポーツの^{すうせい}趨勢

我が国のスポーツを取り巻く^{すうせい}趨勢は、国が第2期スポーツ基本計画で示した「一億総スポーツ社会」の実現を目指し、「スポーツ参画人口」の拡大に向けて、スポーツへの入口の多様化、スポーツプレイヤーが生涯にわたってスポーツに安心して参加し続けることができるような環境の充実、多様なスポーツコンテンツとスタジアム・アリーナを活用した新ビジネスを軸にしたスポーツ産業の振興が、産学官をあげた取組として進んでいます。スポーツを社会課題の解決や地域経済の活性化に有効な成長産業のひとつとして位置付け、活用される機会も増えています。また、新型コロナウイルス感染症の影響と東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催を通じて、「楽しさ」や「喜び」を得るというスポーツの価値が再確認されたところであり、第3期スポーツ基本計画において、スポーツの価値を高める施策が重点的に盛り込まれたことを受け、多様な主体のスポーツ機会創出や健康増進、スポーツの波及効果による地方創生やまちづくり、共生社会の実現、DXの推進等の取組も進められています。

(1) スポーツ参画人口の拡大

① スポーツの入口の多様化

■ スポーツ・イン・ライフ

スポーツ庁では、スポーツ実施率向上のためには、スポーツを実施していない者やスポーツに関心がなかった者に対してスポーツをする気にさせる施策を実施し、その情報を的確に発信することが重要であるとして、「スポーツ実施率の向上のための行動計画」を策定しました。また、「スポーツ・イン・ライフ」をキャッチフレーズとし、施策の対象、段階、取り組むべき主体について整理したうえで、ターゲット毎に方向性を示し、新たなアプローチを進めています。「子ども・若者に対しては楽しみながら体を動かす運動遊びを中心とした取組」「ビジネスパーソンに対しては、企業によるスポーツ実施や日常生活においても気軽に取り組めるという認識を普及させる取組」「高齢者に対しては、無理なくできるスポーツ・レクリエーション活動のプログラムの活用・普及により、できるだけ長くスポーツを楽しめる取組」「女性に対しては、ライフステージに応じて気軽にスポーツができるプログラムの開発や健康問題の払しょくのための取組」「障害者に対しては、スポーツの価値、楽しさを実感できる取組とともに、障害者スポーツを『ささえる』人材を育成する取組」等が進められています。さらに、スポーツ実施率の向上の視点に加え、質的な視点を持った取組を推進することが重要であるとして、ライフパフォーマンスの向上（それぞれのライフステージにおいて最高の能力が発揮できる状態）を目指し、自発的な目的に合わせた自身に適した運動・スポーツの実施を推進しています。

■ 新しいスポーツ

サッカーや野球、バスケットボールといったこれまでの競技スポーツに加え、近年では誰でも参加できる「ニュースポーツ」が誕生しています。また、「アーバンスポーツ」や「e スポーツ」、「ゆるスポーツ」といった新しい形のスポーツも多数考案されています。さらに、ルールや設備の簡略・簡便化や、新しいコンセプトを取り入れ、みんなで新しいスポーツを考える「スポーツ共創」といった取組も行われています。

現在、スケートボードや3×3（スリー・エックス・スリー）バスケットボール、自転車競技の一種であるBMXといった「アーバンスポーツ」も注目されています。アーバンスポーツは、一般的に街中で行える競技が多く、見た目の格好良さや派手な大会演出、東京2020大会における正式種目への採用などにより、若者を中心に人気が広がっています。一方で、街中で気軽に行うことができ、かつ時間的な自由度が高いなどといったことから、他人への迷惑行為や騒音の発生といった問題や、専用施設の不足等の課題もあります。

「e スポーツ」は、平成30（2018）年のアジア競技大会において公開競技として実施され、日本代表チームが金メダルを獲得したほか、国内でも国民体育大会の文化プログラムとしての実施や、大規模なイベント開催などにより、近年認知度が高まっています。地方自治体や民間企業によるeスポーツを地方創生に活用しようという動きや、eスポーツに関する調査・研究も進められており、eスポーツのイベント開催などによる地域活性化の取組のほか、障害者や高齢者など福祉分野での導入なども進められています。しかし、WHOの国際疾病分類におけるゲーム障害の認定や、他県における「ネット・ゲーム依存症対策条例」の制定など、課題も多く指摘されており、普及に向けて法律やルール、仕組み等の整備が必要となっています。

② スポーツ人材の育成

■ より高みを目指すためのテックの活用

トップレベルのスポーツ選手に対しては、より高みを目指すための、スポーツ関連分野やテック分野での専門家によるコーチ・サポートが行われるようになり、選手自身が論理的な思考力や自発性・創造性・判断力・問題解決力などを身につけることも期待されるようになってきました。また、21世紀型の新しい教育として、科学（Science）、技術（Technology）、工学（Engineering）、芸術（Art）、数学（Mathematics）の頭文字をとった「STEAM教育」が進められていますが、さいたま市ではスポーツ（Sports）を加えた「さいたま STEAMS 教育」を推進しており、スポーツを題材として数学を使って分析したり、プログラミングを通じて戦略を検討したりすることによって、論理的思考力を養う取組等が行われています。



浦和南高等学校での STEAMS 教育の取組
スポーツの教育的効果実証プロジェクト

■ 生涯にわたってスポーツと関われるキャリア形成

現役引退後も十分な経済的基盤を確保しながら、スポーツと関わりを持った生活を続けていくことができる環境づくりも重要だと考えられるようになってきました。スポーツ活動には、スポーツに取り組む選手を中心に、競技指導者やスポーツ栄養士、フィジカルトレーナー、メンタルトレーナーなどの専門スタッフ、審判員やボランティアなどの運営スタッフ、また試合を観戦し、応援するサポーターなど、多くの人がかかわっています。選手としてではなくても、関係者としてスポーツとかかわりを持つ機会も少なくありませんが、これらの質の高い指導、プレー環境、コミュニティなどの提供に必要な仕事では、生計を維持することが困難な実情もあります。

スポーツ庁や日本オリンピック委員会（JOC）、競技団体、大学、民間企業によって、スポーツ選手の引退後のセカンドキャリア支援制度を充実させるようになってきたことで、引退後に支援先に就職して、一定の収入を得ながら、スポーツにかかわることができるようなケースも増えています。さらに、競技活動と学業や仕事に並行して取り組みながら、キャリアを積んでいく「デュアルキャリア」といった取組も進められています。

■ スポーツが継続できる育成環境

近年は現役時代の身体の酷使によってその後の競技生活に影響が生じることのないよう、長くスポーツを続けることができる環境を整えることも、スポーツ参画人口の拡大に重要な要素であると考えられるようになってきました。特に、成長期の中学校・高等学校での部活動の適正化が求められています。

中学校・高等学校での部活動では、適切な練習時間や休養日の設定、部活動指導員の制度化によって、教育的な意義の実現と安全かつ適切なスポーツの技術指導とのバランスが図られるようになってきました。なお、部活動については、スポーツ庁・文化庁が令和4（2022）年に策定した「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」により、令和5（2023）年度から令和7（2025）年度までの3年間を改革推進期間として休日の学校部活動の段階的な地域連携・地域移行を進めてきたところですが、「地域スポーツ・文化芸術創造と部活動改革に関する実行会議」による令和7（2025）年5月の最終とりまとめで、次期改革期間を令和8（2026）年度から令和13（2031）年度までの6年間とし、休日については期間内に、原則、全ての部活動の地域展開の実現を目指すことが示されました。

女性の活躍促進は、第2期・第3期スポーツ基本計画において、ともに重要な施策のひとつとして位置付けられており、男性とは異なる女性特有の課題・関心に沿ったアプローチにより、スポーツを実施しやすい環境整備が求められています。

女性特有の課題に着目した医科学的なサポートや、雰囲気、ファッションといったスポーツ以外の付加価値等を提供することによる参加意欲の増進、スポーツ団体や指導者における女性の増加による抵抗感の低減などにより、女性がスポーツに参加しやすい環境を作っていくことが求められています。これらの取組により、スポーツから社会全体における女性活躍を推進していくことも可能となります。

(2) スポーツ産業の拡大

① スポーツ産業の振興

「日本再興戦略 2016」ではスポーツ産業を我が国の今後の成長産業のひとつとして位置付け、スポーツ市場規模を平成 27（2015）年の 5.5 兆円から、令和 7（2025）年までに 15 兆円に拡大させるという目標が示されました。産業としての規模拡大の手段としては、「スタジアム・アリーナ改革」や「新ビジネスの創出の促進」、「スポーツ分野の産業競争力強化」等があげられています。

スポーツ産業は、新型コロナウイルスの影響により、一時的な停滞を余儀なくされましたが、改めて成長産業としての活性化を図っていくことが求められます。

■ 地域経済に貢献するスタジアム・アリーナ

これまでの公共のスタジアムやアリーナ・体育館は、「する」スポーツを中心に、スポーツ・文化イベントや式典等の開催や市民や地域クラブによる利用が主であり、施設利用料以外に施設の建設コストの回収や維持・運営に資する収入（施設入場料、飲食物販事業に伴う収入、広告料等）が僅かしかなく、行政からの管理運営費により賄われてきた施設がほとんどです。スポーツ庁が平成 28（2016）年に設置した「スポーツ未来開拓会議」において、こうしたスタジアム・アリーナを「コストセンター」から「プロフィットセンター」に変えることで、スポーツの成長産業化の核となるインフラとして捉えるという考えが示されました。これは、民間のノウハウを活用した収益性の確保や周辺産業への波及効果を生む新たな産業集積拠点としての機能、街の賑わいの創出といったスポーツの波及効果を使ったまちづくりの推進といった考え方です。これらを取り入れた「みる」スポーツや様々なエンターテインメントイベント、企業展示会など多目的に利用が可能な興行用アリーナの整備・検討が各地で進められています。さらに、「第 2 期スポーツ未来開拓会議」における令和 7（2025）年の最終報告では、他の施設やインフラ等とともにまちづくりとして総合的・複合的に活用するスポーツコンプレックスの考え方を普及・浸透させ、地域の経済活性化や社会課題解決に一層貢献するものとしていくことが重要であると示されました。

このような興行用アリーナを整備することで、来訪者の増加による地域経済の振興や、需要の分散による市民や地域クラブの利用機会の増加等の効果が期待されます。

■ スポーツテックを活用した新しいスポーツビジネス

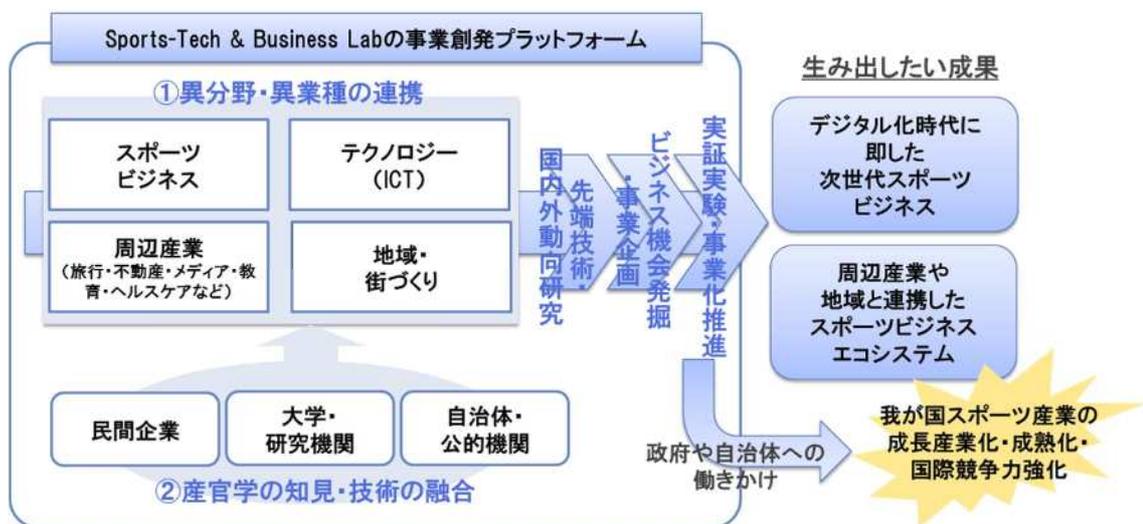
スポーツテックを活用した新しいスポーツビジネスの創出が進められており、AI（人工知能）の導入はプロスポーツチームだけでなく、一般にも普及し始めています。さらに、バスケットボールの B リーグや卓球の T リーグでは、インターネットを活用した映像配信にも力を入れ、試合を楽しむためのテクノロジーを使った新たなコンテンツを創出しています。

T リーグではスポーツデータ解析や AI 技術によるダイジェスト映像自動生成などが行われています。B リーグでは、試合会場と離れたライブビューイング会場とをリアルタイムで結び、試合会場での選手や観客席の音を 3D 音響で再現したり、5G 技術による双方向中継映像により会場間を結んで盛り上げたり、さらに MC による演出を交えた次世代スポーツ観戦「B.LIVE」等が行われ、このようなイベントが、プロスポーツクラブの新たなビジネスになることも期待されています。

■ スポーツの成長産業化

スポーツ産業の成長のため、ビジネスの世界のノウハウをスポーツの世界に取り入れる取組が、国内各地で進められています。スポーツ団体では経営力の強化のために、経営戦略の構築や営業、マーケティング等の専門ノウハウを持つビジネスプロフェッショナル人材の外部からの獲得等を国の支援を受けながら始めています。さらに、ビジネスで用いられるオープンイノベーションの手法を使ったスポーツの成長産業化の取組も、地方自治体やスポーツ団体、民間企業が主導するなど様々な方面から始まっています。

本市では、大学、民間企業、公的機関等が連携し、「スポーツビジネス」「まちづくり」「ICT（情報通信技術）」「周辺産業」の4分野に跨る事業創発を促すプラットフォームである「Sports-Tech & Business Lab」に参画し、産学官の知見や技術を融合したスポーツでのデジタル技術の活用によって、スポーツ振興と同時に地域活性化にも繋がるスポーツの成長産業化に取り組んできました。



©株式会社 NTT データ経営研究所

② 成長産業であるスポーツによる地域活性化

■ スポーツツーリズム

地域活性化のための成長産業のひとつとしてスポーツが注目されていますが、その中でも特に期待の大きいものが「スポーツツーリズム」です。スタジアム・アリーナで開催される大会・試合等を観戦に訪れた国内外の来訪者に、地域独自の魅力ある観光資源を使った「ユニークベニュー」をはじめ、グルメや産品、お土産等を紹介するなど、地域経済への波及効果の拡大を目指し、関係者は知恵を絞っています。特に、訪日外国人向けに体験性の高い「コト消費」として、これまで主流であったスノーリゾートの振興だけでなく、「武道ツーリズム」や文化・芸術と融合した「スポーツ文化ツーリズム」といった新たなコンテンツの開発も進められています。また、スポーツツーリズムの一環として、スポーツ観戦に特別な体験を融合させた高付加価値なサービス提供を行う「スポーツホスピタリティ」も注目されており、スタジアム・アリーナ整備に当たり、ホスピタリティのための施設等を導入することも検討されています。

■ 大学スポーツ

大学スポーツでは、駅伝、野球、ラグビー、アメリカンフットボールなどを中心に、各大学がレベルアップを競い、選手の獲得・教育・育成に力を注いできました。これらの大学スポーツの盛り上がりとともに、各チームの地元でも応援を通じて地域で盛り上がるができるか、さらに地域経済の活性化につながるかに注目が集まっています。そのような潜在力を有する大学スポーツの振興に向けた方策について検討が重ねられ、日本版 NCAA となる大学スポーツ協会（UNIVAS）が平成 31（2019）年 3 月 1 日に設立されました。

UNIVAS は、「大学スポーツの振興により、『卓越性を有する人材』を育成し、大学ブランドの強化及び競技力の向上を図り、もって我が国の地域・経済・社会の更なる発展に貢献する」ことを設立理念とし、映像配信(年間 600 試合)、指導者の意識向上につなげる研修、各種表彰、地区大会等へのメディカルサービスの提供の支援等の事業を通じて、学生だけでなく大学の運動部局、地域や企業にも多様なメリットを創出していこうとしています。「みる」スポーツとしての価値を高めて、収益を大学スポーツに還元する好循環の創造を目指しています。

■ 地域スポーツコミッション

より集客力のあるスポーツイベント・大会を誘致するには、先に示したようにスタジアム・アリーナを来場者にとってより魅力的な施設へと改革することで、起爆剤としての役割を果たすことが重要ですが、それだけでなく選手や観客にとって魅力ある環境づくりに地域を挙げて取り組むことも重要となります。その中心となっている組織が、地域スポーツコミッションです。

本市では全国の自治体に先駆けて、平成 23（2011）年にさいたまスポーツコミッションを設立しました。現在は全国各地で設立が進んでおり、スポーツによる持続的なまちづくりや地域の活性化の一翼を担った活動を続け、スポーツイベントや大会の誘致等を行っています。

(3) 新しいスポーツの姿

① 再確認された「スポーツの価値」

新型コロナウイルス感染症の感染拡大期は、感染症対策による「新しい生活様式」にあわせて、感染症に配慮し、接触や密な状態を回避しながら、スポーツの実施・観戦がされるようになり、スポーツ庁をはじめ、各競技団体等において感染拡大予防ガイドラインが示されました。「みる」スポーツでは、国内のプロ野球や Jリーグなどが、無観客試合による開幕・再開からスタジアムへの入場人数を制限しながら開催し、また、一部の競技種目では、選手が集まらないことからリモートアクセスによる大会を実施する例や、リモート応援など新たな取組も見られました。「する」スポーツでは、外出自粛による運動不足等から、新たにスポーツを始めるようになったり、スポーツジムなどにおけるリモート技術を使ったオンライントレーニングが普及するといった新たな動きが見られました。

このように、日常生活の中でスポーツへの関わりが制限されたことから、心身の健康保持、社会的なつながりやコミュニティ形成、社会・生活に活力を与えるといったスポーツが本来

持っている多面的な価値の見直しにつながりました。一方、感染拡大期を通じて加速したスポーツ分野におけるDX化により、スポーツ施設の運営管理の効率化だけでなく、VRやARの活用等を通じたオフラインとオンライン、デジタルとリアルが融合したスポーツの姿が模索されています。

東京オリンピック・パラリンピック競技大会は、新型コロナウイルスの影響下での開催となりましたが、選手達の活躍はスポーツのすばらしさを伝え、新たに採用された競技は多くの

人々の関心を集めました。また、大会運営に不可欠な存在として大きな役割を果たしたボランティアや、パラリンピックを通じた多様性や支え合いなど共生社会への理解の増進等、スポーツを取り巻く環境に大きな影響を与えました。スポーツ庁や自治体では、大会を通じて得られた「スポーツ・レガシー」の継承・発展に向けた施策に取り組んでいます。



オンラインサイクル・ランニングイベントを開催

② 科学的エビデンスに基づく「スポーツの価値」の普及のあり方

日本学術会議において、スポーツ庁長官からの依頼に基づき、科学的エビデンスに基づく「スポーツの価値」の普及のあり方について検討が行われ、令和2（2020）年6月に検討結果に基づく回答として以下の4点について示されました。

- (1) スポーツは、健康増進や学習・認知能力の伸長等に好影響を与え、社会全体の便益に寄与するものであるが、この「スポーツの価値」が広く認識されるためには、多様な人たちの参画が重要であり、個々人を尊重した画一的でないスポーツの実践を促すこと。
- (2) 「スポーツの価値」を高めるために、スポーツ科学やデータサイエンス、脳科学などあらゆる分野と融合した研究を進め、スポーツデータの取得と統合的解析に基づいた指導方法を考案し、指導にあたる必要があること。
- (3) 「eスポーツ」の普及は、幅広い年齢層や多様な人々のスポーツ参加を促し、新たな価値提供につながる一方、ゲームへの依存防止対策が課題となっており、教育等による根本的な対策の必要性の他、eスポーツをめぐる組織の整備、ルールの確立、指導者及び選手育成のシステムづくりが急務であること。

(4) 証拠に基づく政策立案（EBPM）の推進のための、現場での科学的データの取得を積極的に進めるとともに、収集されたデータの共有、分析を進めるための体制整備や仕組みの構築が必要であること。

③ ライフスタイルの変化

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う運動機会の喪失により低下したスポーツ実施率は、感染症拡大の収まりを受けても横ばいが続いています。しかし、感染症の拡大期を通じて、テレワークの増加に代表されるように人々の働き方やライフスタイルは変化しており、デジタル技術の進展とあわせてスポーツへの参画機会の増加や多様なスポーツ環境を提供する可能性も高まっていると考えられることから、世代や性別等に関わらずスポーツの持つ「楽しさ」などの価値の啓発を通じて、実施率の更なる向上を図ることが求められています。

④ スポーツを取り巻くその他の環境変化

近年、地球規模の気候変動を受けて、これまであまり見られなかった猛暑やゲリラ豪雨などが頻発しています。これらは競技やイベントの実施、参加者の体調等への影響が大きく、スポーツにとっての大きな脅威となっています。また、国内で依然として進行する少子高齢化と超高齢社会により、スポーツの参加者だけでなく、スポーツを支える基盤である担い手やスポーツ施設等の維持も困難になってきます。

こうした環境変化については幅広い分野への影響が考えられることから、多角的な対応が求められています。

4. 本市の関連施策等

本計画の上位計画にあたる「さいたま市総合振興計画」において、本市の魅力のひとつとして豊富なスポーツ資源があり、本市が成長・発展するための重点戦略の戦術として「笑顔あふれる日本一のスポーツ先進都市の創造」が位置付けられています。分野別の施策においては、「スポーツのまち さいたま」の実現とともに、近年の健康意識の高まりからスポーツによる健康づくりという視点を加えて、生涯スポーツの振興及びスポーツを活用した総合的なまちづくりを推進することとしています。

また、スポーツ施設に関する個別方針として、令和4(2022)年3月に「さいたま市スポーツ施設の整備方針」を策定しました。この方針は、平成29(2017)年3月に策定した「さいたま市スポーツ施設の整備・運営に関する指針」における本市が目指すべきスポーツ施設の整備に関する検討の方向性として掲げた「地域のスポーツ環境の整備」と「新たな交流を創出するスポーツ拠点の整備」を踏まえ、スポーツ施設のあり方や配置、有効活用について検討を行い、今後のスポーツ施設整備を計画的に進めていくための中長期を見据えた当面の方針を示したものです。

本計画においては、スポーツとまちづくりの広範な分野において連携を図ることとしており、他分野の個別計画等と密に連携を図りながら推進をしていきます。

5. 本市のスポーツの現状と課題

5-1 本市におけるスポーツの現状

令和6（2024）年度実施の「スポーツに関する市民意識調査」の結果を中心に、本市のスポーツの現状をまとめると以下ようになります。

■スポーツに関する市民意識調査の実施概要

実施期間：令和7（2025）年2月27日～3月3日

実施方法：インターネット調査

回答者数：20～79歳のさいたま市民1,000人

（市民の年齢・性別構成比を踏まえた層化抽出）

注：各グラフの％は小数点以下第2位で四捨五入をしているため、合計しても100.0％にならない場合があります。

(1) 市民の健康と体力、スポーツへの意識・関心の現状

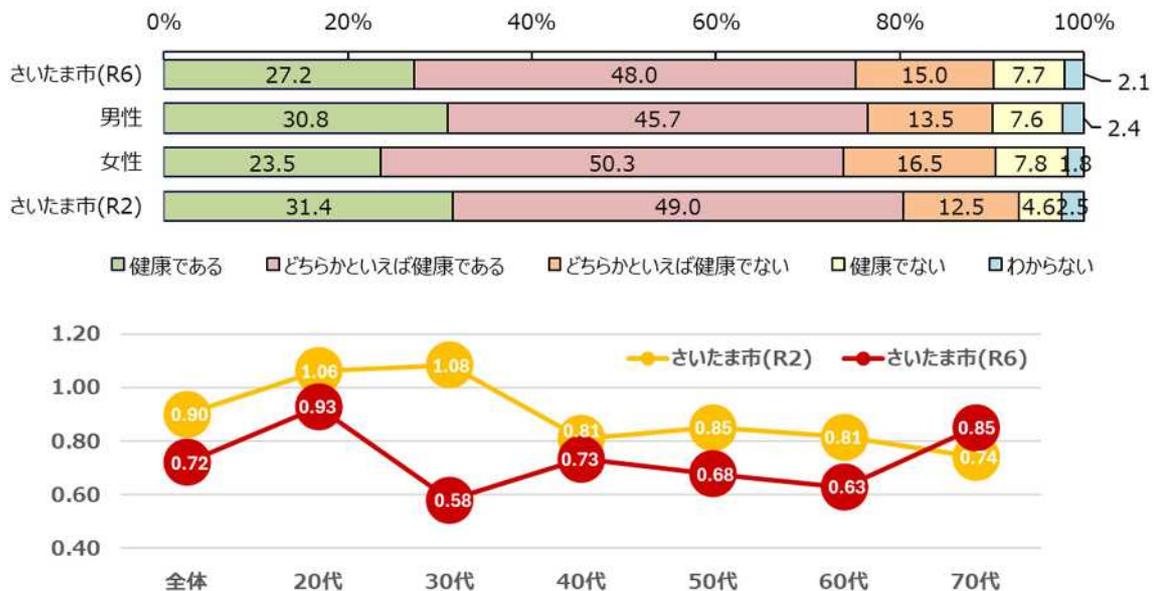
① 健康に対する意識

Q あなたは、このところ健康だと思いますか。（n=1,000）

全体の75.2％が「健康である」「どちらかといえば健康である」と肯定的に回答しています。令和2年度と比較すると、肯定的な回答の割合がやや低下しています。

回答を点数化して年代別の状況を見ると、20歳代と70歳代が高くなっています。令和2年度との比較では70歳代を除いて全般的に下回っており、30歳代では顕著な低下がみられます。

図表 5-1-1 健康だと思うか（上図：全体・男女別、下図：年代別）



注：年代別点数=健康である(%)×2+どちらかといえば健康である(%)×1+どちらかといえば健康でない(%)×-1+健康でない(%)×-2

資料：令和2年度・令和6年度スポーツに関する市民意識調査（さいたま市）

② 体力に対する意識

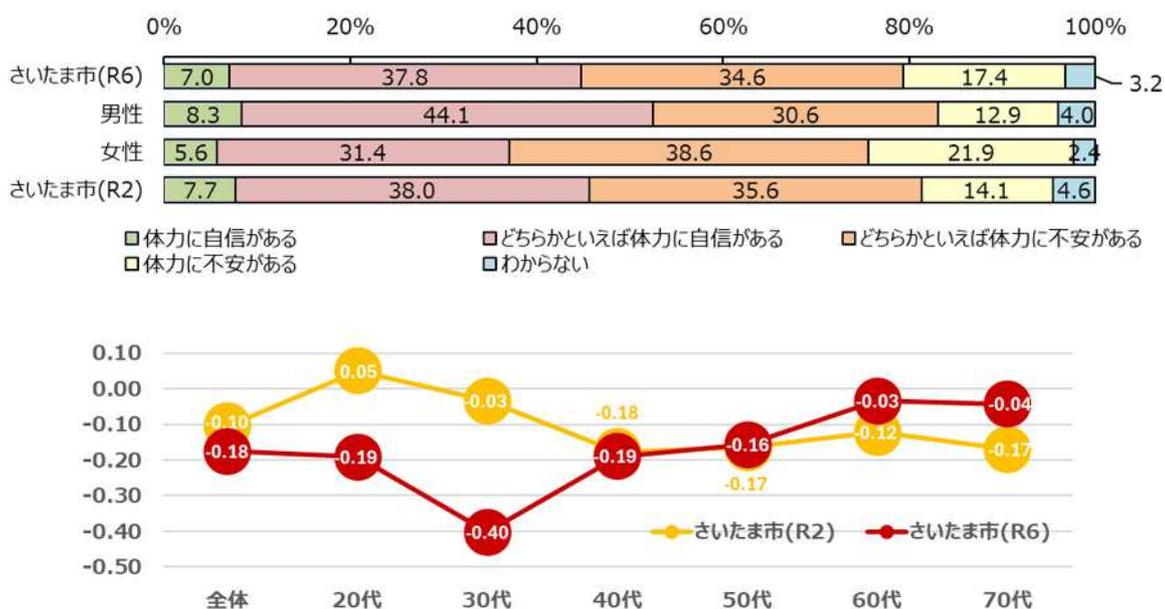
Q あなたは、ご自分の体力についてどのように感じていますか。(n=1,000)

全体の44.8%が「体力に自信がある」「どちらかといえば体力に自信がある」と回答しています。令和2年度と大きな変化はありませんが、「体力に不安がある」の割合がやや高くなっています。

男女で比較すると、女性は男性よりも不安を感じている傾向が強くなっています。なお、令和2年度よりも、女性が不安を感じている傾向がより強くなっています。

回答を点数化して年代別の推移を見ると、30歳代が特に低く、その後は年代が上がるにつれて回復しています。令和2年度との比較では、20歳代と30歳代の若い世代で大きく下回り、60歳代と70歳代の高齢世代では上回っています。

図表 5-1-2 体力についてどう感じるか（上図：全体・男女別、下図：年代別）



注：年代別点数=体力に自信がある(%)×2+どちらかといえば体力に自信がある(%)×1+どちらかといえば体力に不安がある(%)×-1+体力に不安がある(%)×-2

資料：令和2年度・令和6年度スポーツに関する市民意識調査（さいたま市）

③ 運動不足に対する意識

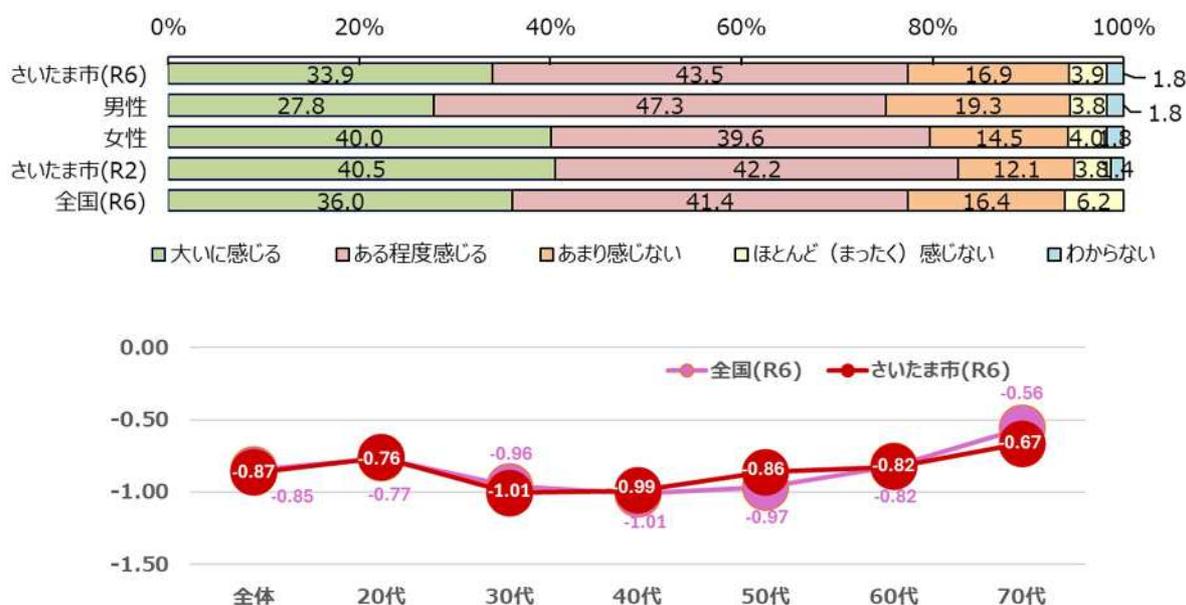
Q あなたは、普段、運動不足を感じますか (n=1,000)

全体の77.4%が運動不足を「大いに感じる」「ある程度感じる」と回答しており、全国とほぼ同様の傾向がみられます。ただし、令和2年度には82.7%と全国より運動不足感が若干高い傾向が見られたのに比べると改善しています。

男女で比較すると、男性では運動不足を「ある程度感じる」が47.3%と最も高くなっていますが、女性では「大いに感じる」が40.0%と最も高く、女性は体力の不安とともに運動不足の傾向も強くなっています。この傾向は令和2年度と同様ですが、「大いに感じる」の割合は6.5ポイント低下しており、改善がみられます。

回答を点数化して年代別の推移を見ると、30歳代、40歳代で運動不足を感じる傾向が強まり、50歳代から年代が上がるにつれて運動不足感が解消される傾向にあります。これは、全国とほぼ同様の傾向ですが、全国よりも若干運動不足感が強い傾向が70歳代にみられます。令和2年度との比較では、傾向としてはほぼ同様ですが、全ての年代において運動不足感は改善されています。

図表 5-1-3 運動不足を感じるか (上図：全体・男女別、下図：年代別)



注：年代別点数=大いに感じる(%)×-2 + ある程度感じる(%)×-1 + あまり感じない(%)×1 + ほとんど(全く)感じない(%)×2

資料：令和2年度・令和6年度スポーツに関する市民意識調査(さいたま市)
令和6年度「スポーツの実施状況等に関する世論調査」(スポーツ庁)

④ スポーツの大切さ

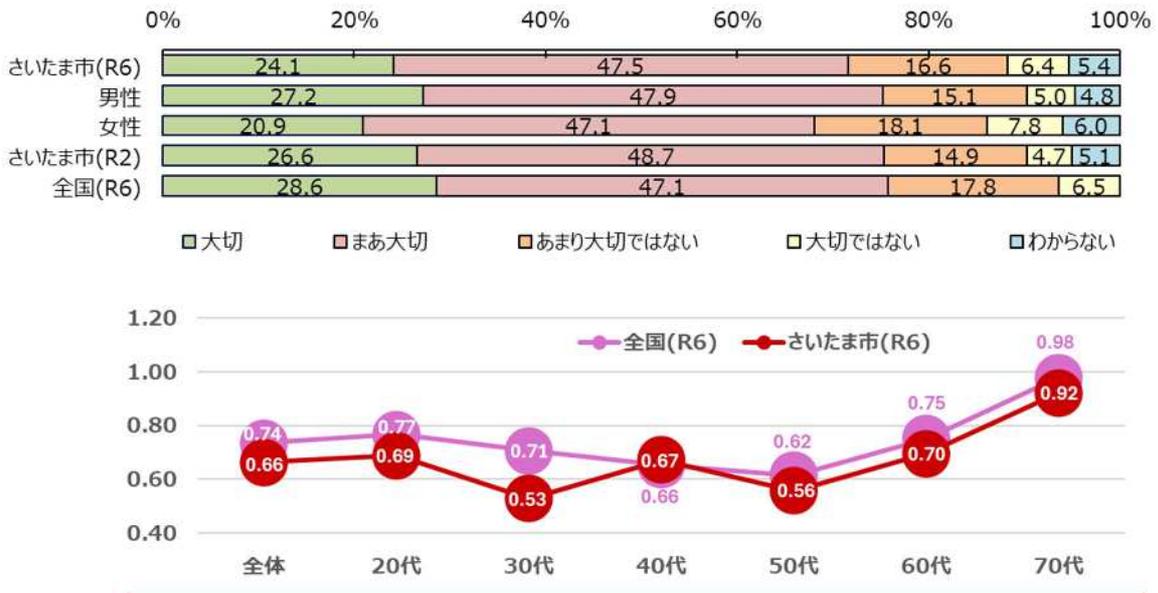
Q あなたにとって運動・スポーツは大切なものですか。(n=1,000)

全体の71.6%がスポーツを「大切」「まあ大切」と考えており、全国と比べて「大切」との意識がやや低い傾向がみられます。全国とほぼ同様の傾向だった令和2年度と比較しても低下しています。

男女で比較すると、男性では「大切」と考える人が女性よりも高く、「大切」「まあ大切」を合わせても、男性が7.1ポイント上回っています。令和2年度と比較すると、女性のうち「大切」「まあ大切」と考える割合が5.7ポイント低下しています。

回答を点数化して年代別の推移を見ると、「大切」との意識が50歳代で低く、その後60歳代、70歳代と年代が上がる毎に高まる傾向は全国と同様ですが、40歳代を除いて全国より低く、30歳代が特に低くなっています。令和2年度との比較では20歳代、30歳代で、大きく低下している状況がみられます。

図表 5-1-4 運動・スポーツの大切さ（上図：全体・男女別、下図：年代別）



注：年代別点数=大切(%)×2+まあ大切(%)×1+あまり大切ではない(%)×-1+大切ではない(%)×-2

資料：令和2年度・令和6年度スポーツに関する市民意識調査（さいたま市）

令和6年度「スポーツの実施状況等に関する世論調査」（スポーツ庁）

⑤ スポーツが個人や社会にもたらす効果

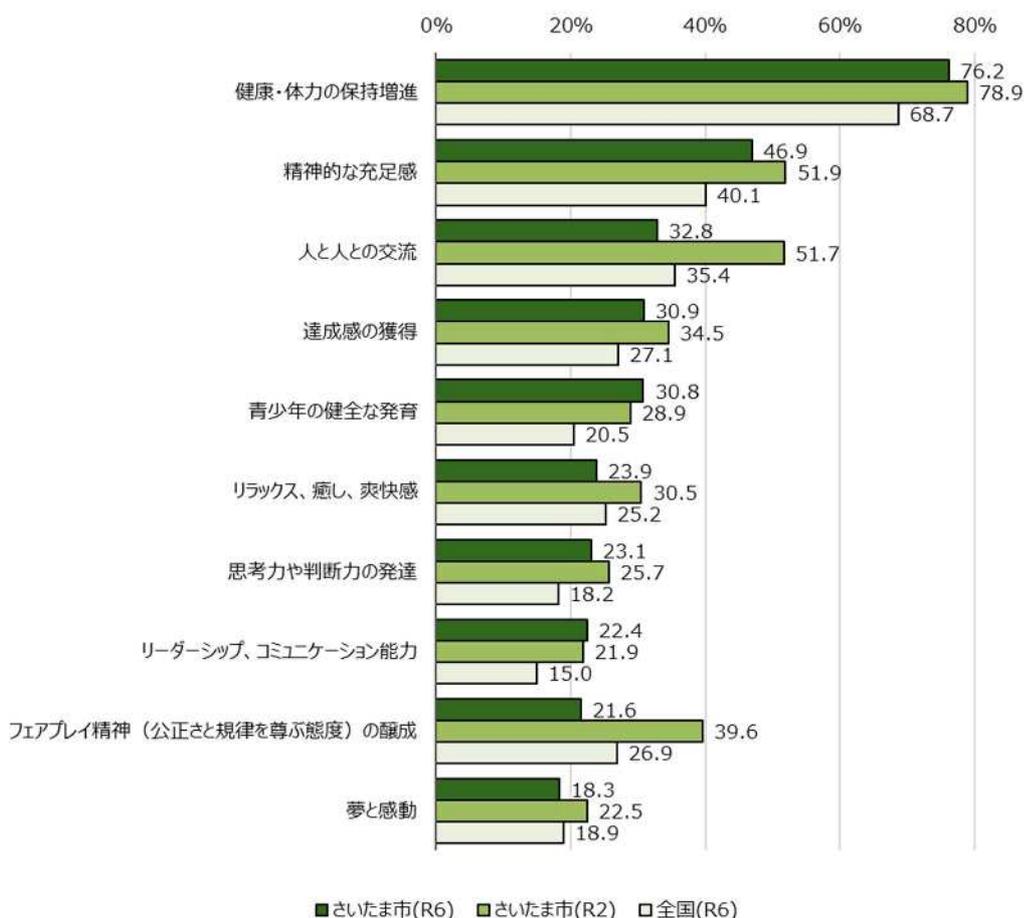
Q スポーツが個人や社会にもたらす効果についてあてはまると思うものはどれですか。(n=1,000)

スポーツがもたらす効果については、「健康・体力の保持増進」との回答が76.2%と最も高く、次いで「精神的な充足感」が46.9%、「人と人との交流」が32.8%となっています。全国との比較では大きな傾向の違いは見られませんが、「フェアプレイ精神（公正さと規律を尊ぶ態度）の醸成」については他の項目より比較的下回っています。

男女で比較すると、一般的に男性よりも女性の方が、効果があると回答している項目が多く、女性の方が多方面への期待を持っている傾向がみられます。

令和2年度との比較では、効果があると回答している項目が一般的に少なくなっており、「人と人との交流」「フェアプレイ精神（公正さと規律を尊ぶ態度）の醸成」については大きく下回っています。

図表 5-1-5 スポーツが個人や社会にもたらす効果について（トップ10）



資料：令和2年度・令和6年度スポーツに関する市民意識調査（さいたま市）
令和6年度「スポーツの実施状況等に関する世論調査」（スポーツ庁）

⑥ 運動やスポーツを「する」「みる」「まなぶ」「ささえる」活動への関心

Q あなたは、運動やスポーツを「する」「みる」「まなぶ」「ささえる」活動について、どのくらい関心がありますか。(n=1,000)

運動やスポーツを「する」「みる」活動については、「とても関心がある」「やや関心がある」の比較的関心を持っている割合が、それぞれ65.3%、60.2%と過半数を占めています。

男女で比較すると、「する」「みる」いずれについても、男性の方が関心を持っている割合が高くなっています。

一方、「まなぶ」「ささえる」活動では、関心を持っている割合が、それぞれ28.1%、17.1%と低くなっており、運動・スポーツの基盤づくりの面では強固といえない状況です。

男女別にみると、「まなぶ」活動については女性の方が比較的関心が高く、「ささえる」活動では男性の方が関心を持っている割合が高いものの、「する」「みる」ほどの差はありません。

図表 5-1-6 運動やスポーツを「する」「みる」「まなぶ」「ささえる」活動への関心

【する】スポーツ・運動を実際に行う



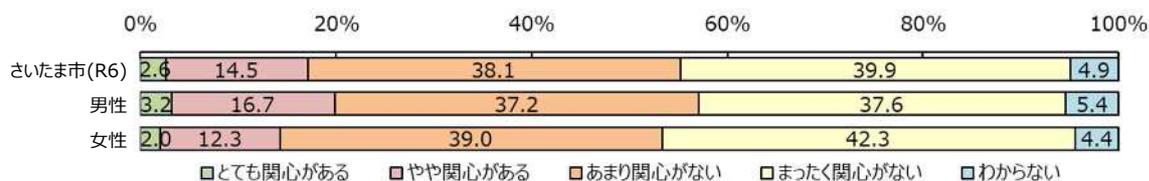
【みる】スポーツ・運動を観戦する（テレビ等を含む）



【まなぶ】スポーツ・運動の教室や講座に参加する



【ささえる】スポーツボランティア等に参加する



資料：令和6年度スポーツに関する市民意識調査（さいたま市）

(2) 「する」スポーツの実施状況

① 実施したスポーツ

Q あなたがこの1年間に行った運動やスポーツがあれば全部あげてください(学校の体育の授業として行ったものや、職業として行ったものは除きます)。(n=1,000)

全体では、この1年間に実施したスポーツのうち、最も多かったのは「ウォーキング」で69.0%の人が実施しています。次いで「自転車・サイクリング」が18.6%、「トレーニング」が18.5%、「体操(ラジオ体操・職場体操・美容体操等)」が17.1%となっています。

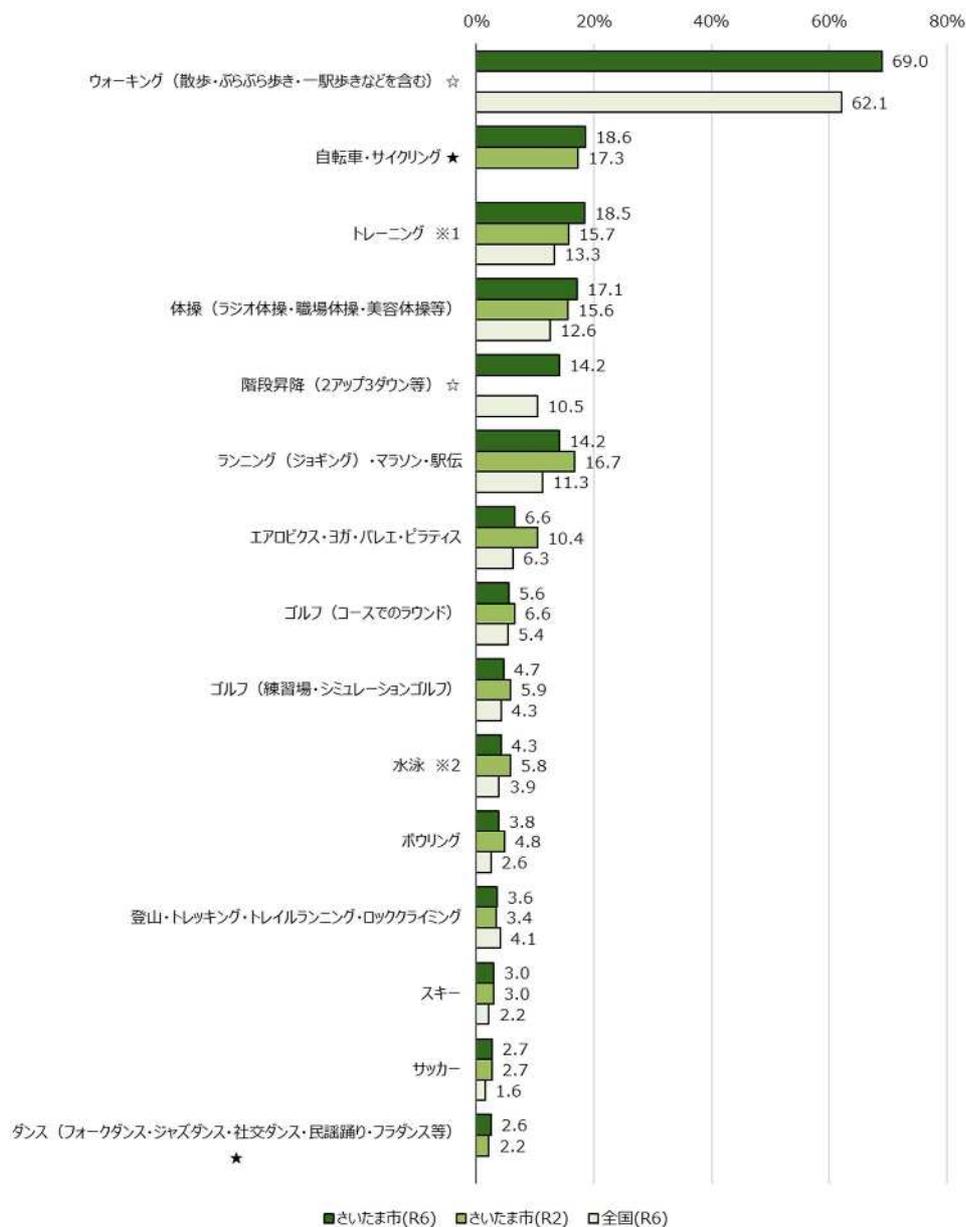
全国との比較では、種目の構成が一部異なることから直接の比較はできませんが、傾向としてこれらの実施率の高い種目は、ほぼ同様の状況にあるといえます。

男女ともに「ウォーキング」が最も多く、次いで男性では「ランニング(ジョギング)・マラソン・駅伝」「トレーニング」、女性で「体操(ラジオ体操・職場体操・美容体操等)」「自転車・サイクリング」となっています。

令和2年度と比較すると、上位では「ランニング(ジョギング)・マラソン・駅伝」や「エアロビクス・ヨガ・バレエ・ピラティス」等の実施率が下がり、「トレーニング」等が上昇しています。

個人や少人数でも実施ができ、自宅や周辺の道路といった身近な場所で、個人のペースで実施可能なものが上位にくる傾向がみられます。

図表 5-1-7 1年間に実施したスポーツの種目（トップ15種目）



※1 トレーニング：筋力トレーニング・トレッドミル（ランニングマシン）・エアロバイク・室内運動器具を使ってする運動等

※2 水泳：競泳・水球・飛び込み・アーティスティックスイミング・オープンウォータースイミング等

注：☆印の令和2年度調査結果及び★印の全国調査結果はは不掲載（選択肢の内容が一致しないため）

資料：令和2年度・令和6年度スポーツに関する市民意識調査（さいたま市）
令和6年度「スポーツの実施状況等に関する世論調査」（スポーツ庁）

② 年間でのスポーツ実施日数

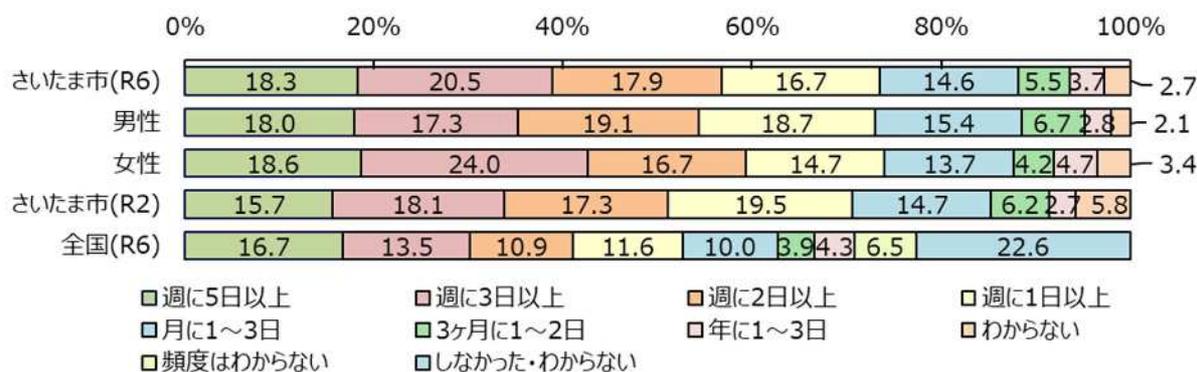
Q この1年間に運動やスポーツを実施した日数を平均すると週何日になりますか。(n=842)

過去1年間でのスポーツの実施日数について聞いたところ、全体としては週1日以上の実施率は73.5%となっています。全国と比較すると、週1日以上の実施率は20.8ポイント上回っており、市民のスポーツ実施率の高さが際立っています。令和2年度(コロナ前)と比較しても、週1日以上の実施率で上回っています。

男女で比較すると、週1日以上の実施率は大きな差がありませんが、女性の方が週3日以上の実施率が高く、令和2年度と比較しても、高頻度でスポーツを実施している状況です。

回答を点数化して年代別の推移を見ると、40歳代にかけて実施率が低下する傾向にあり、50歳代以降は上昇に転じています。全国と比較すると、傾向は同様ですが、実施率は全年代で上回っています。令和2年度との比較では、30歳代と40歳代以外で実施率がやや上昇しています。30歳代については、自身の健康や体力に関して、他世代に比べ評価が低い傾向がみられますが、スポーツ実施率についても低い状態にとどまっています。

図表 5-1-8 この1年間、週何日スポーツをしたか(上図:全体・男女別、下図:年代別)



注: 選択肢「わからない」は本市調査のみ



注: さいたま市(R2)についてはコロナ前(令和元年8月から令和2年2月まで)を引用。

年代別点数 = 週5日以上相当(%) × 7 + 週に3日以上相当(%) × 6 + 週に2日以上相当(%) × 5 + 週に1日以上相当(%) × 4 + 月に1~3日相当(%) × 3 + 3か月に1~2日相当(%) × 2 + 年に1~3日相当(%) × 1

資料: 令和2年度・令和6年度スポーツに関する市民意識調査(さいたま市)
令和6年度「スポーツの実施状況等に関する世論調査」(スポーツ庁)

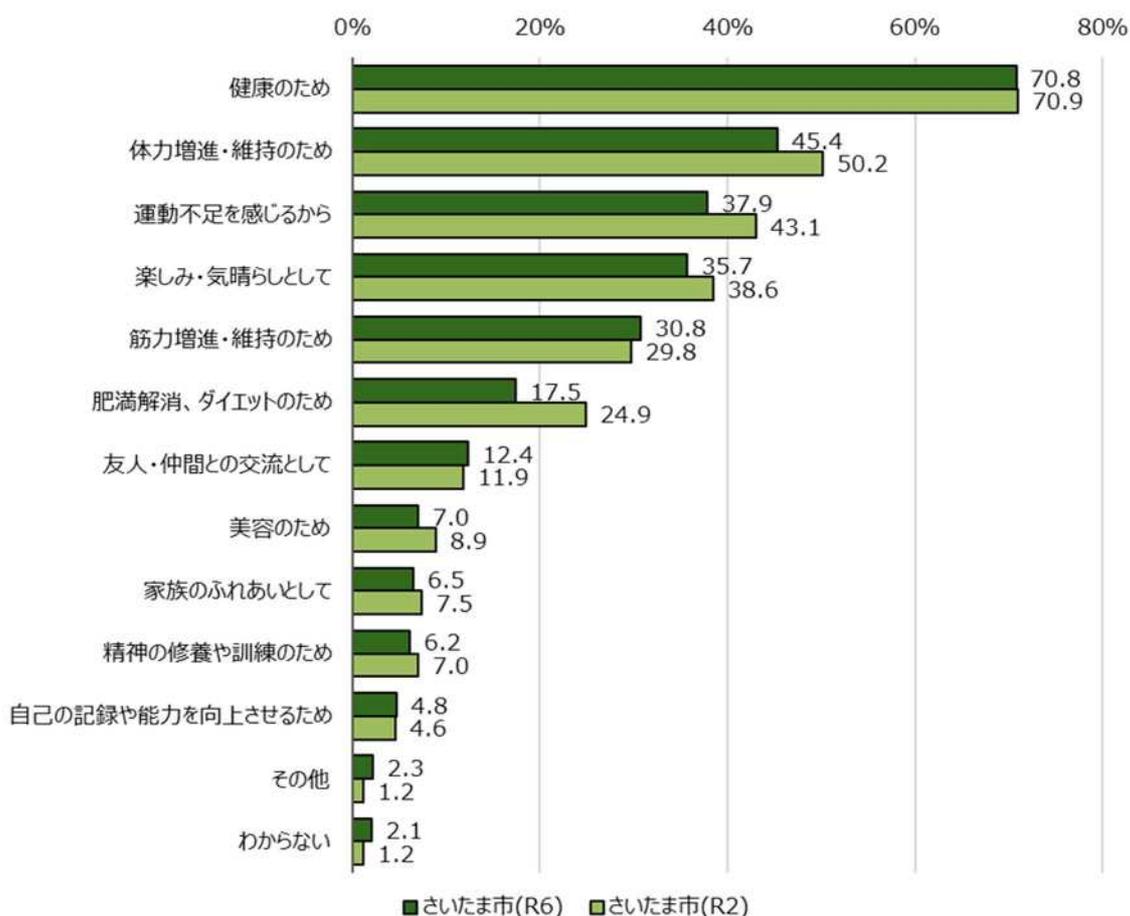
③ スポーツの実施理由

Q この1年間に、あなたが運動やスポーツを実施したのはどのような理由からですか。(n=842)

この1年間何らかのスポーツを実施した人に対し、実施した理由を聞いたところ、「健康のため」が70.8%と最も高く、「体力増進・維持のため」が45.4%、「運動不足を感じるから」が37.9%と続いています。これらの結果は全体としては令和2年度とほぼ同様の傾向にありますが、「体力増進・維持のため」「運動不足を感じるから」「肥満解消、ダイエットのため」は令和2年度より5ポイント程度またはそれ以上減少しています。

男女で比較すると、特に大きく傾向が異なるのは、「美容のため」、「肥満解消、ダイエットのため」、「運動不足を感じるから」などで、いずれも女性の回答割合が高くなっています。なお、「体力増進・維持のため」は令和2年度は男女同程度でしたが、今回は男性の回答割合が高くなっています。

図表 5-1-9 スポーツ実施理由



資料：令和2年度・令和6年度スポーツに関する市民意識調査（さいたま市）

④ 過去1年間スポーツ未実施者の今後のスポーツ実施の予定

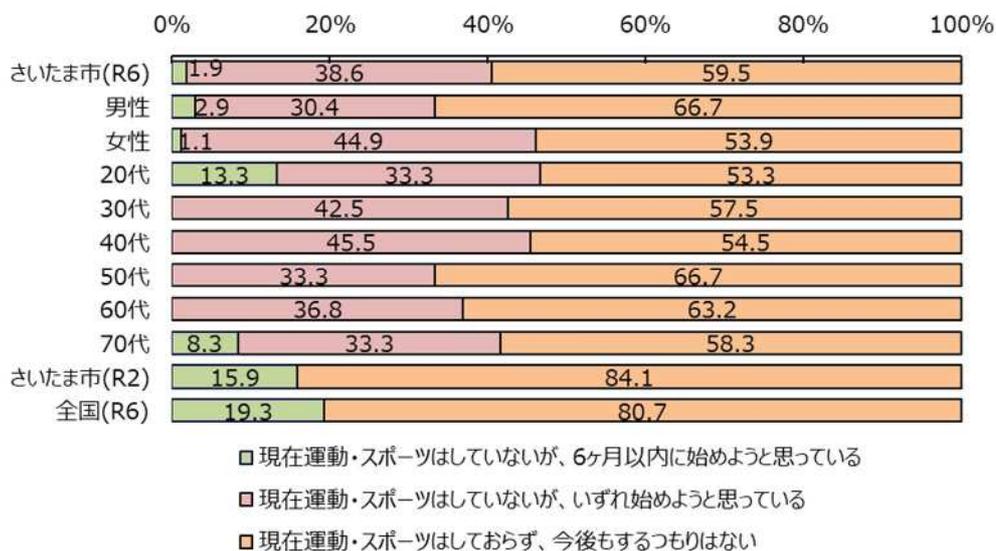
Q (この1年間に運動・スポーツをしなかった人のみ) 運動・スポーツについて、実施状況と今後の予定について教えてください。(n=158)

過去1年間スポーツを全く実施しなかった人に対し、今後のスポーツの実施意向について聞いたところ、「今後もするつもりがない」が59.5%で、「6か月以内にスポーツを始めようと思っている」は1.9%と少数となっています。令和2年度との比較では、選択肢が一部異なることから参考比較となりますが、「いずれ始めようと思っている」が38.6%を占めるため、「今後もするつもりがない」が大きく減少しています。

男女で比較すると、女性は男性に比べて「6か月以内に始めようと思っている」は低いものの、「いずれ始めようと思っている」は高くなっています。

年代別にみると、20歳代で13.3%、70歳代で8.3%が「6か月以内に始めようと思っている」としており、スポーツを再開する意識が高くなっています。また、「いずれ始めようと思っている」も含めると20歳代から40歳代、70歳代では40%を超えているものの、50歳代、60歳代では40%を下回っています。体力が低下していく50歳代ではスポーツを再開する意識が低くなるものの、その後、年代が上がるにつれてスポーツを再開する意識が改めて高まっていくことがうかがわれます。

図表 5-1-10 過去1年間実施しなかった人の今後のスポーツ実施の予定 (全体・男女別、年代別)



注：選択肢「現在運動・スポーツはしていないが、いずれ始めようと思っている」は、令和6年度の本市調査のみ

資料：令和2年度・令和6年度スポーツに関する市民意識調査（さいたま市）
令和6年度「スポーツの実施状況等に関する世論調査」（スポーツ庁）

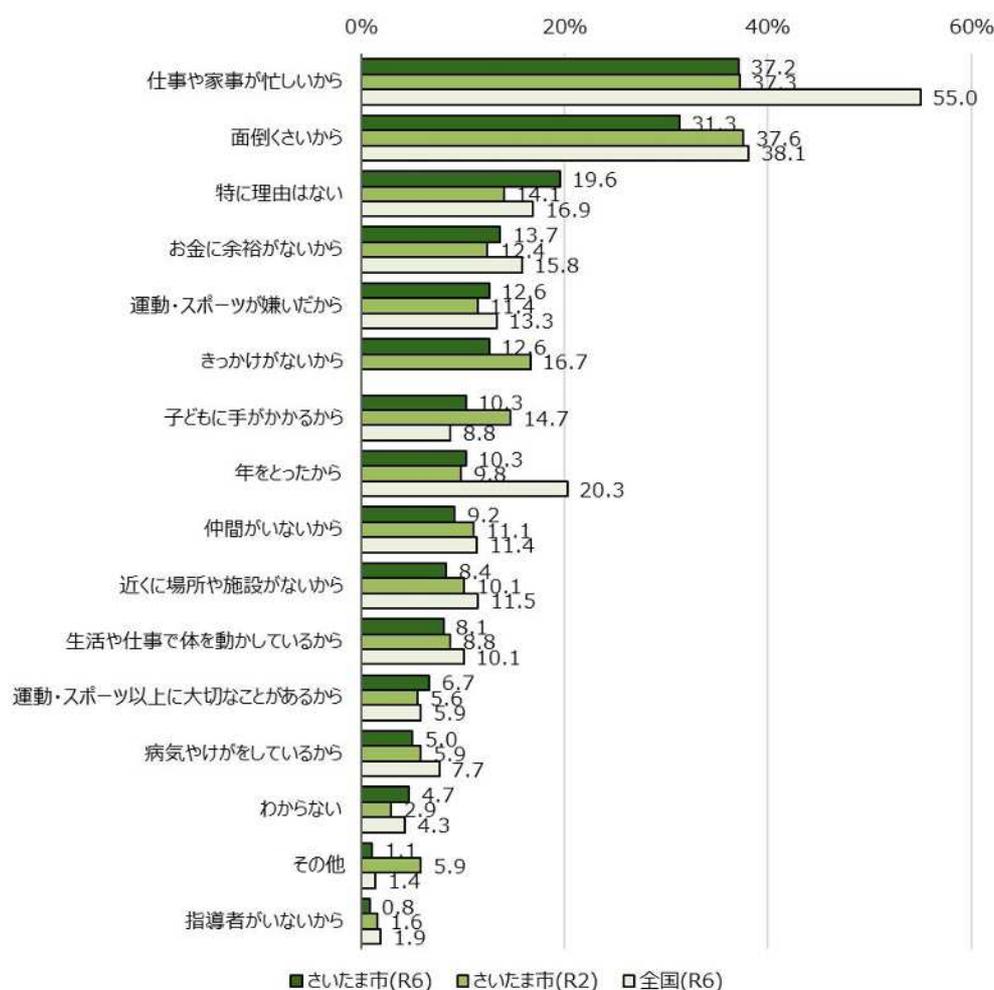
⑤ 週1日以上のスポーツ未実施の理由

Q 平均週1日以上のペースで運動・スポーツを実施できなかった理由は何ですか。(n=358)

スポーツを週1日以上実施できなかった人に対し、その理由を聞いたところ、「仕事や家事が忙しいから」が37.2%、「面倒くさいから」が31.3%と多く、次いで「特に理由はない」が19.6%、「お金に余裕がないから」が13.7%となっています。全国と比較すると、選択肢が一部異なるものの、「仕事や家事が忙しいから」「年をとったから」といった選択肢は顕著に低くなっています。令和2年度と比較すると、「面倒くさいから」「きっかけがないから」「子どもに手がかかるから」等が減少しており、「特に理由はない」が増加しています。

男女で比較すると、「面倒くさいから」「運動・スポーツが嫌いだから」「生活や仕事で体を動かしているから」では女性の方が高く、「きっかけがないから」「仲間がいないから」では、男性の方が高くなっています。令和2年度と比較すると、ほぼ同様の傾向にあります。

図表 5-1-11 週1日以上スポーツ未実施理由



資料：令和2年度・令和6年度スポーツに関する市民意識調査（さいたま市）
令和6年度「スポーツの実施状況等に関する世論調査」（スポーツ庁）

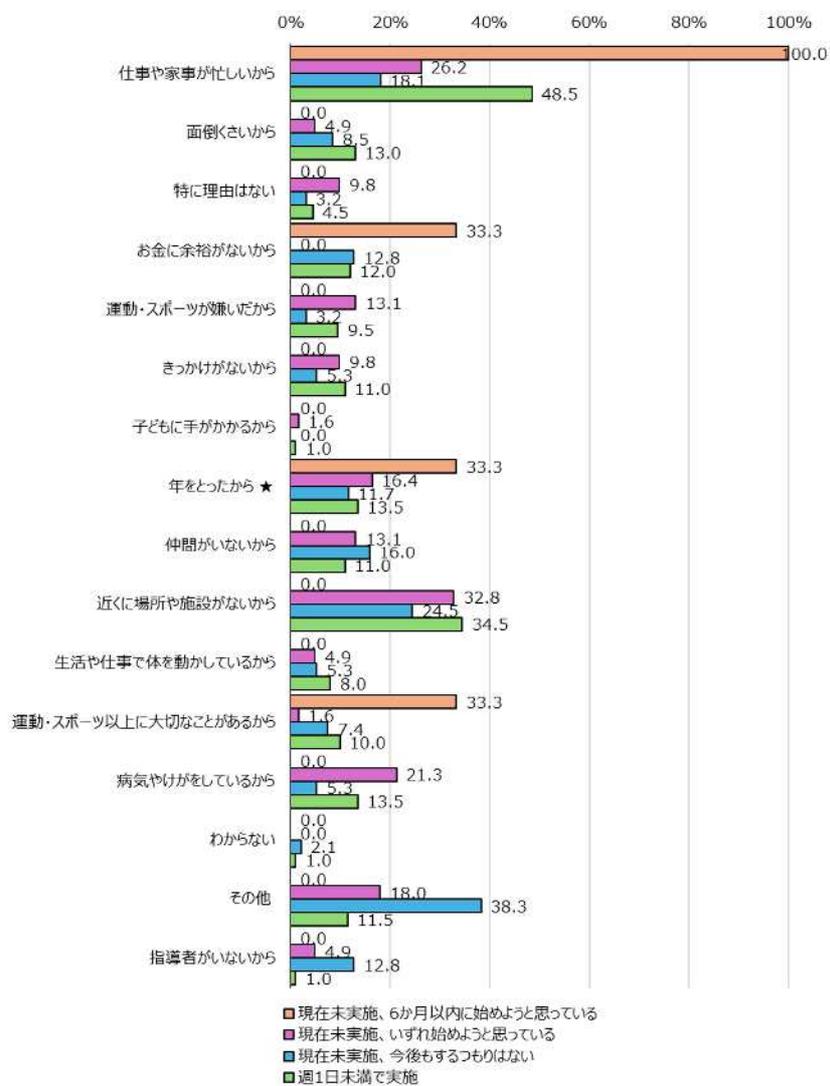
■スポーツ未実施者（今後の予定別）及び平均週1日未満実施者のスポーツ未実施の理由

週1日以上スポーツ未実施の理由（32 ページ）について、今後の（運動・スポーツの実施）予定別に分析をしたところ¹、「現在は（運動・スポーツを）未実施、いずれ始めようと思っている」人は、「近くに場所や施設がないから」が 32.8%、「仕事や家事が忙しいから」が 26.2%、「病気やけがをしているから」が 21.3%で、「（運動・スポーツを）週1日未満で実施」している人は、「仕事や家事が忙しいから」が 48.5%、「近くに場所や施設がないから」が 34.5%でした。そして、「現在（運動・スポーツを）未実施、今後もするつもりがない」人は、「その他」を除くと「近くに場所や施設がないから」が 24.5%、「仕事や家事が忙しいから」が 18.1%、「仲間がないから」が 16.0%でした。上位では「仕事や家事が忙しいから」、「近くに場所や施設がないから」はいずれの場合でも共通しており、また、「仲間がないから」「年をとったから」も比較的共通する理由として挙げられています。

今後の取組の中でスポーツ実施率を向上させていくためには、「現在未実施、今後もするつもりはない」という人に対するアプローチが必要となってきます。スポーツをしないことに対し特に理由がない人や、そもそもスポーツが嫌いという人たちに対し行動変容を促し、スポーツの実施を促す取組を検討していく必要があります。

¹ 「現在は（運動・スポーツを）未実施、6か月以内に始めようと思っている」の回答者は3名と少数であるため、分析からは除外しています。

図表 5-1-12 週1日以上のスポーツの実施ができなかった理由（今後の予定別）



現在未実施、6か月以内に始めようと思っている(n=3)、現在未実施、いずれ始めようと思っている(n=61)、
 現在未実施、今後もするつもりはない(n=94)、週1日未満で実施(n=200)

資料：令和6年度スポーツに関する市民意識調査（さいたま市）

⑥ スポーツを初めて実施したまたは久しぶりに再開した理由

Q この1年間に初めて実施したまたは久しぶり（概ね5年以上未実施だったもの）に再開した運動・スポーツを実施した（または再開した）きっかけは何ですか。（n=381）

スポーツを初めて実施したまたは久しぶり（概ね5年以上未実施）に再開したことがある場合のそのきっかけについて聞いたところ、「特に理由はない・なんとなく」が39.4%と最も高く、次いで「友人・知人・同僚に誘われた」が16.8%、「家族に誘われた」が14.2%と続いています。これは全国とほぼ同様の傾向ですが、令和2年度と比較すると、「家族に誘われた」「TVや新聞、インターネット等で奨めていた」「家族に奨められた」の減少が目立ちます。

男女で比較すると、特に、男性では「友人・知人・同僚に誘われた」が女性よりも高く、女性では「特に理由はない・なんとなく」が男性より高くなっています。

図表 5-1-13 スポーツを初めて実施したまたは久しぶりに再開した理由



資料：令和2年度・令和6年度スポーツに関する市民意識調査（さいたま市）
令和6年度「スポーツの実施状況等に関する世論調査」（スポーツ庁）

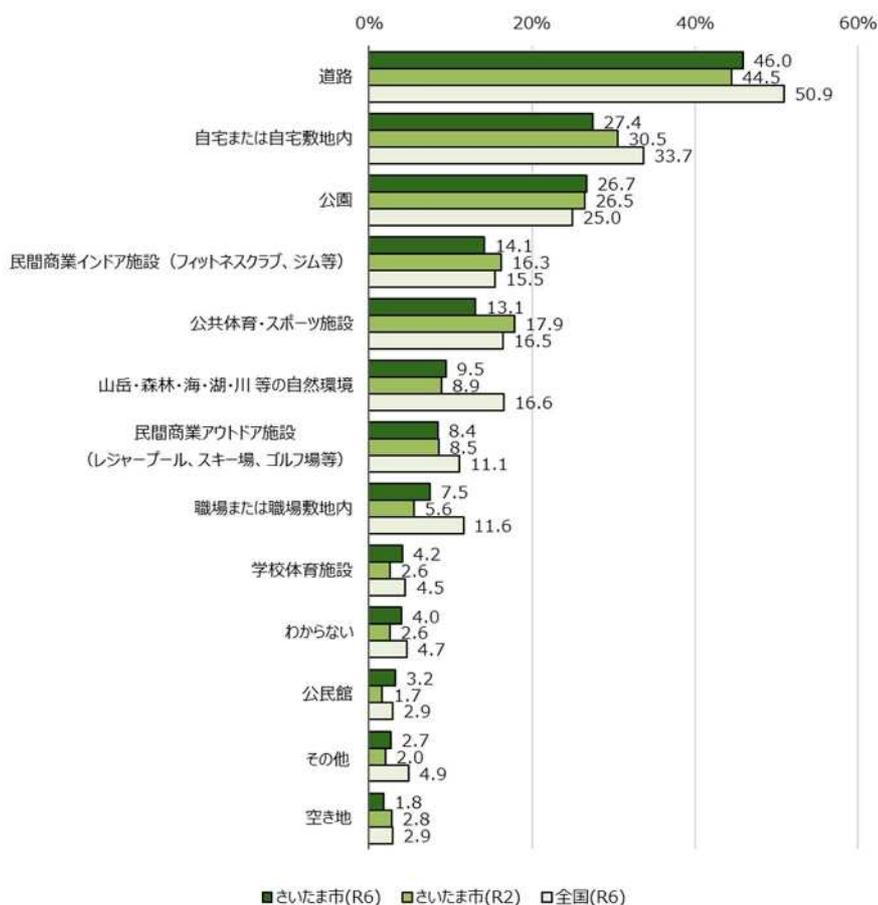
⑦ スポーツを実施した場所

Q この1年間に、運動・スポーツをどこで実施しましたか。①「実施したスポーツ (27 ページ)」で回答した「特に多く実施したり、好きなスポーツ3種目」についてお答えください。(n=842)

この1年間に特に多く実施したスポーツについて、その実施した場所を聞いたところ、「道路」が最も高く46.0%となっています。次いで「自宅または自宅敷地内」が27.4%、「公園」が26.7%、「民間商業インドア施設 (フィットネスクラブ、ジム等)」が14.1%と続いています。これは、全国の傾向に近いですが、「山岳・森林・海・湖・川等の自然環境」が低く、また、「民間商業インドア施設 (フィットネスクラブ、ジム等)」が「公共体育・スポーツ施設」を上回っている点が特徴的です。令和2年度と比較すると、ほぼ同様の傾向にあります。

男女で比較すると、男性では「民間商業アウトドア施設 (レジャープール、スキー場、ゴルフ場等)」の利用が女性より高く、女性では「自宅または自宅敷地内」や「民間商業インドア施設 (フィットネスクラブ、ジム等)」の利用が男性より高くなっています。この傾向は令和2年度と同様です。

図表 5-1-14 スポーツを実施した場所



資料：令和2年度・令和6年度スポーツに関する市民意識調査（さいたま市）
令和6年度「スポーツの実施状況等に関する世論調査」（スポーツ庁）

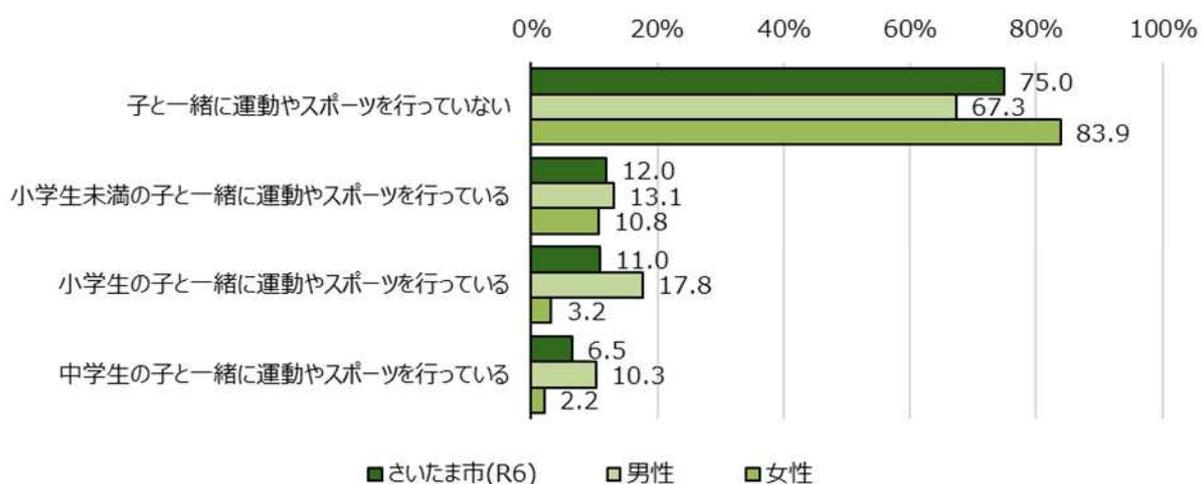
⑧ 子どもとの運動やスポーツの実施

Q あなたは、日ごろ、あなたのお子様と一緒に運動やスポーツを行っていますか。(n=200)

中学生以下の子どもがいる回答者に対し、子どもとの運動やスポーツの実施について聞いたところ、「小学生未満の子と一緒に運動やスポーツを行っている」が 12.0%、「小学生の子と一緒に運動やスポーツを行っている」が 11.0%、「中学生の子と一緒に運動やスポーツを行っている」が 6.5%にとどまり、「子と一緒に運動やスポーツを行っていない」が 75.0%を占めました。多くの親が子どもと運動やスポーツをする機会を持っていない状況にあります。

男女で比較すると、子どもと一緒に運動やスポーツを行っている割合は女性の方が低く、小学生未満の子どもとのスポーツ実施率はあまり差がありませんが、子どもが小学生、中学生になると男性より低くなっています。

図表 5-1-15 子どもとの運動やスポーツの実施



資料：令和6年度スポーツに関する市民意識調査（さいたま市）

(3) 「みる」スポーツの実施状況

① テレビやインターネットで観戦したスポーツ

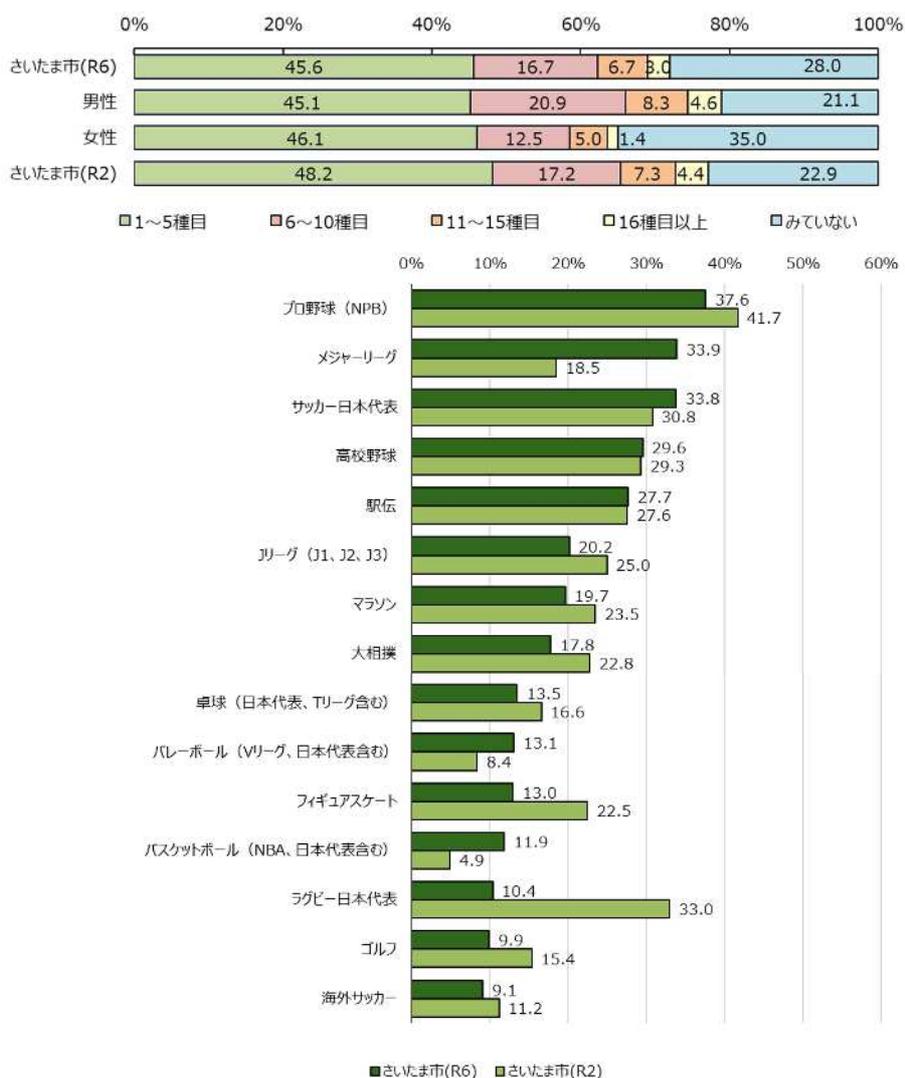
Q この1年間にどんなスポーツをテレビやインターネットで観戦しましたか。(n=1,000)

この1年間にテレビやインターネットでスポーツを観戦した割合は、全体で72.0%と、令和2年度より5.1ポイント低下しています。

男女で比較すると、男性は78.9%、女性は65.0%と差がみられました。

種目別にみると、「プロ野球」が最も高く37.6%で、次いで「メジャーリーグ」が33.9%、「サッカー日本代表」が33.8%となっています。令和2年度とほぼ同様の傾向がみられますが、「メジャーリーグ」が15.4ポイント伸びた一方、「ラグビー日本代表」「フィギュアスケート」が大きく減少しています。他には、「テニス」「ゴルフ」「大相撲」が5ポイント以上減少しています。

図表 5-1-16 過去1年間でTVやインターネットでどんなスポーツを観戦したか
(上図：観戦種目数、全体・男女別、下図：観戦種目上位15種目)



資料：令和2年度・令和6年度スポーツに関する市民意識調査（さいたま市）

② 現地で観戦したスポーツ

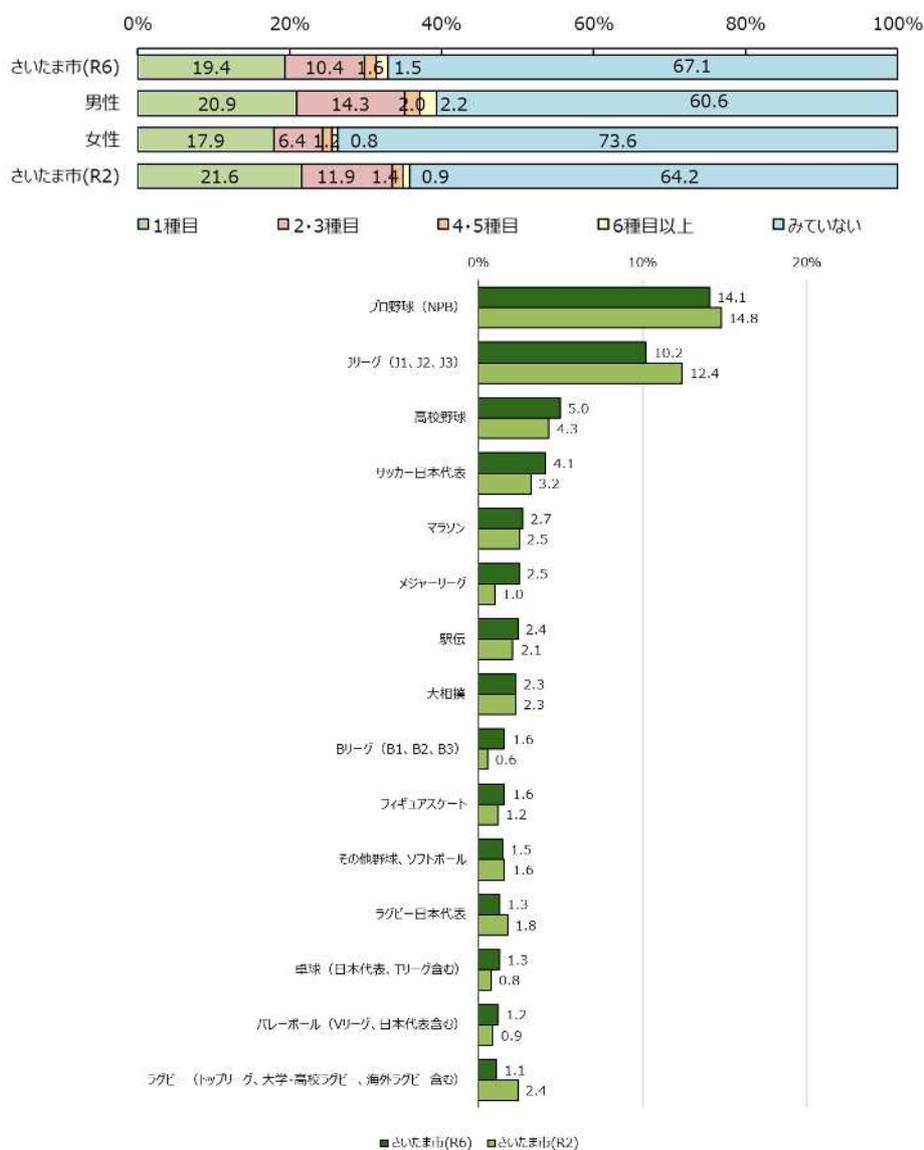
Q あなたは、この1年間にどんなスポーツを直接現地で観戦しましたか。(n=1,000)

この1年間のスタジアム・アリーナ等でのスポーツ観戦率については、本市では32.9%で、令和2年度より2.9ポイント下回っています。

男女で比較すると、男性は39.4%、女性は26.4%と差がみられました。

種目別にみると、「プロ野球」「Jリーグ」が全体で10%台と、他種目と比較しても特に高くなっています。令和2年度と比較すると、上位10種目のうち「プロ野球」「Jリーグ」は減少していますが、「メジャーリーグ」をはじめ、他種目は同率または増加しています。

図表 5-1-17 過去1年間にスタジアム・アリーナでどんなスポーツを観戦したか
(上図：観戦種目数、全体・男女別、下図：観戦種目上位15種目)



資料：令和2年度・令和6年度スポーツに関する市民意識調査（さいたま市）

■テレビやインターネットでのスポーツ観戦が現地での観戦につながっているか

テレビやインターネットでスポーツ観戦している種目数と、現地で観戦している種目数との相関関係について分析してみると、テレビやインターネットで観戦している人ほど、現地にも足を運んでいる傾向があることが分かりました。

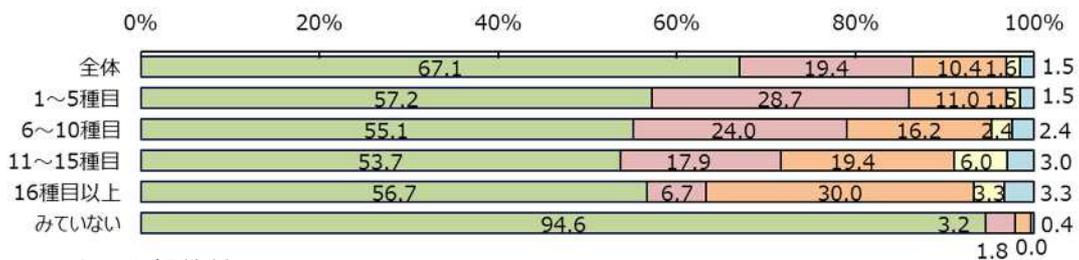
また、テレビやインターネットでの観戦種目として以前からメジャーであるサッカーと野球を軸に、テレビ・インターネット観戦をしている人がどれだけ現地で観戦をしているかをみると、サッカーだけみている人が最も現地観戦を行っており、次いでサッカーも野球もみている人の順に、他のスポーツも現地で観戦を楽しむ幅広い嗜好しこうを持っているとみられます。

「サッカーだけみた」が現地での観戦機会が高い傾向がみられるのは、市内でホームゲームが開催されているか否かで、差が生じたものと考えられます。

図表 5-1-18 TV・インターネット観戦状況別の現地観戦種目数

(上図：TV・インターネット観戦種目数別、下図：TV・インターネット観戦種目別)

TV・インターネット観戦種目数



TV・インターネット観戦種目



分析項目別 n 数： 全体 n=1,000
 1~5 種目 n=456
 6~10 種目 n=167
 11~15 種目 n=67
 16 種目以上 n=30
 みていない n=280

サッカーも野球もみた n=304
 サッカーだけみた n=95
 野球だけみた n=214
 他のスポーツをみた n=107
 みていない n=280

注：「サッカー」は「サッカー日本代表」「Jリーグ (J1.J2.J3)」「WE リーグ」「海外サッカー」「その他サッカー」を合わせたもの
 「野球」は「プロ野球 (NPB)」「高校野球」「メジャーリーグ」「その他野球、ソフトボール」を合わせたもの

資料：令和 6 年度スポーツに関する市民意識調査 (さいたま市)

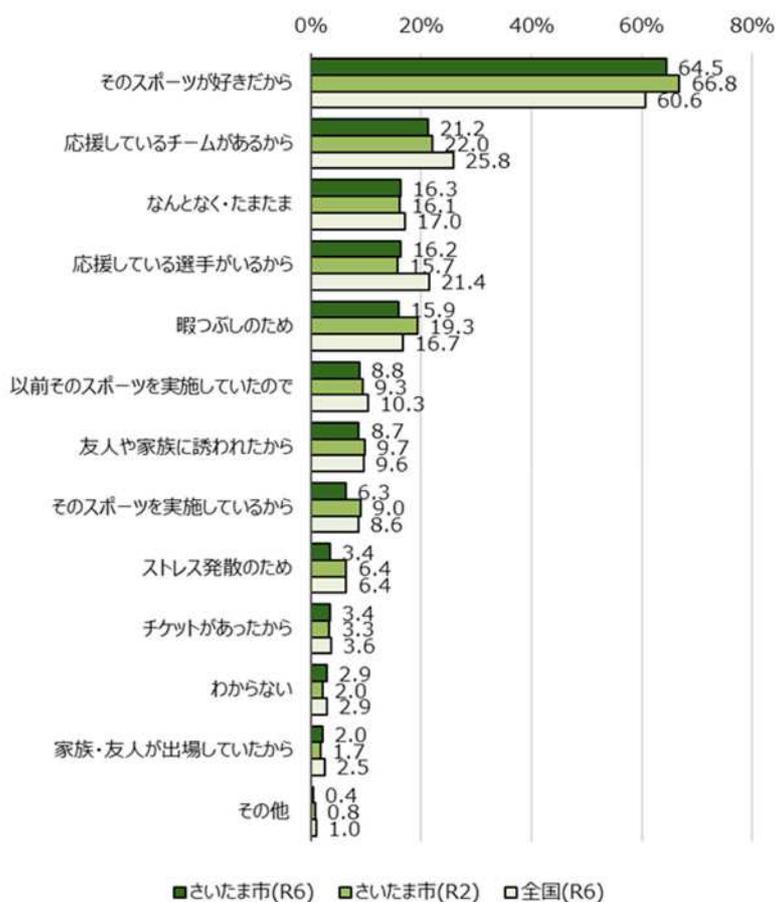
③ スポーツを観戦した理由

Q あなたがスポーツを観戦したのはどのような理由からですか。(n=735)

この1年間で観戦したスポーツについて、観戦した理由を聞いたところ、「そのスポーツが好きだから」が64.5%と最も高く、次いで「応援しているチームがあるから」が21.2%、「なんとなく・たまたま」が16.3%、「応援している選手がいるから」が16.2%となっています。全国と比較すると、「なんとなく・たまたま」と「応援している選手がいるから」の順位が逆転しますが、全体的な傾向はほぼ同様です。令和2年度との比較でも大きく変わりませんが、「暇つぶしのため」「ストレス発散のため」が3ポイント以上減少しています。

男女で比較すると、男性では「そのスポーツが好きだから」や「応援しているチームがあるから」「暇つぶしのため」「以前そのスポーツを実施していたので」が女性よりも高く、女性では「なんとなく・たまたま」や「友人や家族に誘われたから」が男性より高くなっていて、令和2年度と同様の傾向です。

図表 5-1-19 スポーツを観戦した理由



資料：令和2年度・令和6年度スポーツに関する市民意識調査（さいたま市）
令和6年度「スポーツの実施状況等に関する世論調査」（スポーツ庁）

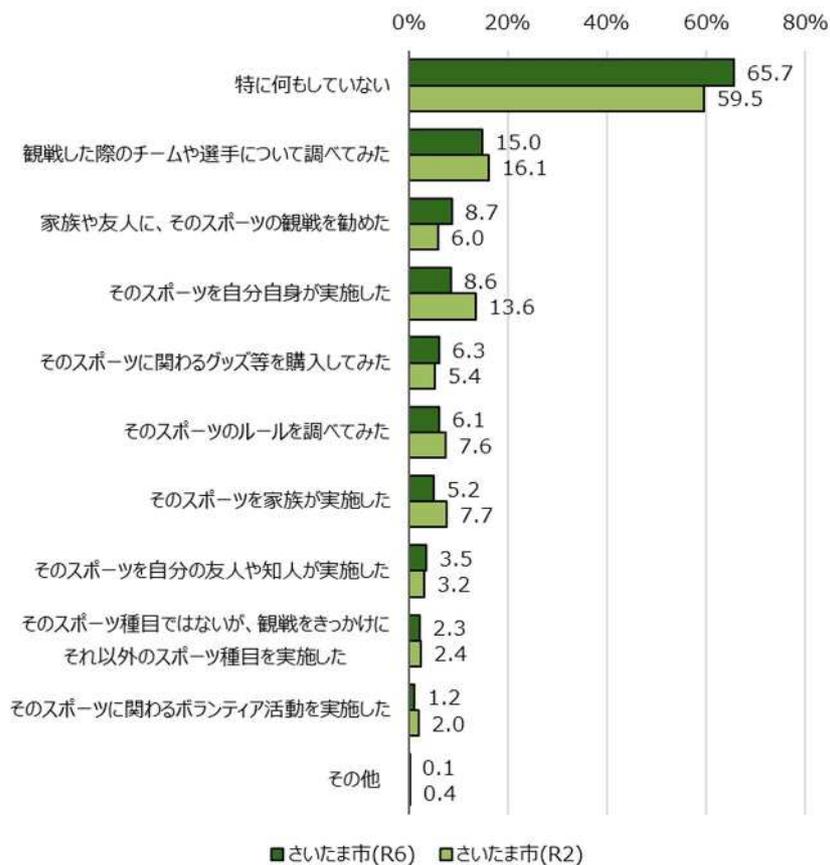
④ 観戦後のスポーツとのかかわり

Q あなたが観戦したスポーツについて、その後その種目について、どのような関わりを持ちましたか。
(n=735)

スポーツの観戦後における、そのスポーツとのかかわりについては、「特に何もしていない」が65.7%となっており、次いで「観戦した際のチームや選手について調べてみた」が15.0%、「家族や友人に、そのスポーツの観戦を勧めた」が8.7%、「そのスポーツを自分自身が実施した」が8.6%となりました。令和2年度と比較すると、「家族や友人に、そのスポーツの観戦を勧めた」が2.7ポイント増加した一方、「そのスポーツを自分自身が実施した」は5.0ポイント減少し、順位が逆転しています。

男女で比較すると、「特に何もしていない」で女性が男性を大きく上回り、「そのスポーツを自分自身が実施した」で、男性が女性を大きく上回っています。令和2年度も同様の傾向がみられ、男性の方が、観戦が実施につながりやすい傾向がみられます。

図表 5-1-20 観戦後その種目にどのようなかかわりを持ったか



資料：令和2年度・令和6年度スポーツに関する市民意識調査（さいたま市）

(4) 「ささえる」スポーツの実施状況

① スポーツボランティア等への参加状況

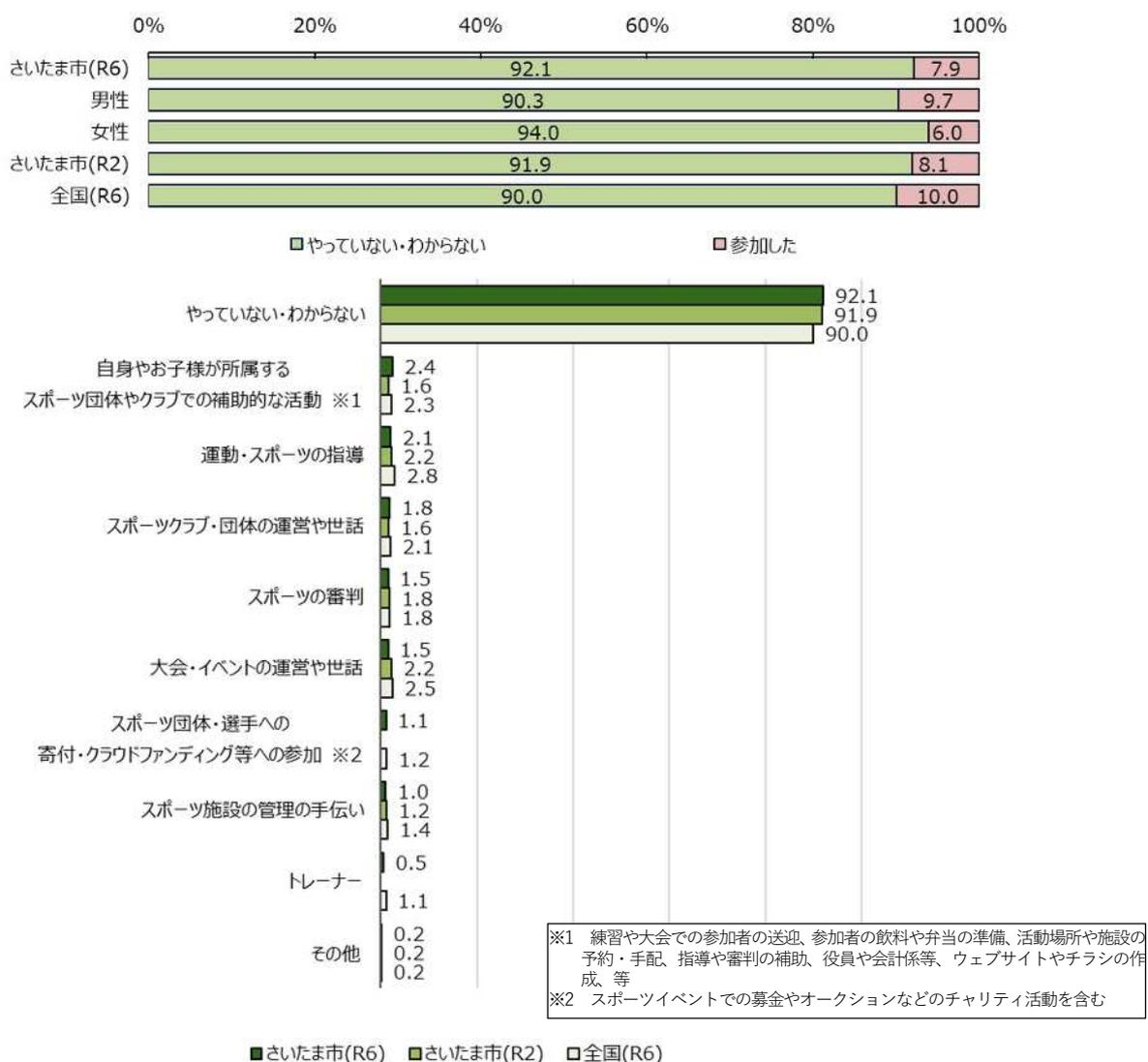
Q この1年間に、どのような「運動・スポーツをささえる活動」を行いましたか。(n=1,000)

ボランティア等の「運動・スポーツをささえる活動」への参加状況については、活動への参加率が全体で 7.9%と全国の 10.0%より低くなっています。令和2年度との比較でも微減となっています。

男女で比較すると、男性の参加率の方が高くなっており、令和2年度と同様の傾向です。

実施した活動内容をみると、「自身やお子様が所属するスポーツ団体やクラブでの補助的な活動」が最も高く、次いで「運動・スポーツの指導」「スポーツクラブ・団体の運営や世話」「スポーツの審判」「大会・イベントの運営や世話」となっていますが、わずかな差です。

図表 5-1-21 どんな内容のスポーツボランティアに参加したか（上図：参加率、下図：参加内容）



資料：令和2年度・令和6年度スポーツに関する市民意識調査（さいたま市）
 令和6年度「スポーツの実施状況等に関する世論調査」（スポーツ庁）

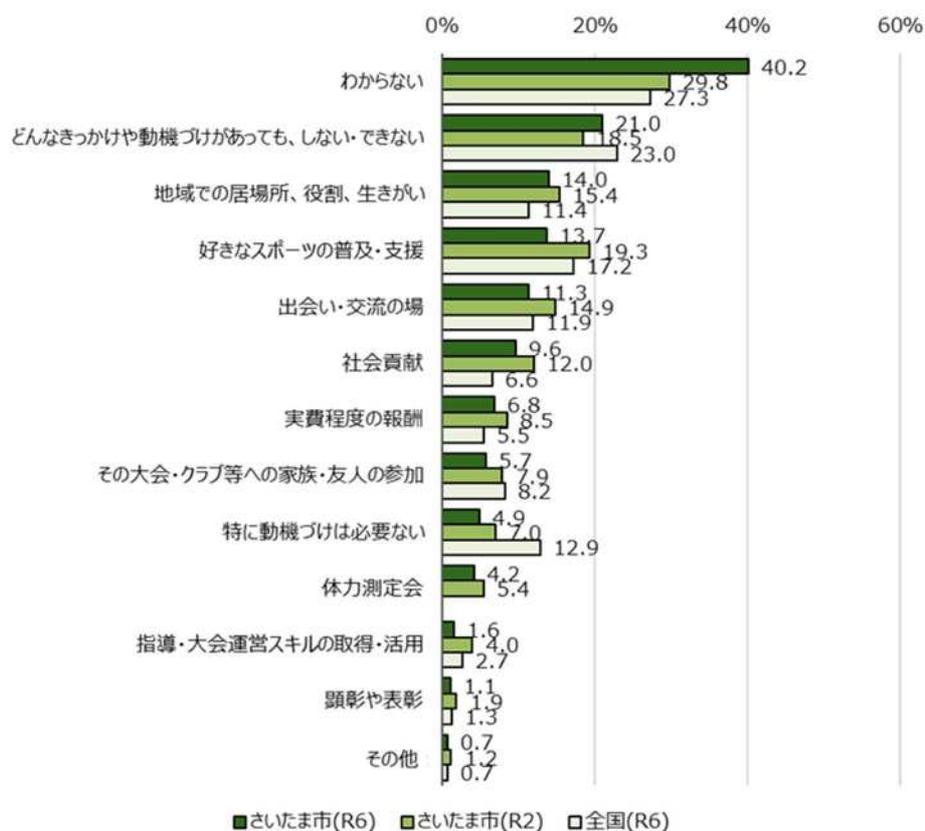
② スポーツボランティアに参加するきっかけ・動機づけ

Q どんなきっかけや動機づけ(モチベーション)があれば、スポーツに関するボランティア活動を行ったり続けたりすると思いますか。(n=1,000)

どのようなきっかけがあればスポーツボランティアに参加すると思うかを聞いてみたところ、「地域での居場所、役割、生きがい」が14.0%と最も高く、次いで「好きなスポーツの普及・支援」が13.7%、「出会い・交流の場」が11.3%となっています。一方で「どんなきっかけや動機づけがあっても、しない・できない」が21.0%となっており、「わからない」と合わせると61.2%がボランティア参加に消極的であることが分かりました。全国と比較すると、選択肢が一部異なるため直接の比較はできませんが、「地域での居場所、役割、生きがい」の順位が高いことを除き、ほぼ同様な傾向がみられます。令和2年度と比較すると、地域での居場所、役割、生きがい」の順位が高くなっている点が異なりますが、どの活動についてもきっかけとしての評価は低下している傾向にあり、「わからない」「どんなきっかけや動機づけがあっても、しない・できない」が増加しています。

男女で比較すると、傾向はほぼ同様ですが、「好きなスポーツの普及・支援」「出会い・交流の場」をはじめ、全般的に男性の方が高くなっています。

図表 5-1-22 どんなきっかけや動機づけで、スポーツボランティアを行ったり続けたりするか



資料：令和2年度・令和6年度スポーツに関する市民意識調査（さいたま市）
令和6年度「スポーツの実施状況等に関する世論調査」（スポーツ庁）

5-2 従前のスポーツ振興まちづくり計画（改訂版）の達成状況

(1) 数値目標の達成状況

① 成人の週1回以上のスポーツ実施率

成人のスポーツ実施を促進するため、成人の週1回以上のスポーツ実施率の目標を令和2（2020）年度に成人全体で70%、40歳代以下で65%、50歳代以上では75%と設定していました。令和2（2020）年度では各指標について、目標を達成できませんでした。

図表 5-2-1 成人のスポーツ実施率の推移

		実績値				目標値
		平成15年度	平成22年度	平成27年度	令和2年度	令和2年度
実施率	成人全体	28.5%	39.7%	49.8%	66.6%	70%
	40歳代以下	24.6%	35.8%	46.4%	64.1%	65%
	50歳代以上	32.0%	47.9%	55.4%	68.6%	75%

資料：平成22年度、27年度スポーツに関する市民意識調査（さいたま市）
令和2年度総合振興計画市民アンケート（さいたま市）

② 児童・生徒の週1回以上のスポーツ実施率(学校の体育の授業を除く)

子どものスポーツ実施を促進するため、小学5年生及び中学2年生の週1回以上のスポーツ実施率の目標を令和2（2020）年度に小学5年生93%、中学2年生90%と設定していました。平成26（2014）年度には80%台後半まで上昇しましたが、その後上昇させることができず、令和元（2019）年度では80%台前半に下がっています。

図表 5-2-2 児童・生徒のスポーツ実施率の推移

		実績値				目標値
		平成15年度	平成22年度	平成26年度	令和元年度	令和2年度
実施率	小学5年生	67.4%	86.8%	88.5%	84.4%	93%
	中学2年生	74.1%	84.8%	89.3%	83.5%	90%

資料：令和元年度さいたま市学習状況調査（さいたま市）

③ 市民のスポーツボランティア参加率

スポーツの実施環境の向上や、スポーツを通じた交流や意識の共有による地域コミュニティの形成を図るため、スポーツボランティアへの市民の参加率の目標を令和2（2020）年度に20%と設定していました。市民のボランティア参加率は低調で、令和2（2020）年度では8.1%に下がり、目標を達成できませんでした。

図表 5-2-3 市民のスポーツボランティア参加率の推移

		実績値				目標値
		平成15年度	平成22年度	平成27年度	令和2年度	令和2年度
参加率		9.5%	8.0%	9.9%	8.1%	20%

資料：令和2年度スポーツに関する市民意識調査（さいたま市）

④ スポーツ観戦を含む年間来訪者数

「みる」スポーツを推進し、本市の地域経済の活性化、観光の振興を図るために、スポーツ観戦を含む年間来訪者数※として令和2（2020）年度の入込観光客数を3,000万人と設定していました。平成16（2004）年度から年々増加を続けていましたが、令和元（2019）年度で2,561万人と目標には到達しませんでした。なお、令和2（2020）年度は、新型コロナウイルス感染症対策のためイベント等の開催自粛や移動制限、施設の休館等による制限があり、さらに解除後も未だ低調に推移していることから、例年の数値とは比較困難と判断しました。

図表 5-2-4 市内への入込観光客数の推移

	実績値				目標値
	平成16年	平成20年	平成26年	令和元年	令和2年
入込観光客数	1,973万人	2,265万人	2,363万人	2,561万人	3,000万人

資料：令和元年さいたま市の観光に関するデータ（さいたま市）

※来訪者数は、入込観光客「推計」調査を参考にしており、各施設が独自に集計している入場者数等の統計で、入込観光客数のことを指します。

⑤ 本市を住みやすいと感じる市民の割合

本市では、スポーツ振興まちづくり計画の推進により、スポーツで笑顔あふれる住みやすいまちの形成を目指すこととしており、本市を住みやすいと感じる市民の割合が令和2（2020）年度に90%となる目標を設定していました。令和2（2020）年度では86.3%と上昇しましたが、目標を達成できませんでした。

図表 5-2-5 本市を住みやすいと感じる市民の割合の推移

	実績値				目標値
	平成19年度	平成22年度	平成27年度	令和2年度	令和2年度
本市を住みやすいと感じる市民の割合	74.0%	78.5%	82.9%	86.3%	90%

資料：令和2年度さいたま市民意識調査（さいたま市）

(2) 重点施策の進捗状況

〈重点施策〉

- ①ウォーキング・ランニング・サイクリングなど「スマートウエルネスさいたま」の推進
- ②スポーツ施設の効率的・効果的な整備・運営に関する指針の策定・推進
- ③地域のニーズに対応した総合型地域スポーツクラブの活動の推進・支援
- ④スポーツコミッションやスポーツボランティアを活用したスポーツイベント支援
- ⑤発信力のある大規模スポーツイベントの開催
- ⑥「さいたま市国際スポーツタウン構想」の推進

① ウォーキング・ランニング・サイクリングなど「スマートウエルネスさいたま」の推進

本市はこれまでに、「さいたまマーチ～見沼ツデーウォーク～」や「さいたま国際マラソン」、「ツール・ド・フランスさいたまクリテリウム」などの大規模なスポーツイベントを開催することで、市民のスポーツへの参加促進を図ってきました。

また、「スマートウエルネスさいたま」においては、歩くことを中心として楽しみながら継続的な健康づくりを支援する「健康マイレージ事業」を平成28(2016)年9月から開始し、令和元(2019)年度末時点で23,628人の参加がありました。

さらには、「さいたま自転車まちづくりプラン～さいたまはーと～」に基づき、自転車を利用しやすい環境を整えるため、自転車通行環境の整備などの施策を実施しました。令和元(2019)年度には、本市をホームタウンとする自転車のプロロードレースチームである「さいたまディレーブ」が誕生し、自転車とスポーツの連携を含めた自転車文化の醸成に向けた取組が始まっています。



さいたまマーチ

② スポーツ施設の効率的・効果的な整備・運営に関する指針の策定・推進

市民のスポーツ実施率は上昇傾向にある一方で、82.7%(令和2(2020)年度)もの市民が運動不足を感じているという現状があります。スポーツが実施できない理由として、仕事や家庭の事情でできないほかに、身近にスポーツをする場所や施設が少ないといった課題があげられます。

スポーツ施設的环境整備においては、市の未利用地等を活用した「スポーツもできる多目的広場」の整備を進めるなど、身近な場所



スポーツもできる多目的広場

でスポーツができる場を増やす取組を推進しています。また、「スポーツ施設の効率的・効果的な整備・運営に関する指針の策定・推進」を展開していくため、「(仮称)さいたま市スポーツ施設の整備方針」を策定し、中長期的な視点から、将来的なスポーツ施設の有効活用や整備などを進めていきます。

③ 地域のニーズに対応した総合型地域スポーツクラブの活動の推進・支援

市内には、市民が身近な地域でスポーツに親しむことのできる 11 の総合型地域スポーツクラブが設置されています(令和 3 (2021) 年 3 月現在)。総合型地域スポーツクラブの活動については、地域におけるスポーツ振興はもとより、地域住民が集う場として、地域コミュニティの希薄化等の課題解決にも繋がります。本市においても、廃止や縮小されるクラブも出てきていますが、市民が気軽に参加できるスポーツ活動の場として、持続的な運営のための支援をする必要があります。

現在は市民向けの PR 活動のほか、市主催イベント等への事業協力やワーキンググループを開催し、スポーツイベントの企画、実施等が行われています。

④ スポーツコミッションやスポーツボランティアを活用したスポーツイベント支援

平成 23 (2011) 年 10 月に全国の自治体に先駆けて設立されたさいたまスポーツコミッションが、平成 30 (2018) 年 12 月に一般社団法人化されました。法人化後は組織体制の整備や会員制度の構築等を進め、既存事業の見直しや新規事業に向けた取組、スポーツイベントの誘致・支援、スポーツビジネスの創出等、民間力を最大限活用し、魅力ある事業の実施に取り組んでいます。

また、「さいたまーチ〜見沼ツデーウォーク〜」や「ツール・ド・フランスさいたまクリテリウム」といった大規模スポーツイベントの開催にあたり、多くのスポーツボランティアの協力のもと大会運営を担っています。

スポーツボランティアには、スポーツ少年団や総合型地域スポーツクラブなどでの指導やマネジメントといった日常にかかわるものや、大規模イベント、大会、プロスポーツチームの試合時の運営に関するものなど様々な

なかかわり方があります。ボランティアは本来「楽しさ」や「やりがい」を求め、自主的に参加するものであることから、大会やイベント、チームの魅力を高め、興味・関心を持ってもらえるような主催者等による自主的な取組をしていく必要があります。

なお、今般の新型コロナウイルス感染症により、今後の大会開催にあたっては、感染症予防対策を徹底する必要があります。



ツール・ド・フランスさいたまクリテリウム

さらに、一般社団法人さいたまスポーツコミッションによる誘致支援大会においては、スポーツツーリズム等を通じた地域活性化の取組も進めていく必要があります。

⑤ 発信力のある大規模スポーツイベントの開催

本市ではこれまでに、「さいたま国際マラソン」や「ツール・ド・フランスさいたまクリテリウム」を開催し、スポーツの楽しさとあわせ、本市の魅力を内外に発信してきました。また本市は、令和3（2021）年開催予定（令和3（2021）年2月現在）の「東京2020オリンピック競技大会」のサッカー、バスケットボールの開催会場であり、大会組織委員会による準備が進められています。最新の新型コロナウイルス感染症の対応状況等を注視し



さいたま国際マラソン

ながら、新しい生活様式を念頭に感染症予防対策を徹底し、多くの市民や来訪者が安心して参加・観戦してもらえるような取組を進めていく必要があります。

コンベンション誘致等については、平成31（2019）年3月の「第7回スポーツツーリズム・コンベンション in さいたま」や令和元（2019）年11月に「スポーツビジネスジャパン2019 together with スタジアム&アリーナ2019」等が開催されました。大規模スポーツイベントの開催や誘致により、本市の「スポーツのまち」としての魅力の発信や、スポーツツーリズム等による地域経済の活性化に寄与することから、引き続き開催、誘致を行っていく必要があります。

⑥ 「さいたま市国際スポーツタウン構想」の推進

本市の強みであるスポーツは、都市イメージを国際的に向上させるとともに、地域経済の活性化にも寄与する非常に重要なコンテンツです。「さいたま市国際スポーツタウン構想」は、世界から注目される「スポーツ先進都市」を目指し、都市の価値及び、機能性・利便性を高めながら、持続可能な発展を遂げるまちをつくることで、本市が「選ばれる都市」となることを目的として策定しました。



さいたまスポーツシュール連携協定

主要事業である「さいたまスポーツシュール」

については、市内に集積するスポーツ施設群を中心に、市内の宿泊・飲食・研修施設等のネットワーク化により、スポーツ実施環境の確保や民間が持つ最新の知見・技術の活用を目指しています。運営母体となる一般社団法人さいたまスポーツコミッションと浦和レッドダイヤモンズ、大宮アルディージャをはじめとする民間スポーツ団体、民間企業等との間で「さいたま

スポーツシュレ連携協定」を締結し、相互に連携・協力をすることで、スポーツ人材の育成や持続可能なスポーツ環境の整備、スポーツビジネス・スポーツ産業の創出、活性化等に取り組んでいきます。

(3) 「する」スポーツの振り返り

本市におけるスポーツ実施率は、平成 22 (2010) 年度の 39.7%から、令和 2 (2020) 年度には 66.6%と増加していますが、従前計画策定時に数値目標としていた 70.0%には達していません。特に 40 歳代以下は、50 歳代以上と比べて、スポーツ実施率が低く、健康不安や体力不足を感じる傾向が強くなっています。また、82.7%が運動不足を感じており、特に 30~50 歳代でより運動不足を感じている傾向が高くなっています。

子どもの体力は、小・中学生男女とも体力テストでの合計点は全国平均にほぼ近いものの、学校の体育の授業以外でのスポーツ実施率は計画策定時より低くなっています。

スポーツ未実施者がスポーツに取り組めなかった理由として、「面倒くさいから」のほかに「仕事や家事が忙しいから (時間がない)」「きっかけがないから」「お金に余裕がないから」「近くに場所や施設がないから」など様々な要因があります。また、スポーツ未実施者の中にはスポーツに関心がなく、今後もするつもりがないという人も多くいます。さらには、運動不足を感じている人も多数いることから、今後スポーツ実施率を上昇させるとともに、運動不足を感じている層に対するアプローチ方法についても検討していく必要があります。

個人の多様な嗜好しこうに合わせて、気軽にはじめることのできるスポーツにふれる機会をつくることも効果が期待できます。例えば、レクリエーションの一環として気軽に楽しめるニュースポーツや障害の有無やその程度にかかわらず取り組むことのできるユニバーサルスポーツ、個人で気軽に楽しむことのできるアーバンスポーツなど、新たなスポーツコンテンツも取り入れながら機会や場の創出などに取り組んでいく必要があります。また、e スポーツについては、現状、様々な機関、場面において議論がされているところですが、本市としては、まずはその活用の可能性について検討をしていきます。

(4) 「みる」スポーツの振り返り

市内には、埼玉スタジアム 2002、さいたまスーパーアリーナ、浦和駒場スタジアム、NACK5 スタジアム大宮など、大規模大会、大規模イベントの開催が可能な会場が数多くあり、本市をホームタウンとする J リーグの浦和レッドダイヤモンドズ、大宮アルディージャ等の試合では、多くの市民等が観戦に訪れています。また、「ツール・ド・フランスさいたまクリテリウム」や「さいたま国際マラソン」、「さいたまシティカップ (サッカー)」、「さいたま市ノーマライゼーションカップ (ブラインドサッカー)」等の国際大会、国際的なイベン



さいたま市ノーマライゼーションカップ

トも多く開催されています。近年では会場での観戦のほか、テレビやインターネットによる中継・録画等で視聴する人の割合も増えています。今後も、地域経済の活性化や観光振興等への波及効果が期待できる国際スポーツイベントやプロスポーツチームと連携した事業に引き続き取り組んでいきます。

スポーツ参画人口を増やすために、「みる」ことをきっかけとして「する」「ささえる」へと繋がる取組も必要となります。また、「みる」ことに特化した次世代型スポーツ施設等の誘致・整備の検討も進めていく必要があります。

(5) 「まなぶ」スポーツの振り返り

本市では、様々なイベントや講座などを開催し、スポーツによる健康・体力づくり、心身の健全な育成、参加者同士の交流、スポーツの技術力向上に関するアドバイスなど、スポーツを「まなぶ」機会を提供しています。また、本市を拠点とするプロスポーツチームの協力を得て、小中学生を対象にした「まなぶ」機会を提供しています。今後は、正しい指導法を身に付けた指導者を充実させて、生涯を通じてスポーツに親しみ続けることができるような「まなぶ」機会を一層提供する必要があります。

また、「さいたまスポーツシュール」の取組として、ICTを使用したデータの利活用についての実証に取り組んでいます。最新の科学的根拠や知見、理論に基づき、身体に負担をかけないスポーツの実施やけがの予防、栄養学、心理学等あらゆる角度から指導を実施することで、生涯にわたってスポーツを続けることのできる環境を充実していく必要があります。



さいたまスポーツシュール
ラクロスでのスポーツデータの活用実証

(6) 「ささえる」スポーツの振り返り

市内では、少年団など各地域のスポーツチーム・クラブでのスポーツの指導や大会時の審判の実施などの活動支援、大規模スポーツ大会・イベント等において運営支援をするスポーツボランティア、スポーツ推進委員や障がい者スポーツ指導員といった多くの人々が、様々な場面においてスポーツを「ささえる」活動がされています。スポーツを実施するうえで、指導者・コーチやスポーツボランティアの育成・確保が必要となってくることから、指導者講習の場の提供やアスリートのセカンドキャリア、デュアルキャリアの実現に対する支援、ボランティア教育・研修等を充実していく必要があります。

(7) スポーツを活用した総合的なまちづくり

従前の「さいたま市スポーツ振興まちづくり計画」の数値目標及び重点施策については、一定の成果はあげられてはいるものの、目標達成まであと数歩足りていない状況です。今後目標を達成するためには、「する」「みる」「まなぶ」「ささえる」の各側面からの個別のアプローチだけでなく、それぞれを組み合わせた新たな視点からの複合的なアプローチの方法を検討していく必要があります。

本市の計画の特徴でもある「スポーツを活用した総合的なまちづくり」を推進していくためには、スポーツの振興を図るために必要な組織や仕組み、場所や環境などの整備、スポーツの機会の創出、新たなスポーツビジネス・スポーツ産業の創出、活性化などに対し、様々な分野との連携を有機的に進めていく必要があります。

5-3 第2期スポーツ振興まちづくり計画の進捗状況

(1) 成果指標の数値動向

① 本市を「スポーツの盛んなまち」と感じている市民の割合

本計画における様々な取組の総合的な進捗状況を確認するため、本市の特徴的なイメージである本市を「スポーツの盛んなまち」と感じている市民の割合が令和12(2030)年度に80%となる目標を設定しています。令和6(2024)年度は70.2%となっています。

図表 5-3-1 本市を「スポーツの盛んなまち」と感じている市民の割合の推移

	実績値					目標値
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和12年度
本市を「スポーツの盛んなまち」と感じている市民の割合	69.3%	68.9%	69.0%	71.1%	70.2%	80%

資料：令和2年度 新しいまちづくりのための市民アンケート（さいたま市）

令和3年度～令和6年度 総合振興計画の進行管理等に係る市民アンケート調査（さいたま市）

② 成人の週1回以上のスポーツ実施率

成人のスポーツ実施を促進するため、成人の週1回以上のスポーツ実施率の目標を令和12(2030)年度に70%と設定しています。年度により増減はあるものの、令和6(2024)年度に71.8%となっており、目標を上回っています。

図表 5-3-2 成人の週1回以上のスポーツ実施率の推移

	実績値					目標値
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和12年度
実施率	66.6%	70.6%	69.9%	70.8%	71.8%	70%

資料：令和2年度 新しいまちづくりのための市民アンケート（さいたま市）

令和3年度～令和6年度 総合振興計画の進行管理等に係る市民アンケート調査（さいたま市）

③ 児童・生徒の週1回以上のスポーツ実施率(学校の体育授業を除く)

子どものスポーツ実施を促進するため、小学5年生及び中学2年生の週1回以上のスポーツ実施率の目標を、令和12(2030)年度に小学5年生93%、中学2年生90%と設定しています。令和6(2024)年度は、小学5年生では84.9%、中学2年生では83.6%となっています。

図表 5-3-3 児童・生徒の週1回以上のスポーツ実施率の推移

		実績値					目標値
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和12年度
実施率	小学5年生	84.1%	82.9%	83.1%	83.4%	84.9%	93%
	中学2年生	80.9%	82.6%	82.9%	82.5%	83.6%	90%

資料：令和2年度～令和6年度 さいたま市学習状況調査（さいたま市）

④ 市民のスポーツボランティア参加率

スポーツの実施環境の向上、スポーツを通じた交流や意識の共有による地域コミュニティの形成を図るため、スポーツボランティアへの市民の参加率の目標を令和12（2030）年度に20%と設定しています。市民のボランティア参加率は低調で、令和6（2024）年度では7.9%に低下しています。

図表 5-3-4 市民のスポーツボランティア参加率の推移

	実績値					目標値
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和12年度
参加率	8.1%	-	-	-	7.9%	20%

資料：令和2年度・令和6年度 スポーツに関する市民意識調査（さいたま市）

⑤ スポーツ観戦率

「みる」スポーツを推進するために、スポーツ観戦率の目標を令和12（2030）年度に現地観戦45%、テレビ、インターネット等による観戦85%と設定しています。令和6（2024）年度では現地観戦32.9%、テレビ、インターネット等による観戦72.0%と、ともに低下しています。

図表 5-3-5 スポーツ観戦率の推移

		実績値					目標値
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和12年度
観戦率	現地	35.8%	-	-	-	32.9%	45%
	テレビ等	77.1%	-	-	-	72.0%	85%

資料：令和2年度・令和6年度 スポーツに関する市民意識調査（さいたま市）

⑥ スポーツ観戦を含む年間来訪者数

「みる」スポーツを推進し、本市の地域経済の活性化、観光の振興を図るために、スポーツ観戦を含む年間来訪者数※として令和12（2030）年度の入込観光客数を3,000万人と設定しています。令和2（2020）年度から令和4（2022）年度までは、感染症対策のためイベント等の開催自粛や移動制限、施設の休館等による制限がありましたが、その後は徐々に回復傾向にあり、令和6（2024）年度には2,453万人となっています。

図表 5-3-6 スポーツ観戦を含む年間来訪者数の推移

	実績値					目標値
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和12年度
入込観光客数	1,353万人	1,390万人	2,113万人	2,270万人	2,453万人	3,000万人

資料：令和6年さいたま市の観光に関するデータ（さいたま市）

※来訪者数は、入込観光客「推計」調査を参考にしており、各施設が独自に集計している入場者数等の統計で、入込観光客数のことを指します。

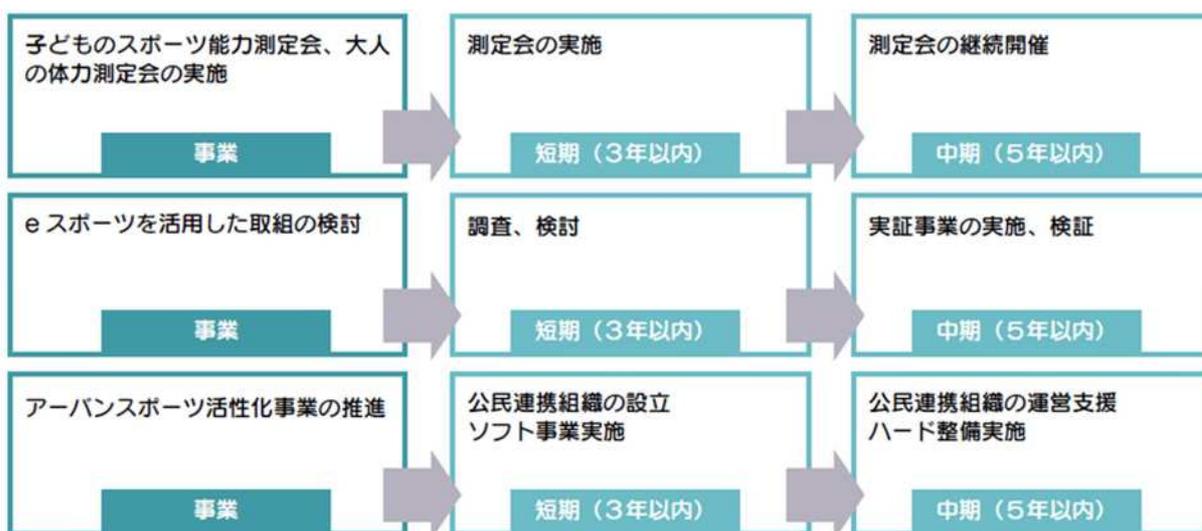
(2) 重点施策の進捗状況

〈重点施策〉

- ①生涯スポーツの振興・推進
- ②スポーツ施設・環境の整備、検討
- ③「さいたまスポーツシュレ」の推進
- ④サッカーを核としたスポーツのまちづくりの推進

① 生涯スポーツの振興・推進

■実施スケジュール



■実施状況

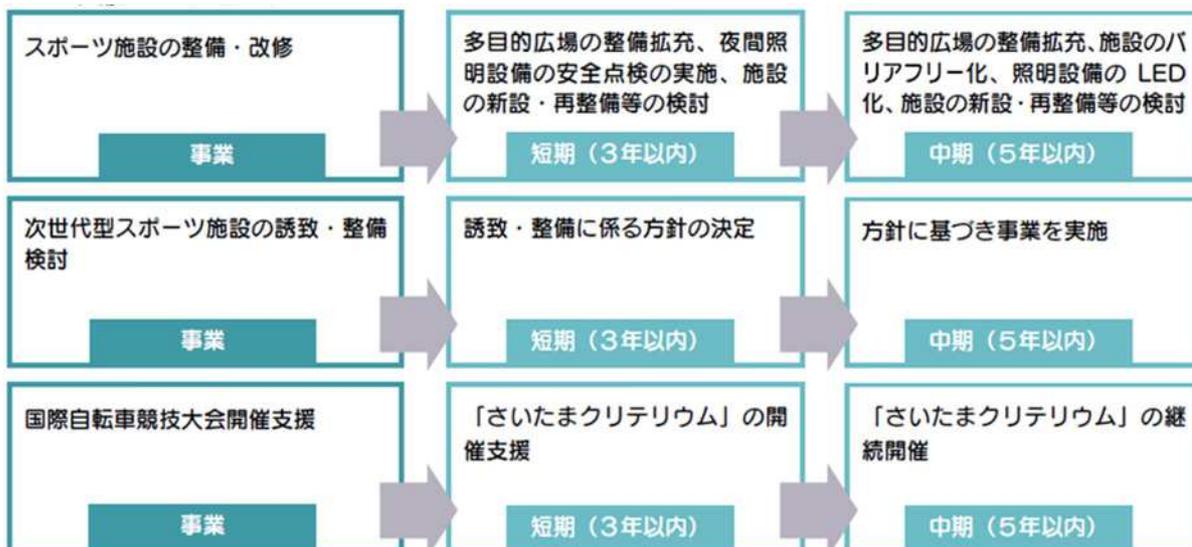
子どもたちがそれぞれの能力に合ったスポーツを発見できる能力測定会と大人の健康意識の向上につなげる体力測定会を年4回開催し、市民がそれぞれの体力、年齢等に応じてスポーツへの興味・関心を高めるきっかけづくりを進めてきました。

また、新たなスポーツトレンドの一つである e スポーツについては、大学との共同研究により、その効果や影響についての検証を行い、スポーツ施策としての方向性を検討の上、主に運動習慣がない子どものスポーツを始めるきっかけとして、普及啓発を進めてきました。

身近で気軽に取り組むことができるアーバンスポーツについても、令和5(2023)年5月に、公民連携組織の「さいたま市アーバンスポーツ研究会」を設立したほか、体験イベントやスクールキャラバンの実施、アーバンスポーツができる場所を開設しました。

② スポーツ施設・環境の整備、検討

■実施スケジュール



■実施状況

市の未利用地等を活用したスポーツもできる多目的広場の整備や学校体育施設における夜間照明設備のLED化、スポーツ施設のバリアフリー化等を通じて、市民が身近な場所で気軽にスポーツに親しむことができる環境の整備を進めてきました。

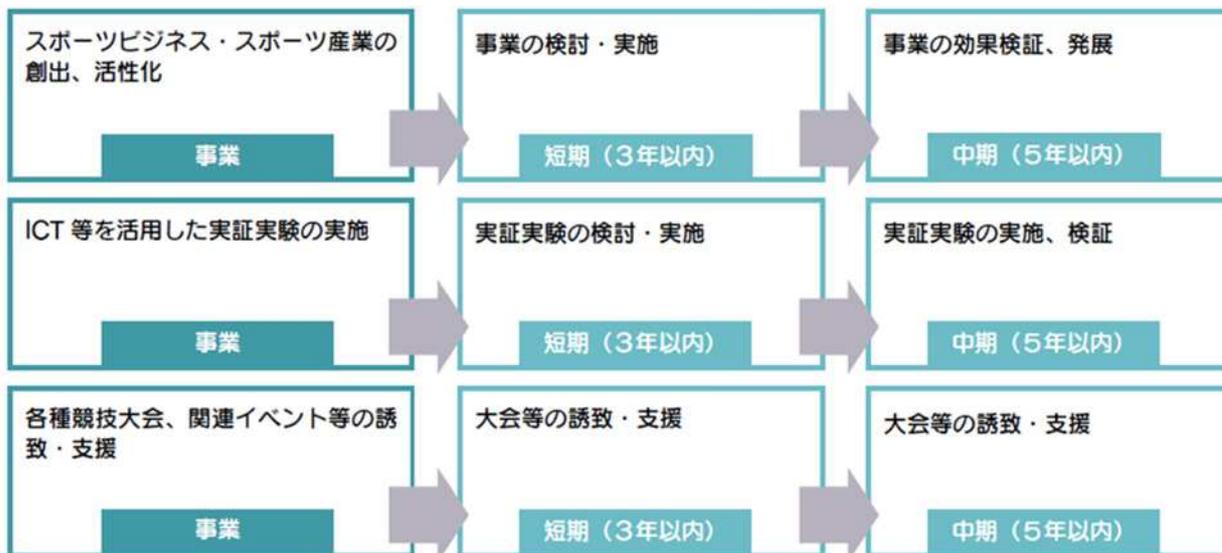
また、スポーツ施設のあり方や配置、有効活用について検討を行い、今後のスポーツ施設整備を計画的に進めていくために、令和4（2022）年3月に「さいたま市スポーツ施設の整備方針」を策定しました。

（仮称）次世代型スポーツ施設については、民間力を最大限活用した整備に向けて、基本計画の策定や事業者募集を進めてきました。

平成25（2013）年から開催されている国際自転車競技大会「ツール・ド・フランスさいたまクリテリウム」は、令和7（2025）年で11回目の開催となり、「スポーツのまち さいたま」の魅力を高めるとともに、本市における自転車文化の醸成にも貢献しています。

③ 「さいたまスポーツシュール」の推進

■実施スケジュール



■実施状況

「さいたまスポーツシュール」の仕組みを活用し、①スポーツ人材の育成、②持続可能なスポーツ環境の整備、③スポーツビジネス・スポーツ産業の創出・活性化を推進するため、企業、大学、スポーツ団体等と連携した取組を進めてきました。

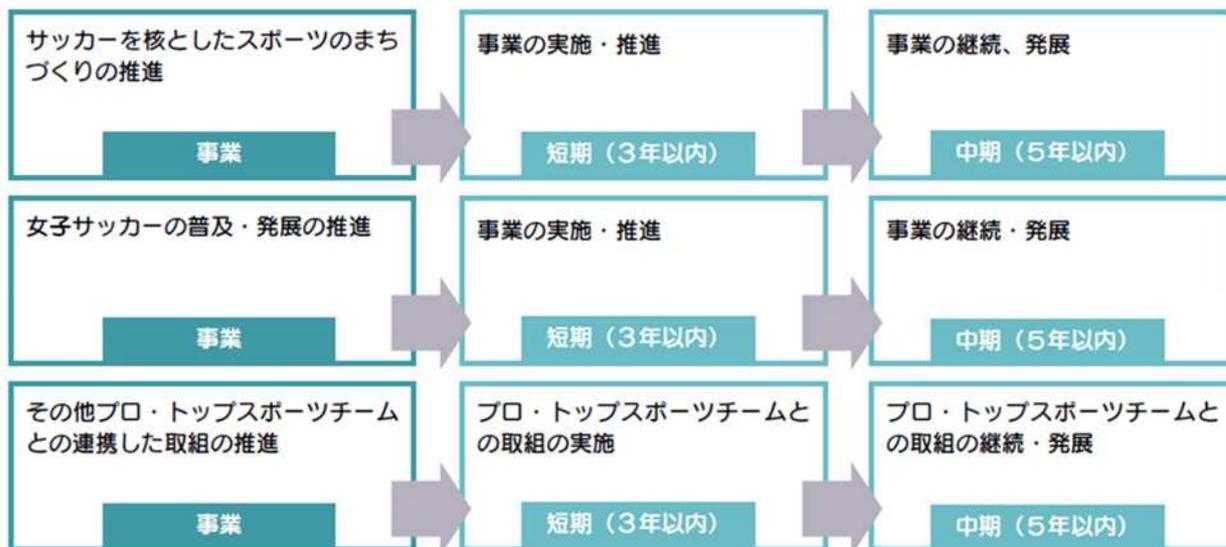
スポーツ産業をはじめとする新産業の創出及び既存産業の活性化により、さいたま市がスポーツビジネスにチャレンジしやすいまちとなることを目指し、さいたま市版 SOIP（スポーツオープンイノベーションプラットフォーム）を構築し、一般社団法人さいたまスポーツコミッションを主体に推進しています。

また、子どもたちのスポーツ活動の際のコンディショニングに係る市オリジナルフォームの作成などデジタル技術を活用した実証事業を実施してきました。

一般社団法人さいたまスポーツコミッションとの連携により、本市のスポーツ資源や特徴ある観光資源を最大限活用した各種競技大会等スポーツ関連イベントの積極的な誘致・支援を実施し、令和2（2020）年度から令和6（2024）年度までの5年間で、誘致支援件数は249件に達しました。「さいたまーチ〜見沼ツーデーウオーク〜」、「ツール・ド・フランスさいたまクリテリウム」の開催支援を含めた経済効果推計額は220億円となります。

④ サッカーを核としたスポーツのまちづくりの推進

■実施スケジュール



■実施状況

「サッカーのまち」としての長い歴史を背景に、2つのJリーグクラブを擁するホームタウンとしての特性を生かし、サッカーを核として、スポーツのまちづくりを推進するため、さいたま市サッカーのまちづくり推進協議会を通じて、浦和レッドダイヤモンズ及びRB大宮アルディージャのレリーフ設置事業やさいたまサッカーフェスタ開催事業、サッカー指導者講習会等を実施しています。

また、小学生女子サッカークリニック「さいたまシティサッカー夢プロジェクト」、中学生年代女子サッカー合同練習会「スマイルプロジェクト」、中学生年代女子サッカー大会「SAITAMA GIRLS MATCH」の実施等を通じて、女子サッカーの普及・発展を図っています。

このほか、本市をホームタウンとするプロ・トップスポーツチームとの連携によるスポーツ教室に加え、浦和レッズハートフルコンサート等の文化芸術や市の各種施策PRにおける連携事業も実施しています。

III. 基本方針、基本施策

1. 基本方針

スポーツ振興とスポーツを活用した総合的なまちづくりを推進し、健康で活力ある「スポーツのまち さいたま」を実現するために以下の3つの基本方針を設定します。

【基本方針1】 広く、深く「まなぶ」「ささえる」基盤をより強固に

市民等が生涯にわたり持続可能な状態でスポーツに取り組めるようにするために、必要な基盤をより強固なものへとつくり直す必要があります。より広い領域から様々な知見を集めて、深い理解を得られる学びの機会の創出を目指します。また、スポーツ関連施設・設備をはじめ、スポーツマンシップやボランティア文化、制度やシステムなどのソフト面での拡充を図ります。

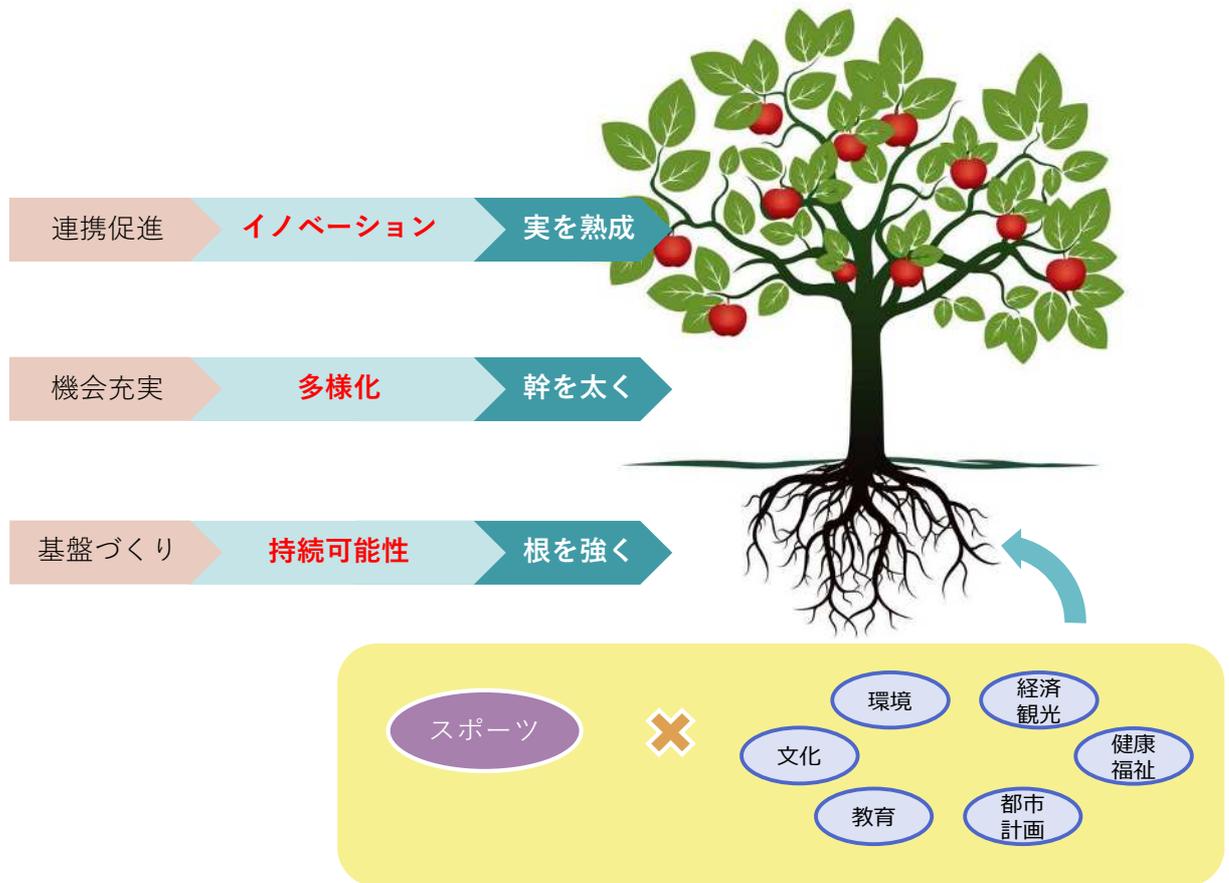
【基本方針2】 体力や健康に貢献する「する」「みる」機会の更なる充実を

様々な世代の市民等がスポーツの実施を通じて個々人の体力向上や健康増進につながるよう、すでにスポーツに日々取り組んでいる市民等だけでなく、スポーツの習慣がない市民等にもスポーツに触れる機会の増加を目指します。また、トップクラスのスポーツやアーバンスポーツ、eスポーツなど、新しいスポーツイベントの開催を通じて、スポーツに対する新たな魅力を提供する機会の創出を図ります。

【基本方針3】 活力のある先進都市をつくる「成長」のため新たな連携を

スポーツの成長産業化、スポーツによる地域活性化によって、活力あるスポーツ先進都市を形成するために、教育、文化、環境、経済・観光、健康・福祉、都市計画の広範な分野との連携の成果を成長・発展させるとともに、さらにスポーツを通じた新たな連携を創出することにより、都市の成長を加速化させることを目指します。また、その成果を経済的価値とは別の文化・芸術分野などの精神的価値にもつなげることで、市民等がより住みやすく、働きやすい、楽しみの多いまちとすることができる総合的なまちづくりの推進を図ります。

【基本方針のイメージ図】



「さいたま市スポーツ振興まちづくり条例」においては、すべての市民等が障害の有無及びその程度にかかわらず、いつでも、どこでも、いつまでも、スポーツにかかわることができる機会を増やし、市の教育、文化、環境、経済、福祉、都市計画等の広範な分野において、市民等、スポーツ関連団体、事業者及び行政が連携を強化することにより、生涯スポーツの振興及びスポーツを活用した総合的なまちづくりの推進を図り、本市の目指す「健康で活力ある『スポーツのまち さいたま』」を築くことを掲げています。

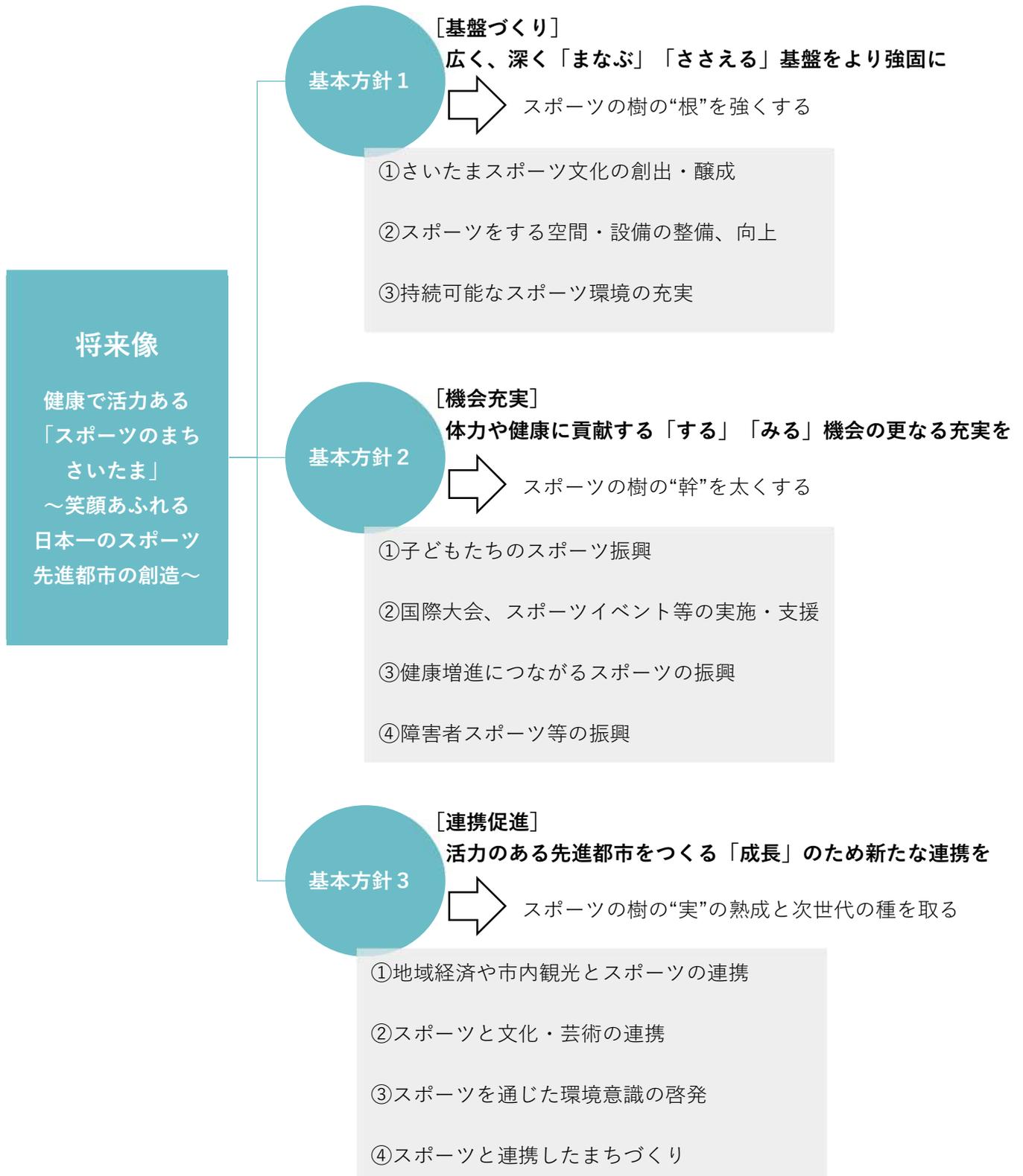
新型コロナウイルス感染症の影響に対する対応方針

令和2（2020）年の新型コロナウイルス感染症の世界的流行に対して、「新しい生活様式」の実践による行動変容の必要性から、スポーツ活動も、スポーツ庁や各スポーツ関係団体等が作成した「ガイドライン」に沿って、スポーツ施設の管理者、イベントや大会の主催者、競技参加者、観戦者がそれぞれの立場からの感染拡大防止とスポーツ活動の実践との両立が求められました。

本計画の推進にあたっては、感染症対策とスポーツ活動とを無理せずに両立させることができるように、スポーツの新しい観戦スタイルやオンラインを活用したトレーニングの普及、施設・設備の提供等に努めるとともに、デジタル技術の活用やスポーツテックなどを活用した取組を引き続き推進します。

2. 基本施策

基本方針を実現させるため本計画期間中に実施が想定される施策を、基本方針毎にまとめ、基本施策とします。



基本方針1 広く、深く、「まなぶ」「ささえる」基盤をより強固に

スポーツの基盤をつくるため、ハード、ソフト両面の整備等に関する施策を推進します。

① さいたまスポーツ文化の創出・醸成

スポーツが市民生活に根付き、スポーツに対する理解や関心を深め、日常の中にスポーツが溶け込むことで、本市独自のスポーツ文化の創出・醸成を図ります。

② スポーツをする空間・設備の整備、向上

スポーツをするための施設整備、既存施設のスポーツ利用機会の充実、必要な設備の更新等を行い、スポーツをする空間の整備・向上を図ります。

③ 持続可能なスポーツ環境の充実

市民等がいつでも、どこでも、いつまでも、スポーツにかかわることができるよう、各ライフステージに応じた多様な環境の充実を図ります。

基本方針2 体力や健康に貢献する「する」「みる」機会の更なる充実を

スポーツの機会を提供するソフト事業や大会、イベントの実施等に関する施策を推進します。

① 子どもたちのスポーツ振興

子どもたちを対象としたスポーツ教室やスポーツイベントを実施し、スポーツを「まなぶ」機会の提供や身体の健全な成長を促します。

② 国際大会、スポーツイベント等の実施・支援

大規模スポーツイベントの継続や、新たなスポーツイベント、スポーツ関連の MICE の誘致実現に向けて、一般社団法人さいたまスポーツコミッションとも連携しながら取組を進めます。

③ 健康増進につながるスポーツの振興

日頃から身体を動かすことの大切さを啓発したり、スポーツに親しむ機会を増やしたりすることで、スポーツ実施率の向上につなげ、市民の健康増進を図ります。

④ 障害者スポーツ等の振興

障害の有無及びその程度にかかわらずスポーツに親しむことのできるインクルーシブスポーツやアダプテッドスポーツ等の考え方を取り入れ、障害者のスポーツ実施率の向上を図るとともに、スポーツを通じた相互理解を深め、ノーマライゼーション社会の推進を図ります。

す。また、パラリンピックを通じたパラスポーツの認知度向上や普及促進の動きと連動しながら、障害者がスポーツをする機会を創出します。

基本方針3 活力のある先進都市をつくる「成長」のため新たな連携を

教育、文化、環境、経済・観光、健康・福祉、都市計画の広範な分野との連携を通じ、スポーツの成長産業化やスポーツによる地域活性化、地方創生等に関する施策を推進します。

① 地域経済や市内観光とスポーツの連携

スポーツ大会・イベント等の実施における商工会議所、商店街、事業者等との連携や、スポーツツーリズムの推進により、本市への来街者を増加させ、市内での飲食・製品の購入の促進などによる地域経済の活性化を図ります。

② スポーツと文化・芸術の連携

様々なスポーツ活動と文化活動との連携により、スポーツ振興と文化振興の相互発展を図ります。

③ スポーツを通じた環境意識の啓発

スポーツの持つ「人を巻き込む力」を活用し、「多様性を尊重する社会」「持続可能で逆境に強い社会」「クリーンでフェアな世界」の構築への貢献に取り組みます。

スポーツイベントやスポーツ活動の広報活動、イベント開催会場等と連携して、環境負荷低減のための啓発活動を実施することで、市民等の環境意識の向上を図ります。また、夜間照明設備のLED化など、多くの人が集まる施設の省エネルギー化を進めます。

④ スポーツと連携したまちづくり

公園内へのスポーツ施設設置・整備や自転車走行環境の改善、スタジアム・アリーナの整備・改修と周辺まちづくりとの連携・推進などにより、新たな付加価値を持つスポーツを楽しむやすい、また住みよいまちの形成を図ります。また、多くのプロスポーツチームのホームタウンである強みを生かした取組を進めます。

IV. 各施策・事業

1. 広く、深く「まなぶ」「ささえる」基盤をより強固に

① さいたまスポーツ文化の創出・醸成

■ サッカーを核としたスポーツのまちづくりの推進

「さいたま市サッカーのまちづくり推進協議会」を主体として実施する事業を通じて、「する」「みる」「まなぶ」「ささえる」といった様々な側面からサッカーを核としたスポーツのまちづくりを推進します。

■ スポーツ活動をささえる体制の強化

スポーツ・レクリエーション活動の指導や企画運営を行う体制の強化を図るため、スポーツ団体等と連携し、指導者等を対象とした研修会を実施します。

■ スポーツボランティアの充実

市民がやりがいを持って継続的に活動ができるようなスポーツボランティアの募集や運用方法を検討しながら、様々なスポーツイベントにおけるスポーツボランティアの活用を促進します。

■ プロスポーツチーム等との連携

体験イベントや教室を開催するなど、市内や県内のプロスポーツチーム等と連携した、身近なスポーツの体験機会を提供します。

■ アーバンスポーツの活性化

子どもから大人まで一緒に気軽に楽しめるアーバンスポーツに関し、体験イベント、スクールキャラバン等の実施により体験機会を提供するほか、「さいたま市アーバンスポーツ研究会」の意見などを参考に、地域の人や民間事業者と連携を図りながら、場所の整備やルール・マナーの普及啓発を行います。

■ 自転車安全利用の推進

身近な活動手段である自転車について、自転車関係団体や自転車のプロロードレースチームなどと連携し、幅広い世代に向けた自転車の安全利用に関する講習会等を開催します。

② スポーツをする空間・設備の整備、向上

■ 夜間照明設備のLED化

学校体育設備の夜間照明設備をLED化することで、スポーツをしやすい環境を整えるとともに、省電力化を図ります。

■ スポーツもできる多目的広場の整備

市が所有する未利用地や遊休地などを活用し、地域の理解と協力のもと、気軽に身近なスポーツを楽しむことができる多目的広場の整備を推進します。

■ 体育館等の整備・改修

市民が日常的にスポーツ活動に親しめる場所や機会を確保するために、安心・安全な管理運営を行うとともに、より効果的・効率的で利用しやすい体育館等の整備・改修を進めます。

■ 学校体育施設開放の推進

市立小・中学校の校庭、体育館、武道場などの学校体育施設を開放し、学校体育施設開放運営委員会と連携を図りながら、市民に身近なスポーツ・レクリエーション活動の場として提供します。

■ (仮称)次世代型スポーツ施設の誘致・整備

「みる」スポーツを核とした次世代の交流拠点として、(仮称)次世代型スポーツ施設の誘致・整備を検討します。

■ 公認グラウンド・ゴルフ場の運営管理

健康増進や生きがいづくり推進のため、公認のグラウンド・ゴルフ場の運営管理を行います。

■ 自転車利用環境の向上

自転車が安全かつ快適に走行できることを目指し、自転車ネットワーク路線を整備するとともに、市民の余暇に寄与するレクリエーションルートの整備やサイクリングマップの作成、シェアサイクルの普及を推進し、自転車利用環境の向上を図ります。

■ みちづくりと連携したウォーキング・サイクリングの促進

安全・安心に配慮した道路整備を進めることで、ウォーキングやサイクリングの促進を図ります。

③ 持続可能なスポーツ環境の充実

■ 公益財団法人さいたま市スポーツ協会の体制強化

スポーツ協会の組織体制の強化及び機能向上を図り、本市における生涯スポーツの更なる振興を推進する中心的組織として、市との連携強化を目指します。

■ 乳幼児を持つ世帯がスポーツを楽しむ機会の提供

乳幼児を持つ世帯が気軽にスポーツを楽しむことができるよう、子どもと共にスポーツができる機会や託児の提供等により、安心してスポーツに取り組める環境を整えます。

■ (仮称)さいたまスポーツシューレ推進施設の整備

市民が生涯にわたってスポーツを楽しむことを支え、アスリートを支えるための知の集積拠点となり、同時にあらゆるスポーツの発展を支え、スポーツによる国内外の対流・交流を加速させるための拠点として、(仮称)さいたまスポーツシューレ推進施設を整備します。

■ スポーツテックの実証

(仮称)さいたまスポーツシュール推進施設への導入に向けて、コンディショニングを含むフィジカルデータの測定・分析、トレーニング指導等の方法を確立するスポーツテックの実証を行います。実証にあたっては、多様な主体と連携しながら取組を進めます。

■ スマイルプロジェクトの実施

女子サッカー合同練習会の開催やセミナーの実施等により、女子中学生がサッカーを「する」機会や女性アスリート等として必要な知識を「まなぶ」機会を提供し、また、指導者育成につなげる中学生年代女子サッカー等活性化事業を実施します。

■ 健康マイレージ

楽しみながらウォーキングする機会を増やすことで、運動習慣を身に付け、ライフステージに応じて自ら継続的に健康づくりに取り組むことを支援します。

■ 幼児の安全・安心な運動機会の増加促進

小学生以下の小さな子どもたちが安全な環境のもと、保護者とともに安心して楽しく元気にからだを動かせる機会の増加を図ります。

■ 必要種目・人数に応じた部活動サポーター派遣

必要種目や人数に応じて、小・中・高等・中等教育学校へ部活動サポーターを派遣します。

■ 部活動指導員配置事業

部活動を充実及び活性化させるとともに、教員の負担軽減を図るために任用される部活動指導員を配置します。

■ 中学校公式大会への救急法指導員派遣

必要種目や人数に応じて、中学校公式大会へ救急法指導員を派遣します。

■ 放課後チャレンジスクールの推進

学校の教室等を活用し、地域住民、団体等の参画を得て、地域と学校が連携・協働して、子どもたちの自主的な学習やスポーツ、文化活動、地域住民との交流活動等の多様な活動を実施することにより、地域社会の中で、子どもたちを心豊かで健やかにはぐくむため、チャレンジスクール推進事業を実施します。

2. 体力や健康に貢献する「する」「みる」機会の更なる充実を

① 子どもたちのスポーツ振興

■ さいたまサッカーフェスタの開催

「さいたま市サッカーのまちづくり推進協議会」が主体となって、2つのJリーグクラブを擁するホームタウンとしての特性を生かし、浦和レッドダイヤモンズとRB大宮アルディージャと共同で、サッカーの魅力を総合的に体験できるイベントとして「さいたまサッカーフェスタ」を開催し、サッカーを核としたスポーツのまちづくりを推進します。

■ 公益財団法人さいたま市スポーツ協会の体制強化（再掲）

スポーツ協会の組織体制の強化及び機能向上を図り、本市における生涯スポーツの更なる振興を推進する中心的組織として、市との連携強化を目指します。

■ 子どものスポーツ能力測定会の開催

スポーツへの興味・関心を高め、子どもたちの継続的なスポーツ活動につなげる取組として、それぞれの適正に応じたスポーツを発見するための能力測定会を開催します。

■ プロサッカークラブとの連携による学校への指導者派遣

児童の体力向上を目指すため、希望する学校へのプロサッカークラブの指導者派遣を実施します。

■ スポーツ少年団等活動への支援

青少年に対するスポーツの振興と心身の健全な育成に取り組んでいるスポーツ少年団等、子どもたちの地域スポーツ活動を積極的に支援していきます。

■ 世界大会等で活躍する市民等の奨励

市民のスポーツ振興をベースに、世界大会等で活躍する市民等を奨励します。

■ 女子サッカーの普及・発展

国際サッカー連盟（FIFA）や日本サッカー協会（JFA）主催の大会招致をはじめ、女子プロサッカーリーグ（WEリーグ）の開催支援をするほか、女子サッカー競技人口のすそ野を広げる取組として小学生年代のサッカークリニックや中学生年代のスマイルプロジェクトなど、観戦と実践の場を提供することにより、女子サッカーの普及・発展を図ります。



中学生年代女子サッカー等活性化事業
「スマイルプロジェクト」

■ さいたまスポーツフェスティバルの開催

プロスポーツチームとの連携による競技体験や、障害の有無に関わらず、誰もが体験できる、多様なスポーツの楽しさを伝える体験型イベントであるさいたまスポーツフェスティバルを開催します。

■ e スポーツの普及啓発

運動習慣のない子どもたちを中心に、スポーツへの誘因となり、運動強度等でスポーツと同等の効果をもつ e スポーツの普及啓発を行います。

■ 海外の姉妹友好都市などとのスポーツ少年団の相互派遣

姉妹友好都市をはじめとする海外都市との友好親善を図るため、サッカーや野球などのスポーツ少年団が交流する相互派遣事業を行います。

■ 少年少女サッカー教室の開催

本市をホームタウンとする J リーグ、WE リーグクラブの協力により、小学生等を対象にサッカー教室を開催し、併せてサッカーを通じた青少年の健全育成と基本的な技術の向上を図ります。

■ スポーツと食育の連携

食育を通して、心と身体の健康を培い、豊かな人間性、自然への感謝の気持ちを育むことを目指し、市民、地域、各種団体などと行政が協働し、スポーツを活用しながら食育を推進します。

■ 幼児の安全・安心な運動機会の増加促進（再掲）

小学生以下の小さな子どもたちが安全な環境のもと、保護者とともに安心して楽しく元気に身体を動かせる機会の増加を図ります。

■ 子どものための体力向上サポートプラン

運動やスポーツに対する意欲や身体能力の一層の向上と、運動習慣の確立のため、「子どものための体力向上サポートプラン」を推進します。

■ 放課後チャレンジスクールの推進（再掲）

学校の教室等を活用し、地域住民、団体等の参画を得て、地域と学校が連携・協働して、子どもたちの自主的な学習やスポーツ、文化活動、地域住民との交流活動等の多様な活動を実施することにより、地域社会の中で、子どもたちを心豊かで健やかにはぐくむため、チャレンジスクール推進事業を実施します。

② 国際大会、スポーツイベント等の実施・支援

■ さいたまシティカップの開催

2つの J リーグクラブを擁するホームタウンとしての特性を生かし、海外の強豪チームとの国際親善試合等を実施することで、一流選手のプレーやトップレベルの試合を間近で見られる機会を提供し、多くの市民に夢や希望を与えられるさいたまシティカップを開催します。

■ 一般社団法人さいたまスポーツコミッションの活動支援

さいたま市及び周辺地域にあるスポーツ資源や特徴ある観光資源を最大限活用し、各種競技大会等スポーツ関連イベントの積極的な誘致等の事業を行う一般社団法人さいたまスポーツコミッションの活動を支援し、地域スポーツの振興と地域経済の活性化を図ります。

■ 新たなスポーツ観戦スタイルの推進

市民が身近に大会・イベント等の臨場感や一体感を味わい、感動を共有できるような「みる」スポーツの環境を検討・展開することにより、市民のスポーツ観戦を推進します。

■ 発信力のある大規模スポーツイベントの開催

ツール・ド・フランスさいたまクリテリウムのような国内外から注目される大規模スポーツイベントを開催し、「スポーツのまち さいたま」の魅力を広く内外に発信します。また、これらの大規模スポーツイベントに併せ、グルメや文化活動、国際交流等のイベントを開催し、賑わいを創出します。

■ 国際自転車競技大会の開催支援

世界的なブランドであるツール・ド・フランスの名を冠した国際自転車競技大会を、本市において継続的に開催するため、大会の実施主体に対して開催支援を行います。

③ 健康増進につながるスポーツの振興

■ 乳幼児を持つ世帯がスポーツを楽しむ機会の提供（再掲）

乳幼児を持つ世帯が気軽にスポーツを楽しむことができるよう、子どもと共にスポーツができる機会や託児の提供等により、安心してスポーツに取り組める環境を整えます。

■ 公益財団法人さいたま市スポーツ協会の体制強化（再掲）

スポーツ協会の組織体制の強化及び機能向上を図り、本市における生涯スポーツの更なる振興を推進する中心的組織として、市との連携強化を目指します。

■ 大人の体力測定会の開催

スポーツへの興味・関心を高め、健康意識の向上及び継続的なスポーツ活動につなげる取組として、大人の体力測定会を開催します。

■ 地域のニーズに対応した総合型地域スポーツクラブの活動などの推進・支援

地域のスポーツニーズやスポーツ環境に応じた持続的な事業活動が展開できるよう、総合型地域スポーツクラブの支援を行います。

■ 地域のスポーツ振興団体への支援

地域のスポーツ振興団体による地域の実態に合わせた特色あるスポーツイベント等の開催を通して、地域スポーツ活動の普及を推進します。

■ シニア世代へのスポーツ振興

高齢者が積極的に運動に取り組み、健康や体力への自信を高めるための取組を実施します。

■ スポーツ・レクリエーション指導者の派遣

市民の要請に応じた適切なスポーツ・レクリエーション指導者について、市内スポーツ関連団体と連携し派遣します。

■ スポーツボランティアの充実（再掲）

市民がやりがいを持って継続的に活動ができるようなスポーツボランティアの募集や運用方法を検討しながら、様々なスポーツイベントにおけるスポーツボランティアの活用を促進します。

■ スポーツ推進委員の活動推進

スポーツ推進委員によるスポーツの実技指導及び各区支部でのスポーツイベント等を通して、地域におけるスポーツ活動の普及を推進します。

■ 世界大会等で活躍する市民等の奨励（再掲）

市民のスポーツ振興をベースに、世界大会等で活躍する市民等を奨励します。

■ ウォーキングの促進

誰もが気軽に楽しめるウォーキングを促進するため、ウォーキングが健康に及ぼす効果や、市内のウォーキングコースをPRするとともに、自然に親しみ、豊かな心と身体の健康づくりを目指すウォーキングイベントの開催や、各地域の特性を生かしたウォーキング関連の取組を実施します。また、ウォーキングの習慣化促進に向け、各取組の連携を図ることについても検討を進めます。

■ ランニングイベントの開催

市民のスポーツに対する意欲・関心を高めるため、子どもから大人まで、また初心者から上級者まで、多くの市民が楽しめるランニングイベントを開催します。

■ 「スマートウエルネスさいたま」の推進

少子高齢化の進行と人口減少社会が到来する中、市民の誰もが「健幸」※で元気に暮らせるまちを実現するため、「歩く」を基本に、「体を動かす、動かしてしまおう」まちづくり、「スマートウエルネスさいたま」を推進します。

※健康で幸せ（身体面の健康だけでなく、人々が生きがいを感じ、心豊かな生活を送れること）

■ 「さいたま市健康なび」による情報発信の強化

ライフステージに応じた生活習慣病予防やウォーキング情報などの健康づくりに関する総合的な情報の提供、会員相互の情報交換を目的とするポータルサイト「さいたま市健康なび」における情報発信を強化します。

■ スポーツと食育の連携（再掲）

食育を通して、心と身体の健康を培い、豊かな人間性、自然への感謝の気持ちを育むことを目指し、市民、地域、各種団体などと行政が協働し、スポーツを活用しながら食育を推進します。

■ 健康マイレージ（再掲）

楽しみながらウォーキングする機会を増やすことで、運動習慣を身に付け、ライフステージに応じて自ら継続的に健康づくりに取り組むことを支援します。

■ 全国健康福祉祭（ねんりんピック）へ選手団派遣

スポーツや文化種目の交流大会を始め、健康や福祉に関する多彩なイベントを通じ、高齢者を中心とする国民の健康保持・増進、社会参加、生きがいの高揚を図り、ふれあいと活力ある長寿社会の形成に寄与するために開催される全国健康福祉祭へ、選手団を派遣します。また、第38回全国健康福祉祭（ねんりんピック彩の国さいたま 2026）の成功に向けて、大会が円滑に行われるよう準備を行います。

■ シルバーゲートボール大会の開催

市内で活動している団体間の親睦を図るとともに、心身の健康の保持増進や生きがいの確保を目的としてシルバーゲートボール大会を開催します。

■ データを活用した更なる介護予防の推進

「JAGES プロジェクト」の調査結果等を活用して、健康状態や生活状況を分析することで、年代や地域ニーズにあった支援策を実施します。通いの場の充実に向けて、運動、口腔ケアを含めた栄養、社会参加の要素を取り入れた様々な介護予防教室を開催するほか、通いの場へ専門職等の派遣を行うことにより、健康機能に合わせた支援を行います。

■ 生活習慣病予防事業及び特定保健指導事業の推進

健康に関する正しい知識を普及し、生活習慣病の予防、健康の保持増進を図ることを目的に、運動習慣・生活習慣の改善のきっかけづくり及び継続化の支援を行います。

■ サイクルイベントの開催

誰もが気軽に楽しめるサイクリングを促進するため、サイクリングロード等を活用し本市の地域特性を生かしたイベントを開催します。

■ スポーツを通じた地域との交流推進

市立浦和南高等学校のスクール・ミッションに基づき、人工芝グラウンドの開放等を通じて地域との交流を推進します。

■ 生涯学習活動の促進

講座やイベント、サークル、団体の情報などをインターネットから自由に検索できる「さいたま市生涯学習情報システム」や、「さいたま市生涯学習ガイドブック」を通じて、市民の健康増進に繋がるスポーツ関連事業など様々な学びの情報を提供し、市民の生涯学習活動を支援します。

④ 障害者スポーツ等の振興

■ さいたまスポーツフェスティバルの開催（再掲）

プロスポーツチームとの連携による競技体験や、障害の有無に関わらず、誰もが体験できる、多様なスポーツの楽しさを伝える体験型イベントであるさいたまスポーツフェスティバルを開催します。

■ ノーマライゼーションカップの開催

視覚障害者も晴眼者もともにプレーをするブラインドサッカーの国際親善試合であるノーマライゼーションカップを開催することで、障害の有無にかかわらず、誰もが共に暮らすことができる「ノーマライゼーション」社会への理解を深めます。

■ 全国障害者スポーツ大会の意識啓発及び参加

競技などを通じスポーツの楽しさを体験するとともに、市民の障害に対する理解を深め、障害者の社会参加を促進するため、障害者のスポーツの全国的な祭典である全国障害者スポーツ大会への参加を支援します。

■ 障害者スポーツ教室の開催

スポーツを通じて、障害者の社会参加の促進や健康増進を図るため、スポーツ教室を実施します。開催にあたっては、より幅広い方が参加できるよう、教育委員会と連携し小中学校の特別支援学級等への訪問型の開催を行うなど内容の充実を図ります。

3. 活力のある先進都市をつくる「成長」のため新たな連携を

① 地域経済や市内観光とスポーツの連携

■ サッカーを核としたスポーツのまちづくりの推進（再掲）

「さいたま市サッカーのまちづくり推進協議会」を主体として実施する事業を通じて、「する」「みる」「まなぶ」「ささえる」といった様々な側面からサッカーを核としたスポーツのまちづくりを推進します。

■ スポーツツーリズムの推進

スポーツ競技大会及びスポーツイベント等の誘致・開催支援や、本市の豊富なスポーツ資源を生かしたスポーツツーリズムの推進を通じて、観光・交流人口の拡大を促進します。また、各観光団体等との連携により、国際大会等で本市を訪れた選手や観光客に飲食・宿泊施設等の情報提供や本市の魅力・取組を発信します。

■ 一般社団法人さいたまスポーツコミッションの活動支援（再掲）

さいたま市及び周辺地域にあるスポーツ資源や特徴ある観光資源を最大限活用し、各種競技大会等スポーツ関連イベントの積極的な誘致等の事業を行う一般社団法人さいたまスポーツコミッションの活動を支援し、地域スポーツの振興と地域経済の活性化を図ります。

■ （仮称）さいたまスポーツシュール推進施設の整備（再掲）

市民が生涯にわたってスポーツを楽しむことを支え、アスリートを支えるための知の集積拠点となり、同時にあらゆるスポーツの発展を支え、スポーツによる国内外の対流・交流を加速させるための拠点として、（仮称）さいたまスポーツシュール推進施設を整備します。

■ さいたま市版 SOIP 事業の展開

企業・団体・大学等のビジネスマッチング・共創・事業開発支援等により、新たなスポーツビジネスの事業化とスポーツを通じた社会課題の解決を図るため、さいたま市版 SOIP（スポーツオープンイノベーションプラットフォーム）事業を展開します。

■ スポーツ観戦と地域消費の連携・強化

スポーツイベント主催者や地元商店街などとの連携を進め、「さいたま市みんなのアプリ」などのデジタル技術をより活用することで、スポーツ観戦前後に店舗での飲食・観光などの消費活動が円滑に行えるような企画・支援等を行います。



スポーツイベントと併催のさいたままるしえ

■ Jリーグ2チームのカラーを活用した景観づくり

商店街等において、本市をホームタウンとする Jリーグ2チームのカラーを活用した景観づくりを推進し、地域の活性化や賑わいの創出を図ります。

② スポーツと文化・芸術の連携

■ スポーツと文化・芸術活動の連携

スポーツ観戦と市内の文化施設等との連携を推進し、市内の観光資源を含めた周遊性の確保を図ります。また、大規模イベント等において、スポーツ活動と文化・芸術活動の連携を図ります。

③ スポーツを通じた環境意識の啓発

■ スポーツを通じた環境負荷低減

スポーツイベントや様々なスポーツ活動と環境に関する周知啓発・環境負荷低減活動との連携により、市民の環境意識の向上を図ります。

④ スポーツと連携したまちづくり

■ 自転車利用環境の向上（再掲）

自転車が安全かつ快適に走行できることを目指し、自転車ネットワーク路線を整備するとともに、市民の余暇に寄与するレクリエーションルートの整備やサイクリングマップの作成、シェアサイクルの普及を推進し、自転車利用環境の向上を図ります。

■ みちづくりと連携したウォーキング・サイクリングの促進（再掲）

安全・安心に配慮した道路整備を進めることで、ウォーキングやサイクリングの促進を図ります。

V. 重点施策・成果指標

1. 重点施策

(1) 生涯スポーツの振興・推進

■ 施策の現状・課題や背景

- ・「成人の週1回以上のスポーツ実施率」は、令和6（2024）年度実施の「総合振興計画の進行管理等に係る市民アンケート調査」の結果71.8%でした。
- ・スポーツは、体力の向上、生活習慣病の予防、精神的な充足感の獲得、青少年の健全な育成等に資するもので、健やかで心豊かな生活を営む上で極めて重要なものです。
- ・地域の活力創出に向けた生涯スポーツの振興を図るため、市民がスポーツに親しむ機会を増やす必要があります。
- ・親子で参加できるスポーツイベント等の開催等により、子どもはもとより、スポーツ実施率の低い30歳代から40歳代に対してスポーツに取り組む機会を提供するとともに、その後の継続的なスポーツ活動につなげていくための支援を行います。
- ・スポーツに無関心な層に向けて、スポーツの「楽しさ」などの価値の啓発や、新たな種目やスポーツ以外の分野からのアプローチのほか、ライフスタイルの変化に対応したスポーツへの参画機会の提供なども検討する必要があります。
- ・本市をホームタウンとするサッカー、バスケットボール、卓球、自転車ロードレースのプロ・トップスポーツチームが多くあり、これまでも各チームと様々な取組を進めています。

■ 施策概要

- ・市民の誰もが、いつでも、どこでも、いつまでもスポーツに親しむことのできる生涯スポーツの振興を推進し、スポーツを通じて、地域コミュニティや様々なコミュニティの形成・醸成を図ります。

【主な取組】

- ・誰もが体験できる、多様なスポーツの楽しさを伝える体験型イベントであるスポーツフェスティバルを開催します。
- ・プロスポーツチーム等と連携した、身近なスポーツの体験機会を提供します。
- ・子どもから大人まで一緒に気軽に楽しめるアーバンスポーツに関し、体験機会を提供するほか、場所の整備やルール・マナーの普及啓発を行います。
- ・自然に親しみ、豊かな心と身体健康づくりを目指すウォーキングイベントを開催します。
- ・スポーツへの誘因となり、運動強度等でスポーツと同等の効果をもつeスポーツの普及啓発を行います。
- ・子どもが適性に合ったスポーツを発見する能力測定会と大人の健康意識の向上を図る体力測定会を開催します。
- ・マラソンに加え、距離の短い種目や親子ラン、車いすの部など、子どもから大人まで、また初心者から上級者まで、多くの市民が楽しみ、完走を目指すランニングイベントを開催します。また、ささえるスポーツ活動を通じた生涯スポーツの振興を図るため、ボランティアの参加機会をつくります。

■ 施策の進捗を確認するための指標

指標	実績値	短期（3年以内）	中期（5年以内）
プロスポーツチーム等と連携した身近なスポーツの体験機会等の提供回数	14回 (令和6年度)	年間16回	年間17回
アーバンスポーツに関する体験機会の提供回数	14件 (令和6年度)	年間18回	年間20回
さいたまーち及び関連イベントの参加者で、歩くことを習慣化していない人のうち、歩くことを習慣化しようと思う人の割合	85.9% (令和6年度)	88%	90%
ランニングイベントにおけるマラソンの部参加者の満足度	92.7% (令和6年度)	90%	90%
ランニングイベントにおけるファンラン及び関連イベント申込者数	7,058人 (令和7年度)	7,210人	7,310人
ランニングイベントにおけるボランティア申込者数	4,729人 (令和7年度)	4,500人	4,500人

(2) スポーツ施設・環境の整備、検討

■ 施策の現状・課題や背景

- ・気軽にスポーツのできる場所・施設が少ないと感じている市民が多く、また、スポーツ施設の老朽化が進んでいるなどの課題があります。気候変動による猛暑や豪雨等への対応も求められています。
- ・より多くの市民がスポーツを身近な場で気軽に楽しめる環境づくりを推進していく必要があります。
- ・新たにスポーツを「みる」「する」「まなぶ」場を整備するため、民間力を活用し、公民連携等により新たなスポーツ施設の設置を進めています。
- ・市民のスポーツに対する意欲・関心を高めるため、本市のスポーツ資源や特徴的な観光資源を活用したイベント、国際大会等の開催により、様々なスポーツに接する機会を提供します。

■ 施策概要

- ・スポーツ施設等について、計画的に整備・改修等を実施し、誰もが利用しやすくなるよう地域のスポーツ環境等の向上を図ります。

【主な取組】

- ・市の未利用地等を暫定的に活用した多目的広場の整備を行うとともに、安全・安心で気軽にスポーツに親しむことができる広場や学校体育施設などの活動場所を提供します。
- ・市民の日常的な「する」スポーツの拠点となり、市民大会等が行えるスポーツ施設として、与野体育館を移転再整備するとともに、(仮称)武蔵浦和地区新設スポーツ施設を整備します。
- ・「みる」スポーツを核とした次世代の交流拠点として、(仮称)次世代型スポーツ施設の誘致・整備を検討します。
- ・「さいたま市スポーツ施設の整備方針」に基づき、計画的に施設の改修等を行い、スポーツ施設の長寿命化を図ります。
- ・本市で開催される世界的なブランドである「ツール・ド・フランス」の名を冠した国際自転車競技大会の実施主体に対して開催支援を行います。

■ 施策の進捗を確認するための指標

指標	実績値	短期（3年以内）	中期（5年以内）
市未利用地等を活用した多目的広場の整備	21 施設整備完了 (令和 6 年度)	管理運営団体との協議・調整、工事 (24 施設整備完了)	管理運営団体との協議・調整、工事 (25 施設整備完了)
与野体育館の移転再整備	検討 (令和 7 年度)	基本計画策定	—
国際自転車競技大会観戦来場者の満足度	90.3% (令和 7 年度)	90%	90%
国際自転車競技大会の広告換算値	約 15.23 億円 (令和 7 年度)	10 億円	10 億円
国際自転車競技大会の認知度	54.5% (令和 7 年度)	56%	57%

(3) 「さいたまスポーツシューレ」などの推進

■ 施策の現状・課題や背景

- ・市内の子どもたちが、安全・安心にスポーツに取り組めるように、データと理論に基づく科学的な指導方法を開発し、また、実践するための人材を育成していく必要があります。
- ・スポーツにより、座学では得にくい、コミュニケーション能力やリーダーシップ、忍耐力といったいわゆる「人間力」の向上を図る必要があります。
- ・地の利を生かした合宿や講習会の誘致に向けて、学びの機会の提供など、優位性を高める必要があります。
- ・スポーツの成長力を市内産業の振興に生かす必要があります。
- ・スポーツツーリズムなどにより、スポーツ分野での観光・交流人口の拡大を図ることで、スポーツを活用した総合的なまちづくりを推進する必要があります。
- ・一般社団法人さいたまスポーツコミッションの活動支援等を通じ、本市の魅力を発信し、地域経済の活性化を推進する必要があります。

■ 施策概要

- ・「さいたまスポーツシューレ」などの推進により、民間力や地域のスポーツ資源、最新のデジタル技術や学術的知見を活用したスポーツ人材の育成や持続可能なスポーツ環境の整備、スポーツビジネス・産業の創出や活性化を推進します。
- ・一般社団法人さいたまスポーツコミッションなどとの連携により、地域スポーツの振興と地域経済の活性化に寄与する国際スポーツ大会や大規模大会の誘致、スポーツイベントなどの開催とともに裾野を広げる取組も併せて推進します。

【主な取組】

- ・市民が生涯にわたってスポーツを楽しむことを支え、アスリートを支えるための知の集積拠点となり、同時にあらゆるスポーツの発展を支え、スポーツによる国内外の対流・交流を加速させるための拠点として、(仮称)さいたまスポーツシューレ推進施設を整備します。
- ・(仮称)さいたまスポーツシューレ推進施設への導入に向けて、コンディショニングを含むフィジカルデータの測定・分析、トレーニング指導等の方法を確立するスポーツテックの実証を行います。
- ・女子中学生がサッカーを「する」機会や女性アスリート等として必要な知識を「まなぶ」機会を提供し、また、指導者育成につなげる中学生年代女子サッカー等活性化事業を実施します。
- ・企業・団体等のビジネスマッチング等により、新たなスポーツビジネスの事業化とスポーツを通じた社会課題の解決を図るさいたま市版 SOIP（スポーツオープンイノベーションプラットフォーム）事業を展開します。
- ・さいたま市及び周辺地域にあるスポーツ資源や特徴ある観光資源を最大限活用し、各種競技大会等スポーツ関連イベントの積極的な誘致等の事業を行う一般社団法人さいたまスポーツコミッションの活動を支援します。

■ 施策の進捗を確認するための指標

指標	実績値	短期（3年以内）	中期（5年以内）
（仮称）さいたまスポーツシュレ推進施設の整備	基本計画(案)の検討 （令和6年度）	実施方針策定、事業契約締結、設計	設計、建設工事
データの測定・分析に基づいた実証の実施	実証内容の検討 （令和6年度）	・データの測定・分析方法・トレーニング方法の実証 ・分析に関わる人材の育成・確保	本格運用に向けた試走・周知
中学生年代女子サッカー等活性化事業における練習会参加者の満足度	88.7% （令和6年度）	90%	90%
さいたま市版 SOIP 事業への参画企業・団体数	100 社 （令和6年度）	180 社	220 社
スポーツイベントの開催に伴う年間経済効果（推計）	60 億円 （令和6年度）	75 億円	85 億円
一般社団法人さいたまスポーツコミッションの自主事業比率	54.5% （令和6年度）	58%	60%

(4) サッカーを核とした「スポーツのまち さいたま」の推進

■ 施策の現状・課題や背景

- ・本市は、「サッカーのまち」として、2つのJリーグクラブをはじめとした関係団体と連携、協力しながら、サッカーを核としたまちづくりを進めています。

■ 施策概要

- ・サッカーを核として、様々なスポーツ施策を推進するとともに、市内外へ向けた「スポーツのまち さいたま」の発信に取り組みます。

【主な取組】

- ・2つのJリーグクラブ及び2つのWEリーグクラブを擁するホームタウンとしての特性を生かし、サッカーを活用したまちづくりを推進するための各種事業を展開し、「サッカーのまち さいたま」の認知度向上を図ります。
- ・本市をホームタウンとするJリーグクラブと海外強豪クラブとの国際親善試合「さいたまシティカップ」を開催します。
- ・サッカーの魅力を総合的に体験できるイベントとして「さいたまサッカーフェスタ」を開催します。
- ・女子サッカーの普及・発展を図る取組として、小学生女子を対象としたサッカークリニック及び中学生女子サッカー大会「SAITAMA GIRLS MATCH」を開催します。

■ 施策の進捗を確認するための指標

指標	実績値	短期（3年以内）	中期（5年以内）
サッカーに親しみを感じている市民の割合	76% (令和7年度)	79%	81%
さいたまサッカーフェスタにおいて「満足した」と回答した参加者の割合	92% (令和7年度)	90%	90%
小学生女子サッカークリニックにおいて「サッカーを続けたい」と回答した参加者の割合	57% (令和5年度)	63%	67%

2. 成果指標

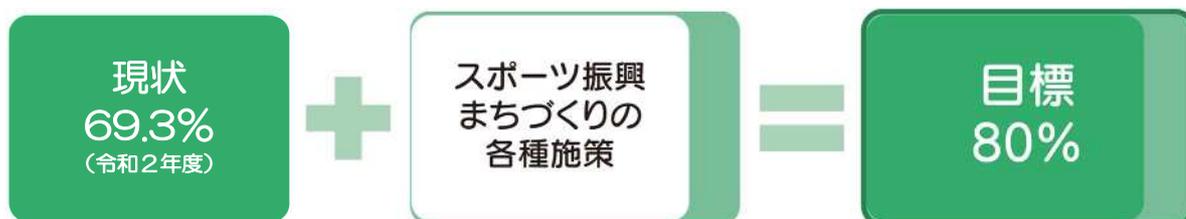
健康で活力ある「スポーツのまち さいたま」の実現のため、基本方針に定める「する」「みる」「まなぶ」「ささえる」の観点から、次の6つの成果指標を設定します。

計画の進捗を確認・評価する数値目標は、基本方針に合わせて、毎年の変化を確認できる統計数値を選び、成果指標を設定しました。

(1) 本市を「スポーツの盛んなまち」と感じている市民の割合

本計画における様々な取組について、総合的な進捗状況を確認する成果指標として今回新たに設定します。

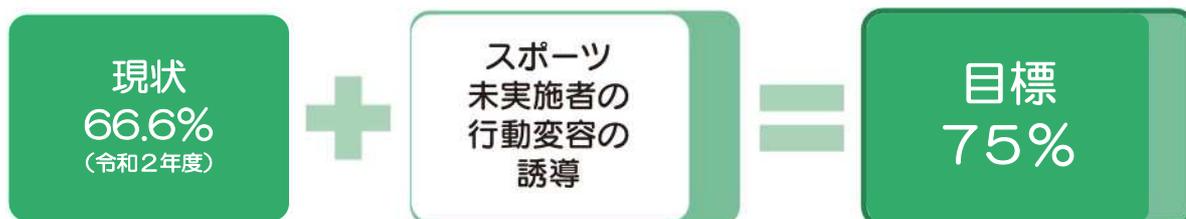
現状の数値は、本市の様々なイメージの中でも高い数値であり、本市の特徴のひとつと市民が実感しているといえます。スポーツ振興まちづくりの各種施策の推進により80%を数値目標とします。



(2) 成人の週1回以上のスポーツ実施率

成人の「する」スポーツの実施率を成果指標として設定します。

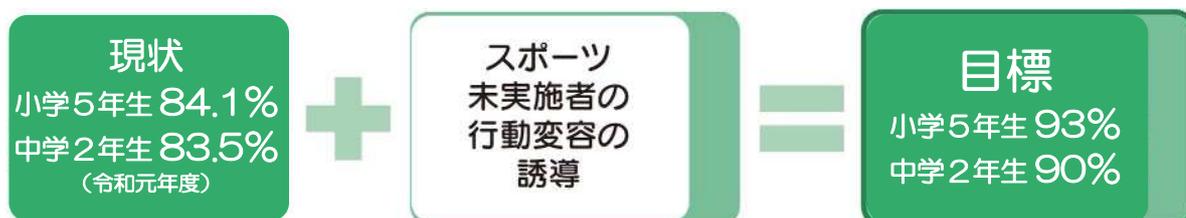
現状の数値は、国のスポーツ基本計画の数値目標である成人の週1回以上のスポーツ実施率65%を上回っていますが、従前計画の数値目標には達していません。ただし、令和6(2024)年度は71.8%と目標を上回っていることから、75%を数値目標とします。



(3) 児童・生徒の週1回以上のスポーツ実施率（学校の体育授業を除く）

児童・生徒の「する」スポーツの実施率を成果指標として設定します。

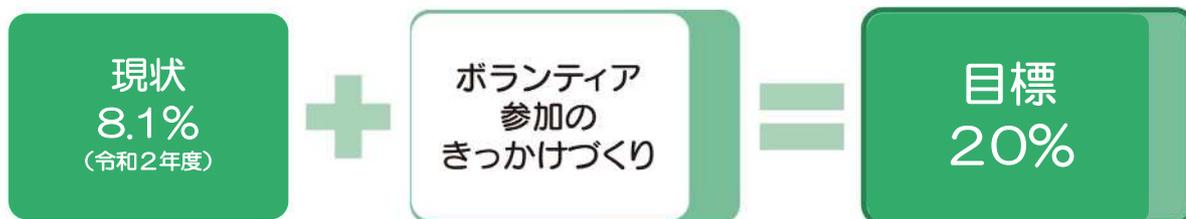
現状の数値は、従前計画策定時の数値（小学5年生：86.8%、中学2年生：84.8%）と比較して低下しており、また従前計画の数値目標にも達していないことから、引き続き小学5年生93%、中学2年生90%を数値目標とします。



(4) 市民のスポーツボランティア参加率

市民のスポーツボランティア参加率を成果指標として設定します。

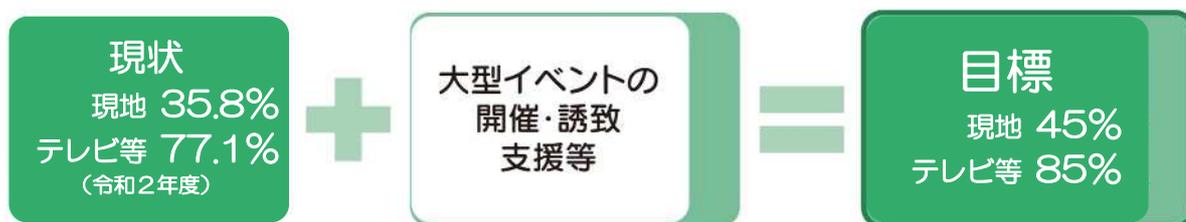
現状の数値は、従前計画策定時の数値（9.9%）と比較して低下しており、また従前計画の数値目標にも達していないことから、引き続き20%を数値目標とします。



(5) スポーツ観戦率

スポーツ観戦率を新たな成果指標として設定します。

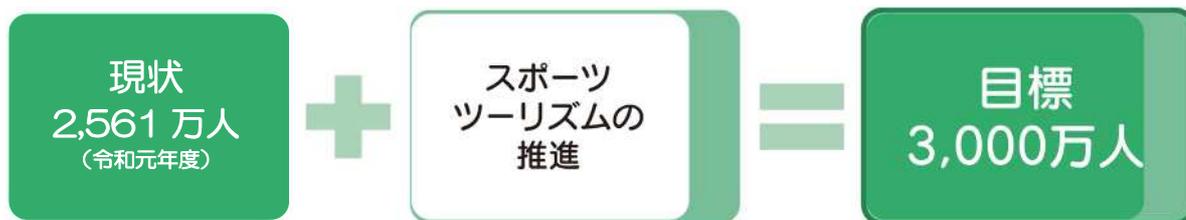
現状の数値を基準に、プロスポーツチーム等と連携し、「みる」スポーツの推進により現地観戦45%、テレビ、インターネット等による観戦85%を数値目標とします。



(6) スポーツ観戦を含む年間来訪者数

「みる」スポーツを推進し、地域経済の活性化、観光の振興を図るため、スポーツ観戦を含む年間来訪者数（入込観光客数）を成果指標として設定します。

現状の数値は、従前計画の数値目標には達していないことから、引き続き3,000万人を数値目標とします。



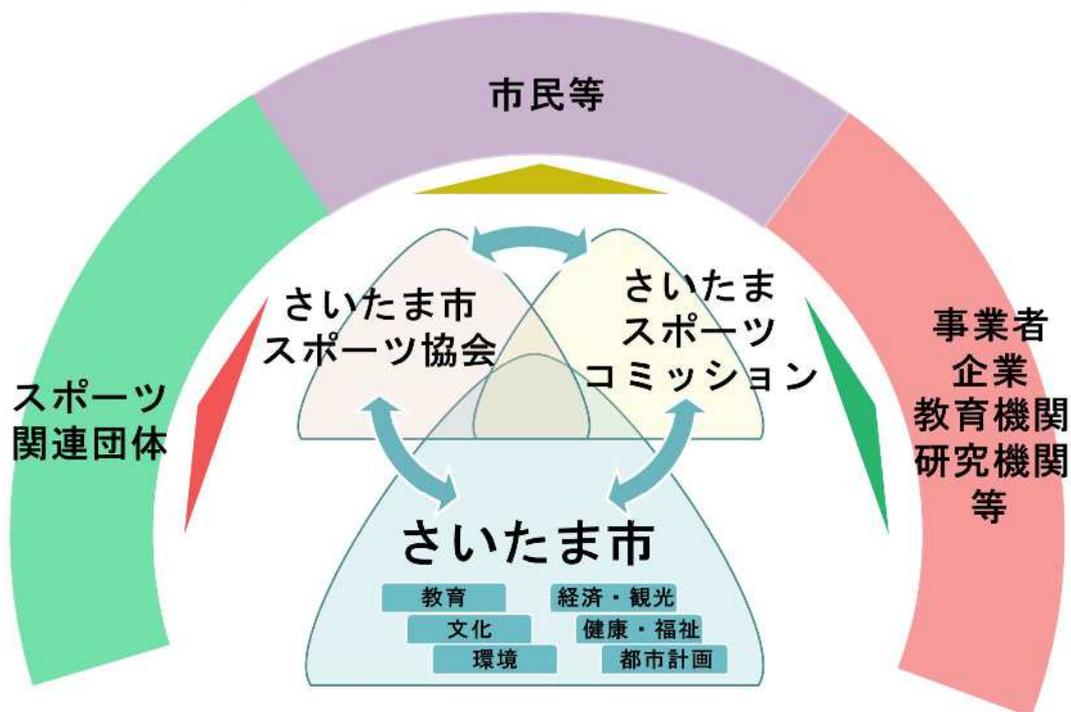
VI. 計画の推進にあたって

1. 計画を推進するための体制

本市では、「さいたま市スポーツ振興審議会」等の有識者の意見を参考にしながら、健康で活力ある「スポーツのまち さいたま」の実現に向け、総合的・戦略的な施策の企画・立案を行い、市民等をはじめ、スポーツ関連団体及び事業者等と連携を図りつつ、将来像の実現を目指します。

事業の実施にあたっては、市、公益財団法人さいたま市スポーツ協会、一般社団法人さいたまスポーツコミッションが連携し、推進主体としての役割を果たしながら、市民等、スポーツ関連団体、事業者等との協力によって、3つの推進主体がそれぞれの“強み”を生かした取組を推進することにより、本計画に掲げる将来像の実現に向けて、より効果的・効率的な各施策の実施を図ります。

【強みを生かした推進体制】



(1) 計画の推進主体

■ さいたま市

本計画では、教育、文化、環境、経済・観光、健康・福祉、都市計画の広範な分野と連携を図りながら、生涯スポーツの振興及びスポーツを活用した総合的なまちづくりの推進を図っていくこととしており、庁内各部局と横断的な連携を図りながら、企画立案、事業展開を進めます。

■ 公益財団法人さいたま市スポーツ協会の位置付けと連携の強化

公益財団法人さいたま市スポーツ協会は、本市の体育・スポーツを振興し、市民の健康増進と体力向上を図り、明るく活力に満ちた市民の育成に寄与する組織として、市民がスポーツをする機会や場の提供、スポーツを通じた青少年の心身の健全な育成、中高年の健康維持・増進、競技力の向上と競技選手の強化を図るなど、市民に対する細やかなスポーツ振興事業を展開しています。また、地域のスポーツ団体とのネットワークを生かし、情報の収集、発信や本市のスポーツ振興において、大きな役割を担ってきました。

今後、公益財団法人さいたま市スポーツ協会を、健康で活力ある「スポーツのまち さいたま」の実現に向けた計画の主要な推進主体のひとつとして位置付け、連携を強化するとともに、組織体制を強化し、これまで蓄積されてきたスポーツに関する人材や情報等を最大限活用し、将来的には、本市における生涯スポーツの更なる振興を推進する中心的組織としての機能向上を目指していきます。

■ 一般社団法人さいたまスポーツコミッションの位置付けと連携の強化

一般社団法人さいたまスポーツコミッションは、本市や周辺地域にあるスポーツ資源や特徴ある観光資源を最大限活用しながらスポーツ振興施策等の推進を担う中心的な組織として、各種競技大会等スポーツ関連イベントの積極的な誘致等により、地域のスポーツ機会を創出し、地域スポーツの振興と地域経済の活性化を図る事業を展開しています。

今後、一般社団法人さいたまスポーツコミッションを、健康で活力ある「スポーツのまち さいたま」の実現に向けた計画の主要な推進主体のひとつとして位置付け、連携を強化するとともに、民間と行政のハイブリット組織である強みやネットワークを最大限活用し、国際的なスポーツイベントの開催や、スポーツシューレの推進をはじめ、スポーツ産業の創出、スポーツによる地域経済の活性化事業における中心的組織としての機能向上を目指していきます。

(2) 市民・関係団体等のスポーツ実施主体との連携強化

本計画の将来像の実現に向けて、上記3つの推進主体は、市民等、スポーツ関連団体、事業者等の自主的な活動に対し、より強い協力関係を構築しながら、多様なスポーツ実施主体の自主的な活動に対する支援を推進していきます。

(3) 市内外の組織・団体との連携強化

本計画の将来像の実現に向けて、上記3つの推進主体は、スポーツ庁、埼玉県、周辺自治体、埼玉県スポーツ協会、各競技団体、教育機関、研究機関、医療機関、スポーツを支援する民間企業や団体など、市内外の様々な団体、組織と連携を図りながら、効果的・効率的に施策を推進していきます。

2. 事業推進のための手法

事業の推進にあたっては、これまでに行ってきた取組に加えて、SNS やスマートフォン向けアプリ等による世代や興味関心に応じた多様な情報発信・コミュニケーションを行うほか、施設予約や管理システムの導入を通じた管理運営の効率化、地域デジタル通貨を利用した市内加盟店とスポーツ活動との連携など、近年、急速に発展しているデジタル技術を活用することで、効果的・効率的な事業展開を進めます。

また、猛暑による熱中症の増加、豪雨等による競技への影響といった気候変動への対応や、少子高齢化の進行によるスポーツの参加者や指導者等の担い手不足など、スポーツ活動にまつわる様々な環境の変化に柔軟に対応していく視点をもって事業を推進していきます。

3. 計画の進行管理

市は、計画の着実な推進とその実効性を高めるため、「さいたま市スポーツ振興審議会」・「さいたま市スポーツアドバイザー」等に基本施策や各事業、重点施策等の進捗状況について報告を行い、施策や事業の進め方等について、定性的な観点から多角的な検証を行います。

1. 計画策定の経緯

1-1 計画策定の流れ



1-2 さいたま市スポーツ振興審議会 委員名簿 (令和2年11月時点)

氏名	所属
あさみ しげる 浅見 茂	公益財団法人さいたま市スポーツ協会
あまの けいこ 天野 恵子	公益財団法人さいたま市スポーツ協会
あんどう さやか 安東 さやか	きた！Urawaフェスタ実行委員会
うちだ すなお 内田 直	医療法人社団docilis すなおクリニック
おにつか しんじ 鬼塚 信次	株式会社テレビ埼玉
おのぎき けんろう 小野崎 研郎	さいたま市総合型地域スポーツクラブ推進委員会
きくはら のぶお 菊原 伸郎	国立大学法人埼玉大学教育学部
こじま りえこ 小嶋 理恵子	公益財団法人日本栄養士会・公益財団法人日本スポーツ協会認定 公認スポーツ栄養士、管理栄養士
こぬま あきひこ 小沼 彰彦	市民公募
さかい おさむ 境 修	市民公募
じんぼ くみこ 神保 久美子	さいたま市スポーツ推進委員連絡協議会
たけだ ゆみか 武田 弓佳	さいたま市レクリエーション協会
ナザヤ ブライカ	市民公募
のぎき なおよし 野崎 直良	社会福祉法人埼玉県共済会尚和園
ひょうどう あきこ 兵藤 明子	さいたま市スポーツ少年団
ほだか さとし 保高 智	さいたま市小学校体育連盟
まつい さとし 松井 聡	さいたま市中学校体育連盟
むらた まさじ 村田 正二	さいたま市スポーツ推進委員連絡協議会
よしだ こういち 吉田 弘一	さいたま市スポーツ少年団

(敬称略)

1-3 市民意見聴取

(1) 子どもの提案

多くの人たちに「する」「みる」「まなぶ」「ささえる」スポーツ活動に積極的に参加してもらうには、どのような施策・事業を進めていけば良いか、未来を担う子ども達に提案を募集しました。

① 募集期間

令和2年11月16日（月） ～ 令和2年12月16日（水）

② 意見提出人数

989人（グループ提出含む）

③ 意見総数

947件

(2) パブリック・コメント

本計画の素案について、広く市民等から意見を募集しました。

① 意見募集期間

令和2年12月25日（金） ～ 令和3年1月24日（日）

② 意見提出人数

5人

③ 意見総数

7件

1-4 関係団体ヒアリング

ヒアリング対象	ヒアリング項目
公益財団法人さいたま市スポーツ協会	<ul style="list-style-type: none"> ・市内スポーツ団体等の最近の活動状況、問題点・課題、政策ニーズ ・スポーツの推進役としての活動 ・新しいスポーツとの関連
一般社団法人さいたまスポーツコミッション	<ul style="list-style-type: none"> ・スポーツイベントの状況 ・プロスポーツチームとの連携 ・スポーツイベントの誘致 ・さいたまスポーツシュレについて

■主なご意見

○ 市内スポーツ団体等の活動状況、問題点・課題など

- ・本市はスポーツ少年団の参加人数が多いが、近年参加人数の減少がみられる。少子化の影響もあるが、技術向上の観点からスポーツ少年団よりもクラブチームに入るケースが増えている。スポーツ少年団の指導者については研修が必須ではないが、時代背景を踏まえた適切な指導ができるよう、指導力のある本部づくりを目指している。
- ・競技団体への参加については、個人が身近でやれるスポーツを選べるようになってきたことで、団体への参加が少なくなっている。参加者の新陳代謝が少なく高齢化がすすまないように、初級者、中級者が参加しやすいような指導体制もできつつある。市民から信用される団体としての組織づくりができれば、もう少し参加しやすくなると思う。
- ・スポーツ協会でも親子で楽しむスポーツイベントや、シニア向けの教室などを開催して、様々なスポーツを試してみる機会をつくっている。競技団体に入らなくても多様なスポーツに親しめる参加しやすい（ゆるい）環境づくり、スポーツ参加（意識）の誘発を行っている。

○ スポーツの推進役としての活動

- ・競技スポーツでもレベルに合わせて（初心者、中級者など）明確にした教室、イベントなどの場面づくりを36競技団体と連携してやっていきたい。
- ・競技団体は、組織としてコンプライアンスを守り、市の助成金をうまく使いながらも自力で活動していくことが必要である。

○ eスポーツ、アーバンスポーツ等新しいスポーツとの関連

- ・スポーツ協会の活動にニュースポーツだけでなくeスポーツがあってよく、見本市などで情報収集しているが、従来のスポーツイベントとどのように組み合わせることができるか検討が必要。特に実施環境をどのように整えていくかに問題がある。

○ スポーツイベントの状況について

- ・令和2（2020）年はコロナ禍の影響が出ている。8月の時点で19大会が中止となっている。

- ・ 人を密にしない形での今までとは違った新しいスポーツイベントができないか検討し、ツール・ド・フランスがオンラインでやっているとの情報がすこし前から伝わっていたので、スポーツコミッションでも情報を集めて、使えるコンテンツを調べ、オンラインラン（マラソン）やオンラインライド（自転車）などでの大会を開催することになった。これらの取組は、令和3（2021）年以降でも継続し、リアルクリテリウムと並行してオンラインライドを開催することも検討している。

○ プロチームとの連携について

- ・ 中学校の女子サッカーの活動の機会拡大のため、「浦和レッズ」、「大宮アルティージャ」の協力を得て進めている。その他は具体化には至っていないが、市内のプロチームがスポーツコミッションの会員であることや、プライドリームス埼玉の事務局をスポーツコミッションが受け持っているため、各チームが地域貢献意識は高いことから、今後新しい連携の可能性はある。

○ スポーツイベントの誘致について

- ・ スポーツコミッションのある他地域と比較しても、さいたま市は東京に近く、新幹線も通るなど、東北・北陸地方等からの交通利便性が高いことなどが優位性となっている。
- ・ スポーツ関連施設の面では、屋内施設（体育館、アリーナなど）は市民の利用優先でイベントのための枠を確保することが厳しく、屋内のスポーツイベントを誘致するには課題がある。グラウンドや街中で行うようなスポーツイベントをターゲットとして考えている。
- ・ 今後、ニュースポーツやアーバンスポーツの誘致を狙っていくことになる。ニュースポーツでは国際大会が開きやすく、地域の人々が国際交流に触れることができるため有意義な面がある（すでに、インラインアルペンの世界大会を誘致、開催した実績がある）。

○ スポーツシュールについて

- ・ スポーツコミッションは市からシュール事業の委託を受けている。今はネットワーク型でできているが、いずれはハードの整備が進みドイツ型のシュールとなっていくことがゴールとなるが、それまでの過程でソフトも育てていくことが必要で、合宿のためのワンストップサービスや、ICTに基づいた指導法などを確立し、活用していく。他地域にはないここでできる合宿（施設環境）、指導環境で力をつけたい。
- ・ 女子サッカーでのシュール、ICTの活用を行ったが、今後は女子サッカーにこだわらずに、より競技性が高い種目でのICT活用の取組を検討していきたいと考えている。

1-5 令和2年度スポーツに関する市民意識調査の回答者属性

居住区

No.	カテゴリー名	n	%
1	西区	49	4.9
2	北区	115	11.5
3	大宮区	81	8.1
4	見沼区	123	12.3
5	中央区	104	10.4
6	桜区	77	7.7
7	浦和区	159	15.9
8	南区	138	13.8
9	緑区	102	10.2
10	岩槻区	52	5.2
	不明	0	0.0
	全体	1000	100.0

年齢・性別

No.	カテゴリー名	男性		女性		n	%
1	20代	80	15.7	80	16.3	160	16.0
2	30代	90	17.6	90	18.4	180	18.0
3	40代	110	21.6	110	22.4	220	22.0
4	50代	100	19.6	100	20.4	200	20.0
5	60代	70	13.7	70	14.3	140	14.0
6	70代	60	11.8	40	8.2	100	10.0
	不明	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	全体	510	100.0	490	100.0	1000	100.0

2. 計画期間の中間見直しに伴う改訂の経緯

2-1 計画改訂の流れ



2-2 さいたま市スポーツ振興審議会 委員名簿 (令和7年12月現在)

氏 名	所 属
あんどう こずえ 安藤 梢	筑波大学
うえばやし いさお 上林 功	日本女子体育大学
おがわ ともかず 小川 智一	市民公募
さとう まきのぶ 佐藤 正伸	文教大学
たけだ けんたろう 武田 健太郎	さいたま市立病院スポーツ医学総合センター
たけだ ゆみか 武田 弓佳	さいたま市レクリエーション協会
ばんどう ちさと 坂東 千里	さいたま市中学校体育連盟 (令和7年3月31日まで)
ながおか ゆみこ 長岡 有実子	さいたま市中学校体育連盟 (令和7年4月1日から)
のつ みちよ 野津 美智代	さいたま市小学校体育連盟
ひょうどう あきこ 兵藤 明子	さいたま市スポーツ少年団
ほりこし ゆう 堀越 悠	市民公募
まきの なつこ 牧野 奈津子	さいたま市スポーツ推進委員連絡協議会
もり おさむ 森 士	浦和学院高等学校 NPO法人ファイアーレッズメディカルスポーツクラブ
よしかわ よういち 吉川 洋一	公益財団法人さいたま市スポーツ協会

(敬称略)

2-3 令和6年度スポーツに関する市民意識調査の回答者属性

居住区

No.	カテゴリー名	n	%
1	西区	48	4.8
2	北区	110	11.0
3	大宮区	109	10.9
4	見沼区	122	12.2
5	中央区	94	9.4
6	桜区	60	6.0
7	浦和区	142	14.2
8	南区	161	16.1
9	緑区	88	8.8
10	岩槻区	66	6.6
	全体	1000	100.0

年齢・性別

No.	カテゴリー名	男性		女性		n	%
1	20代	50	5.0	75	7.5	125	12.5
2	30代	91	9.1	83	8.3	174	17.4
3	40代	103	10.3	92	9.2	195	19.5
4	50代	114	11.4	103	10.3	217	21.7
5	60代	77	7.7	71	7.1	148	14.8
6	70代	68	6.8	73	7.3	141	14.1
	全体	503	50.3	497	49.7	1000	100.0

2-4 市民意見聴取

(1) 子ども・若者の提案

「スポーツのまち さいたま」の実現に向けて、スポーツ振興やスポーツを活用した総合的なまちづくりの取組について、小学生(5・6年生)・中学生・高校生から提案を募集しました。

① 募集期間

令和7年7月23日(月) ～ 令和7年9月1日(月)

② 意見提出人数

- ・質問1：市民の皆さんがもっとスポーツを「する」「みる」ためには、どんなことが必要だと思いますか？
575人と12グループ
- ・質問2：スポーツの力を活用して、どんなまちづくりができると思いますか？
263人と7グループ

③ 意見総数

- ・質問1 793件
- ・質問2 322件

(2) パブリックコメント

本計画(改訂版)の案について、広く市民等から意見を募集しました。

① 意見募集期間

令和8年2月16日(月) ～ 令和8年3月17日(火)

② 意見提出人数

10人

③ 意見総数

18件

3. スポーツ基本法

スポーツ基本法（平成 23 年法律第 78 号）（条文）

目次

前文

第一章 総則（第一条—第八条）

第二章 スポーツ基本計画等（第九条・第十条）

第三章 基本的施策

第一節 スポーツの推進のための基礎的條件の整備等（第十一条—第二十条）

第二節 多様なスポーツの機会の確保のための環境の整備（第二十一条—第二十四条の二）

第三節 競技水準の向上等（第二十五条—第二十八条）

第四節 スポーツの公正及び公平の確保等（第二十九条—第二十九条の五）

第四章 スポーツの推進に係る体制の整備（第三十条—第三十二条）

第五章 国の補助等（第三十三条—第三十六条）

附則

スポーツは、世界共通の人類の文化である。

スポーツは、心身の健全な発達、健康及び体力の保持増進、精神的な充足感の獲得、自律心その他の精神の涵かん養等のために個人又は集団で行われる運動競技その他の身体活動であり、今日、国民が生涯にわたって心身ともに健康で文化的な生活を営む上で不可欠のものとなっている。スポーツを通じて幸福で豊かな生活を営むことは、全ての人々の権利であり、全ての国民がその自発性の下に、人種、性別、年齢、障害の有無等にかかわらず、各々の関心、適性等に応じて、安全かつ公正な環境の下で日常的にスポーツに親しみ、スポーツを楽しみ、又はスポーツを支える活動に参画することのできる機会、スポーツに関し集う機会、スポーツを通じてつながる機会等が確保されることにより、多様な国民一人一人が生きがいを持ち幸福を享受できるようにするとともに、豊かさを実感できる社会の実現が図られなければならない。

スポーツは、次代を担う青少年の体力を向上させるとともに、他者を尊重しこれと協同する精神、公正さと規律を尊ぶ態度や克己心を培い、実践的な思考力や判断力を育む等人格の形成に大きな影響を及ぼすものである。

また、スポーツは、人と人との交流及び地域と地域との交流を促進し、地域の一体感や活力を醸成するものであり、人間関係の希薄化等の問題を抱える地域社会の再生に寄与するものである。さらに、スポーツは、心身の健康の保持増進にも重要な役割を果たすものであり、健康で活力に満ちた長寿社会の実現に不可欠である。

スポーツ選手の不断の努力は、人間の可能性の極限を追求する有意義な営みであり、こうした努力に基づく国際競技大会における日本人選手の活躍は、国民に誇りと喜び、夢と感動を与え、国民のスポーツへの関心を高めるものである。また、スポーツと文化芸術との連携が、人々に感動と希望をもたらし、人々の創造性を育み、人々が共に生きる絆きずなの形成に広く寄与するなど、スポーツと他の分野との連携は、多様な国民一人一人の幸福の享受及び豊かさを実感できる社会の実現により一層つながるものである。これらを

通じて、スポーツは、我が国社会に活力を生み出し、国民経済の発展に広く寄与するものである。さらに、スポーツの国際的な交流や貢献が、国際相互理解を促進し、国際平和に大きく貢献するなど、スポーツは、我が国の国際的地位の向上にも極めて重要な役割を果たすものである。

そして、地域におけるスポーツを推進する中から優れたスポーツ選手が生まれ、そのスポーツ選手が地域におけるスポーツの推進に寄与することは、スポーツに係る多様な主体の連携と協働による我が国のスポーツの発展を支える好循環をもたらすものである。

このような国民生活における多面にわたるスポーツの果たす役割は、多様な国民一人一人が、スポーツに親しみ、スポーツを楽しみ、又はスポーツを支える活動に参画すること、スポーツに関し集うこと、スポーツを通じてつながること等によって果たされるものであり、その重要性に鑑み、スポーツ立国を実現することは、将来における我が国の発展のために不可欠な重要課題である。

ここに、スポーツ立国の実現を目指し、国家戦略として、スポーツに関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、スポーツに関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務並びにスポーツ団体の努力等を明らかにするとともに、スポーツに関する施策の基本となる事項を定めることにより、スポーツに関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって国民の心身の健全な発達、明るく豊かな国民生活の形成、活力ある社会の実現及び国際社会の調和ある発展に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第二条 スポーツは、これを通じて幸福で豊かな生活を営むことが人々の権利であることに鑑み、人種、性別、年齢、障害の有無等にかかわらず、国民が生涯にわたりあらゆる機会とあらゆる場所において、自主的かつ自律的にその適性及び健康状態に応じて行うことができるようにすることにより、多様な国民一人一人が生きがいを持ち幸福を享受できるようにするとともに、豊かさを実感できる社会を実現することを旨として、推進されなければならない。

2 スポーツは、とりわけ心身の成長の過程にある青少年のスポーツが、体力を向上させ、公正さと規律を尊ぶ態度や克己心を培う等人格の形成に大きな影響を及ぼすものであり、国民の生涯にわたる健全な心と身体を培い、豊かな人間性を育む基礎となるものであるとの認識の下に、学校、スポーツ団体（スポーツの振興のための事業を行うことを主たる目的とする団体をいう。以下同じ。）、家庭及び地域における活動の相互の連携を図りながら推進されなければならない。

3 スポーツは、人々がその居住する地域において、主体的に協働することにより身近に親しむことができるようにするとともに、これを通じて、当該地域における全ての世代の人々の交流が促進され、かつ、地域間の交流の基盤が形成されるものとなること等により、地域振興に資するよう推進されなければならない。

4 スポーツは、スポーツを行う者の心身の健康の保持増進及び安全の確保が図られるとともに、これを通じて、健康で活力に満ちた長寿社会の実現に資するよう推進されなければならない。

5 スポーツは、障害者をはじめとする全ての国民が自主的かつ積極的にスポーツを行うことができるよう、障害の種類及び程度その他の事由に応じ必要な配慮をしつつ、共生社会の実現に資することを旨と

して、推進されなければならない。

- 6 スポーツは、我が国のスポーツ選手が国際競技大会（オリンピック競技大会、パラリンピック競技大会、デフリンピック競技大会、スペシャルオリンピックス世界大会その他の国際的な規模のスポーツの競技会をいう。以下同じ。）又は全国的な規模のスポーツの競技会において優秀な成績を収めることができるよう、スポーツに関する競技水準（以下「競技水準」という。）の向上に資する諸施策相互の有機的な連携を図りつつ、効果的に推進されなければならない。
- 7 スポーツは、スポーツに係る国際的な交流及び貢献を推進することにより、国際相互理解の増進及び国際平和に寄与するものとなるよう推進されなければならない。
- 8 スポーツは、障害者基本法（昭和四十五年法律第八十四号）、男女共同参画社会基本法（平成十一年法律第七十八号）、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律（令和五年法律第六十八号）その他の関係法律の規定を踏まえ、スポーツを行う者に対し、不当に差別的取扱いをせず、また、スポーツに関するあらゆる活動を公正かつ適切に実施することを旨として、スポーツにおけるドーピングの防止に関する国際規約その他関係法律の規定を踏まえ、ドーピングの防止の重要性に対する国民の認識を深めるなど、スポーツに対する国民の幅広い理解及び支援が得られるよう推進されなければならない。

（国の責務）

第三条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、スポーツに関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、スポーツに関する施策に関し、国との連携を図りつつ、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（スポーツ団体の努力）

第五条 スポーツ団体は、スポーツの普及及び競技水準の向上に果たすべき重要な役割に鑑み、基本理念にのっとり、スポーツを行う者の権利利益の保護、心身の健康の保持増進及び安全の確保に配慮しつつ、スポーツの推進に主体的に取り組むよう努めるものとする。

- 2 スポーツ団体は、自主的かつ自立的にスポーツの振興のための事業を行うことができるよう、その運営基盤を強化し、健全な運営の確保を図るよう努めるものとする。

（国民の参加及び支援の促進）

第六条 国、地方公共団体及びスポーツ団体は、国民が健やかで明るく豊かな生活を享受することができるよう、スポーツに対する国民の関心と理解を深め、スポーツへの国民の参加及び支援を促進するよう努めなければならない。

（関係者相互の連携及び協働）

第七条 国、独立行政法人、地方公共団体、学校、スポーツ団体及びスポーツ、文化芸術その他の分野の民間事業者その他の関係者は、基本理念の実現を図るため、相互に連携を図りながら協働するよう努めなければならない。

（法制上の措置等）

第八条 政府は、スポーツに関する施策を実施するため必要な法制上、財政上又は税制上の措置その他の措置を講じなければならない。

第二章 スポーツ基本計画等

(スポーツ基本計画)

第九条 文部科学大臣は、スポーツに関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、スポーツの推進に関する基本的な計画（以下「スポーツ基本計画」という。）を定めなければならない。

- 2 文部科学大臣は、スポーツ基本計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、審議会等（国家行政組織法（昭和二十三年法律第二十号）第八条に規定する機関をいう。以下同じ。）で政令で定めるものの意見を聴かななければならない。
- 3 文部科学大臣は、スポーツ基本計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の施策に係る事項について、第三十条に規定するスポーツ推進会議において連絡調整を図るものとする。

(地方スポーツ推進計画)

第十条 都道府県及び市（特別区を含む。以下同じ。）町村の教育委員会（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）第二十三条第一項の条例の定めるところによりその長がスポーツに関する事務（学校における体育に関する事務を除く。）を管理し、及び執行することとされた地方公共団体（以下「特定地方公共団体」という。）にあつては、その長）は、単独で又は共同して、スポーツ基本計画を参酌して、その地方の実情に即したスポーツの推進に関する計画（以下「地方スポーツ推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

- 2 地方スポーツ推進計画は、スポーツに関連する他の計画と一体のものとして定めることができる。
- 2 特定地方公共団体の長が地方スポーツ推進計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、当該特定地方公共団体の教育委員会の意見を聴かななければならない。

第三章 基本的施策

第一節 スポーツの推進のための基礎的条件の整備等

(指導者等の養成等)

第十一条 国及び地方公共団体は、スポーツの指導者その他スポーツの推進に寄与する人材（以下「指導者等」という。）の養成及び資質の向上並びにその活用のため、系統的な養成システムの開発又は利用への支援、研究集会又は講習会（以下「研究集会等」という。）の開催その他の必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

(スポーツ施設の整備等)

第十二条 国及び地方公共団体は、国民が身近にスポーツに親しむことができるようにするとともに、競技水準の向上を図ることができるよう、スポーツ施設（スポーツの設備を含む。以下同じ。）の整備、利用者の需要に応じたスポーツ施設の運用の改善、スポーツ施設への指導者等の配置その他の必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

- 2 前項の規定によりスポーツ施設を整備するに当たっては、当該スポーツ施設の利用の実態等に応じて、安全の確保を図るとともに、障害者等の利便性の向上を図るよう努めるものとする。
- 3 国及び地方公共団体は、スポーツ施設の整備及び活用にあつては、スポーツ施設、他の施設及び周辺地域の総合的かつ複合的な整備並びにスポーツ産業の事業者その他の関係者との連携により、まち

づくりとの一体的な推進を図り、地域経済の活性化及び地域内外の交流の促進等を通じて、活力ある地域社会の形成に資するよう努めるものとする。

(学校施設の利用)

第十三条 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第二条第二項に規定する国立学校及び公立学校並びに国(国立大学法人法(平成十五年法律第百十二号)第二条第一項に規定する国立大学法人を含む。)及び地方公共団体(地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号)第六十八条第一項に規定する公立大学法人を含む。)が設置する幼保連携型認定こども園(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成十八年法律第七十七号)第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園をいう。)の設置者は、その設置する学校の教育に支障のない限り、当該学校のスポーツ施設を一般のスポーツのための利用に供するよう努めなければならない。

- 2 国及び地方公共団体は、前項の利用を容易にさせるため、又はその利用上の利便性の向上を図るため、当該学校のスポーツ施設の改修、照明施設の設置その他の必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

(スポーツ事故の防止等)

第十四条 国及び地方公共団体は、スポーツ事故その他スポーツによって生じる外傷、障害等の防止及びこれらの軽減に資するため、指導者等の研修、スポーツ施設の整備、スポーツの実施のための環境の整備、スポーツにおける心身の健康の保持増進及び安全の確保に関する知識(スポーツ用具の適切な使用に係る知識を含む。)の普及その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

- 2 国及び地方公共団体は、前項の措置を講ずるに当たっては、気候の変動への対応に特に留意しなければならない。

第十五条 削除

(スポーツに関する科学的研究の推進等)

第十六条 国は、医学、歯学、薬学、生理学、栄養学、法学、経済学、社会学、心理学、倫理学、教育学等のスポーツに関する諸科学を総合して実地的及び基礎的な研究を推進し、これらの研究の成果を活用してスポーツに関する施策の効果的な推進を図るものとする。この場合において、研究体制の整備、国、独立行政法人、大学、スポーツ団体、民間事業者等との連携の強化その他の必要な施策を講ずるものとする。

- 2 国は、我が国のスポーツの推進を図るため、スポーツの実施状況並びに競技水準の向上を図るための調査研究の成果及び取組の状況に関する情報その他のスポーツに関する国の内外の情報の収集、整理及び活用について必要な施策を講ずるものとする。

(スポーツの推進に寄与する情報通信技術の活用)

第十六条の二 国は、スポーツの推進に寄与する情報通信技術の活用のための環境の整備、当該情報通信技術の活用を支援する人材の確保及び当該情報通信技術の活用に関する調査研究の推進に必要な施策を講ずるものとする。

- 2 地方公共団体は、前項の国の施策を勘案し、その地方公共団体の地域の状況に応じたスポーツの推進に寄与する情報通信技術の活用のための施策の推進を図るよう努めるものとする。
- 3 スポーツ団体は、スポーツの振興のための事業の状況に応じ、その事業活動に寄与する情報通信技術の活用に努めるものとする。

(発達段階に応じて継続的に多様なスポーツに親しむ機会の確保)

第十六条の三 国、地方公共団体及びスポーツ団体は、幼児、児童、生徒、学生等のスポーツを取り巻く環境等を踏まえ、相互に連携を図りながら、これらの者がその発達段階に応じて学校の内外を問わず継続的に多様なスポーツに親しむ機会を確保するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(学校における体育の充実)

第十七条 国及び地方公共団体は、学校における体育が青少年の心身の健全な発達に資するものであり、かつ、スポーツに関する技能及び生涯にわたってスポーツに親しむ態度を養う上で重要な役割を果たすものであることに鑑み、体育に関する指導の充実、体育館、運動場、水泳プール、武道場その他のスポーツ施設の整備、体育に関する教員の資質の向上、地域におけるスポーツの指導者等の活用その他の必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

(中学校の生徒が継続的にスポーツに親しむ機会の確保)

第十七条の二 地方公共団体は、中学校（義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部を含む。以下この項において同じ。）の生徒の数の減少及びこれに伴う中学校の部活動の実施に係る状況を踏まえ、中学校の生徒が継続的に多様なスポーツに親しむことができるよう、地域の実情に応じて、学校、住民が主体的に運営するスポーツ団体（第二十一条及び第二十二条第一項において「地域スポーツクラブ」という。）その他の団体との緊密な連携の下に、中学校の生徒が地域においてスポーツに親しむ機会を確保するために必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

2 国は、地方公共団体に対し、前項の施策の円滑な実施のために必要な助言、指導、経費の補助その他の援助を行うよう努めるものとする。

(高等学校の生徒のスポーツの推進)

第十七条の三 国、地方公共団体及びスポーツ団体は、高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。以下この条において同じ。）の生徒のスポーツが人格の形成及びスポーツの普及のみならず、競技水準の向上の基盤の強化等においても重要な役割を果たすことに鑑み、相互に連携を図りながら、高等学校の生徒のスポーツの推進に必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(大学におけるスポーツの推進等)

第十七条の四 国は、大学におけるスポーツがスポーツの普及、競技水準の向上、スポーツへの国民の参加の促進及び地域振興を図る上で重要な役割を果たすものであることに鑑み、大学におけるスポーツの推進及びスポーツに関する教育研究の推進に必要な施策を講ずるものとする。

(スポーツ産業の事業者との連携等)

第十八条 国は、スポーツの普及、競技水準の向上、スポーツへの国民の参加の促進及び地域振興を図る上でスポーツ産業の事業者が果たす役割の重要性に鑑み、スポーツを通じた活力に満ちた国民経済及び地域経済の発展並びにスポーツの更なる振興に資するよう、スポーツ団体とスポーツ産業の事業者との連携及び協力の促進その他の必要な施策を講ずるものとする。

(スポーツに係る国際的な交流及び貢献の推進)

第十九条 国及び地方公共団体は、スポーツ選手及び指導者等の派遣及び招へい、スポーツに関する国際団体への人材の派遣、国際競技大会及び国際的な規模のスポーツの研究集会等の開催その他のスポーツに係る国際的な交流及び貢献を推進するために必要な施策を講ずることにより、我が国の競技水準の向上を図るよう努めるとともに、環境の保全に留意しつつ、国際相互理解の増進及び国際平和に寄与するよう努めなければならない。

(顕彰)

第二十条 国及び地方公共団体は、スポーツの競技会において優秀な成績を収めた者及びスポーツの発展に寄与した者の顕彰に努めなければならない。

第二節 多様なスポーツの機会の確保のための環境の整備

(地域におけるスポーツの振興のための事業への支援等)

第二十一条 国及び地方公共団体は、国民がその興味又は関心に応じて身近にスポーツに親しむことができるよう、地域スポーツクラブが行う地域におけるスポーツの振興のための事業への支援、住民が安全かつ効果的にスポーツを行うための指導者等の配置、住民が快適にスポーツを行い相互に交流を深めることができるスポーツ施設の整備その他の必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

(多様な需要に応じたスポーツを楽しむ機会等の確保)

第二十一条の二 国及び地方公共団体は、多様な需要に応じてスポーツを楽しむ機会等を確保するとともに、これを通じて、スポーツ産業の事業者その他の事業者の事業機会の増大及び地域経済の活性化を図るため、スポーツを楽しむ機会等に関連する良質かつ付加価値の高いサービスの提供に必要な環境の整備その他の必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

(スポーツ行事の実施及び奨励)

第二十二条 地方公共団体は、広く住民が自主的かつ積極的に参加できるような運動会、競技会、体力テスト、スポーツ教室等のスポーツ行事を実施するよう努めるとともに、地域スポーツクラブその他の者がこれらの行事を実施するよう奨励に努めなければならない。

2 国は、地方公共団体に対し、前項の行事の実施に関し必要な援助を行うものとする。

(スポーツの日の行事)

第二十三条 国及び地方公共団体は、国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）第二条に規定する体育の日において、国民の間に広くスポーツについての関心と理解を深め、かつ、積極的にスポーツを行う意欲を高揚するような行事を実施するよう努めるとともに、広く国民があらゆる地域でそれぞれその生活の実情に即してスポーツを行うことができるような行事が実施されるよう、必要な施策を講じ、及び援助を行うよう努めなければならない。

(野外活動及びスポーツ・レクリエーション活動の普及奨励)

第二十四条 国及び地方公共団体は、心身の健全な発達、生きがいのある豊かな生活の実現等のために行われるハイキング、サイクリング、キャンプ活動その他の野外活動及びスポーツとして行われるレクリエーション活動（以下この条において「スポーツ・レクリエーション活動」という。）を普及奨励するため、野外活動又はスポーツ・レクリエーション活動に係るスポーツ施設の整備、住民の交流の場となる行事の実施その他の必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

(情報通信技術を活用したスポーツの機会の充実)

第二十四条の二 国及び地方公共団体は、スポーツ団体と連携して、情報通信技術を活用したスポーツの機会の充実が図られるよう努めなければならない。

2 スポーツ団体は、前項の連携に当たっては、特に、スポーツを行う者の心身の健康の保持増進及び安全の確保に配慮しつつ、スポーツに関するあらゆる活動を公正かつ適切に実施することを旨として、当該連携を行うよう努めなければならない。

第三節 競技水準の向上等

(優秀なスポーツ選手の育成等)

第二十五条 国は、優秀なスポーツ選手を確保し、及び育成するため、スポーツ団体が行う合宿、国際競技大会又は全国的な規模のスポーツの競技会へのスポーツ選手及び指導者等の派遣、優れた資質を有する青少年に対する指導その他の活動への支援、スポーツ選手の競技技術の向上及びその効果の十分な発揮を図る上で必要な環境の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

- 2 国は、優秀なスポーツ選手及び指導者等が、生涯にわたりその有する能力を幅広く社会に生かすことができるよう、社会の各分野で活躍できる知識及び技能の習得に対する支援並びに活躍できる環境の整備の促進その他の必要な施策を講ずるものとする。

(国民スポーツ大会及び全国障害者スポーツ大会)

第二十六条 国民スポーツ大会は、公益財団法人日本スポーツ協会（昭和二年八月八日に財団法人大日本体育協会という名称で設立された法人をいう。第三項及び第二十九条の五第一項において同じ。） 、 国及び開催地の都道府県が共同し、各運動競技に係るスポーツ団体と連携して開催するものとし、これらの開催者が定める方法により選出された選手が参加して総合的に運動競技をするものとするとともに、広く国民がスポーツに親しむ機会を提供することにより、地域振興に資するものとする。

- 2 全国障害者スポーツ大会は、公益財団法人日本パラスポーツ協会（昭和四十年五月二十四日に財団法人日本身体障害者スポーツ協会という名称で設立された法人をいう。以下同じ。） 、 国及び開催地の都道府県が共同し、各運動競技に係るスポーツ団体と連携して開催するものとし、これらの開催者が定める方法により選出された選手が参加して総合的に運動競技をするものとするとともに、広く国民がスポーツに親しむ機会を提供することにより、地域振興に資するものとする。
- 3 国は、国民スポーツ大会及び全国障害者スポーツ大会の円滑な実施及び運営に資するため、これらの開催者である公益財団法人日本スポーツ協会又は公益財団法人日本パラスポーツ協会及び開催地の都道府県に対し、必要な援助を行うものとする。

(国際競技大会の招致又は開催の支援等)

第二十七条 国は、国際競技大会の我が国への招致又はその開催が円滑になされるよう、環境の保全に留意しつつ、そのための社会的気運の醸成、当該招致又は開催に必要な資金の確保、国際競技大会に参加する外国人の受入れ等に必要な特別の措置を講ずるものとする。

- 2 国は、国際競技大会の我が国への招致又はその開催が適正になされるよう、当該国際競技大会の実施及び運営を行うことを目的とする法人の運営の透明性の確保及び当該招致又は開催に係る人材の育成に必要な施策を講ずるものとする
- 3 国は、公益財団法人日本オリンピック委員会（平成元年八月七日に財団法人日本オリンピック委員会という名称で設立された法人をいう。第二十九条の五第一項において同じ。） 、 公益財団法人日本パラスポーツ協会その他のスポーツ団体が行う国際的な規模のスポーツの振興のための事業に関し必要な措置を講ずるに当たっては、当該スポーツ団体との緊密な連絡を図るものとする。

(企業等によるスポーツへの支援)

第二十八条 国は、スポーツの普及、競技水準の向上、スポーツへの国民の参加の促進及びスポーツを通じた地域振興を図る上で企業等が果たす役割の重要性に鑑み、企業等によるスポーツへの支援に必要な施策を講ずるものとする。

第四節 スポーツの公正及び公平の確保等

(暴力等の防止)

第二十九条 国及び地方公共団体は、スポーツを行う者に対する、暴力、優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたもの、性的な言動（性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律（令和五年法律第六十七号）第二条から第六条までの罪に当たる行為を含む。）、インターネット上の誹謗ひぼう中傷等（次項において「暴力等」という。）によりスポーツを行う者の環境が害されることのないよう、必要な措置を講じなければならない。

- 2 スポーツ団体は、その行う事業について、スポーツを行う者に対する暴力等によりスポーツを行う者の環境が害されることのないよう努めるものとする。

(スポーツに係る競技の不正な操作等の防止)

第二十九条の二 国は、スポーツ団体と連携して、スポーツに係る競技の不正な操作その他これに関連する違法行為又は不正行為により、スポーツにおける公正な環境が害されることのないよう、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(ドーピング防止活動の推進)

第二十九条の三 国は、スポーツにおけるドーピングの防止に関する国際規約に従ってドーピングの防止活動を実施するため、公益財団法人日本アンチ・ドーピング機構（平成十三年九月十六日に財団法人日本アンチ・ドーピング機構という名称で設立された法人をいう。）その他の関係機関と連携を図りつつ、ドーピングの検査、ドーピングの防止に関する教育及び啓発並びに調査及び研究その他のドーピングの防止活動の実施に係る体制の整備、国際的なドーピングの防止に関する機関等への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(スポーツに関する紛争の迅速かつ適正な解決)

第二十九条の四 国は、スポーツに関する紛争の仲裁又は調停の中立性及び公正性が確保され、スポーツを行う者の権利利益の保護が図られるよう、スポーツに関する紛争の仲裁又は調停を行う機関への支援、仲裁人等の資質の向上、紛争解決手続についてのスポーツ団体の理解の増進その他のスポーツに関する紛争の迅速かつ適正な解決に資するために必要な施策を講ずるものとする。

- 2 スポーツ団体は、スポーツに関する紛争について、迅速かつ適正な解決に努めるものとする。

(スポーツ団体の組織運営の状況についての報告等)

第二十九条の五 国は、公益財団法人日本スポーツ協会、公益財団法人日本オリンピック委員会及び公益財団法人日本パラスポーツ協会に対し、それぞれに加盟する全国的な規模のスポーツ団体の組織運営に関する指導等の状況について報告を求め、必要に応じ、助言を行うものとする。

- 2 スポーツ団体は、第九条第二項の政令で定める審議会等の意見を聴いてスポーツ庁長官が定めるスポーツ団体の適正な運営に関する指針に基づき、その事業活動に関し、自らが遵守すべき基準を作成し、当該指針に従って講じた措置の状況等を公表すること等により、その運営の公正性及び透明性の確保を図るよう努めるものとする。

第四章 スポーツの推進に係る体制の整備

(スポーツ推進会議)

第三十条 政府は、スポーツに関する施策の総合的、一体的かつ効果的な推進を図るため、スポーツ推進会議

を設け、文部科学省及び厚生労働省、経済産業省、国土交通省その他の関係行政機関相互の連絡調整を行うものとする。

(都道府県及び市町村のスポーツ推進審議会等)

第三十一条 都道府県及び市町村に、地方スポーツ推進計画その他のスポーツの推進に関する重要事項を調査審議させるため、条例で定めるところにより、審議会その他の合議制の機関（以下「スポーツ推進審議会等」という。）を置くことができる。

(スポーツ推進委員)

第三十二条 市町村の教育委員会（特定地方公共団体にあつては、その長）は、当該市町村におけるスポーツの推進に係る体制の整備を図るため、社会的信望があり、スポーツに関する深い関心と理解を有し、及び次項に規定する職務を行うのに必要な熱意と能力を有する者の中から、スポーツ推進委員を委嘱するものとする。

- 2 スポーツ推進委員は、当該市町村におけるスポーツの推進のため、教育委員会規則（特定地方公共団体にあつては、地方公共団体の規則）の定めるところにより、スポーツの推進のための事業の実施に係る連絡調整並びに住民に対するスポーツの実技の指導その他スポーツに関する指導及び助言を行うものとする。
- 3 スポーツ推進委員は、非常勤とする。

第五章 国の補助等

(国の補助)

第三十三条 国は、地方公共団体に対し、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、次に掲げる経費について、その一部を補助する。

- 一 国民スポーツ大会及び全国障害者スポーツ大会の実施及び運営に要する経費であつて、これらの開催地の都道府県において要するもの
 - 二 その他スポーツの推進のために地方公共団体が行う事業に要する経費であつて特に必要と認められるもの
- 2 国は、学校法人に対し、その設置する学校のスポーツ施設の整備に要する経費について、予算の範囲内において、その一部を補助することができる。この場合においては、私立学校振興助成法（昭和五十年法律第六十一号）第十一条から第十三条までの規定の適用があるものとする。
 - 3 国は、スポーツ団体であつてその行う事業が我が国のスポーツの振興に重要な意義を有すると認められるものに対し、当該事業に関し必要な経費について、予算の範囲内において、その一部を補助することができる。

(地方公共団体の補助)

第三十四条 地方公共団体は、スポーツ団体に対し、その行うスポーツの振興のための事業に関し必要な経費について、その一部を補助することができる。

(審議会等への諮問等)

第三十五条 国又は地方公共団体が第三十三条第三項又は前条の規定により社会教育関係団体（社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）第十条に規定する社会教育関係団体をいう。）であるスポーツ団体に

対し補助金を交付しようとする場合には、あらかじめ、国にあっては文部科学大臣が第九条第二項の政令で定める審議会等の、地方公共団体にあっては教育委員会（特定地方公共団体におけるスポーツに関する事務（学校における体育に関する事務を除く。）に係る補助金の交付については、その長）がスポーツ推進審議会等その他の合議制の機関の意見を聴かなければならない。この意見を聴いた場合においては、同法第十三条の規定による意見を聴くことを要しない。

（スポーツの振興のために必要な資金等）

第三十六条 国は、スポーツの振興を通じてこれに関する知識、人材及び資金の好循環を実現するよう努めなければならない。

- 2 国は、スポーツを支える者の協力の下に、地方公共団体又はスポーツ団体が行うスポーツの振興を目的とする事業に要する資金その他のスポーツの振興のために必要な資金を得るための措置を講ずるものとする。
- 3 前項の資金の支給を受ける地方公共団体又はスポーツ団体は、当該資金に係る事業を通じて、社会の発展及び地域振興に貢献するよう努めるものとする。

附 則 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（スポーツに関する施策を総合的に推進するための行政組織の在り方の検討）

第二条 政府は、スポーツに関する施策を総合的に推進するため、スポーツ庁及びスポーツに関する審議会等の設置等行政組織の在り方について、政府の行政改革の基本方針との整合性に配慮して検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

（スポーツの振興に関する計画に関する経過措置）

第三条 この法律の施行の際現に改正前のスポーツ振興法第四条の規定により策定されている同条第一項に規定するスポーツの振興に関する基本的計画又は同条第三項に規定するスポーツの振興に関する計画は、それぞれ改正後のスポーツ基本法第九条又は第十条の規定により策定されたスポーツ基本計画又は地方スポーツ推進計画とみなす。

（スポーツ推進委員に関する経過措置）

第四条 この法律の施行の際現に改正前のスポーツ振興法第十九条第一項の規定により委嘱されている体育指導委員は、改正後のスポーツ基本法第三十二条第一項の規定により委嘱されたスポーツ推進委員とみなす。

4. さいたま市スポーツ振興まちづくり条例

○さいたま市スポーツ振興まちづくり条例

平成 22 年 3 月 25 日

条例第 14 号

スポーツは、人間が本来有する運動本能の欲求を満たすだけでなく、体力の向上、生活習慣病の予防、その活動を通じた精神的な充足感の獲得等に資するもので、健やかで心豊かな生活を営む上で極めて重要なものである。また、スポーツは、これを見る者にとっても、スポーツをする者のひたむきな姿から努力の尊さ等が伝えられるもので、青少年の健全な育成等に貢献するものである。

これらの多様な意義を持つスポーツは、高齢化社会等への対応その他地域、職場等でのコミュニケーションを醸成する上においても重要な役割を果たすとともに、言語や生活習慣の違いを超え、夢、感動、希望等を与えることができる世界共通の文化となっている。

このスポーツが有する意義等にかんがみ、すべての市民等が障害の有無及びその程度にかかわらず、いつでも、どこでも、いつまでも、スポーツにかかわることができる機会を増やし、並びに市の教育、文化、環境、経済、福祉、都市計画等の広範な分野において、市民等、スポーツ関連団体、事業者及び行政が連携を強化することにより、生涯スポーツの振興及びスポーツを活用した総合的なまちづくりの推進を図り、健康で活力ある「スポーツのまち さいたま」を築くため、この条例を制定する。

(目的)

第 1 条 この条例は、スポーツ振興まちづくりの基本理念を定め、市の責務並びに市民等、スポーツ関連団体及び事業者の役割を明らかにすることにより、スポーツ振興まちづくりに関する施策を推進し、もって、市民等の心身の健全な発達、明るく豊かな市民生活の形成及び活力ある市の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) スポーツ 運動競技その他の身体運動であって、心身の健全な発達に寄与するものをいう。
- (2) 生涯スポーツ 体力、年齢、技術等に応じて、生涯にわたって継続的にスポーツをするをいう。
- (3) スポーツ振興まちづくり 広範な分野において、市民等、スポーツ関連団体、事業者及び行政が連携することにより、生涯スポーツを振興し、健康で活力ある地域社会を形成することをいう。
- (4) スポーツ関連活動 スポーツをすること、見ること若しくは学ぶこと又はこれらを支えることをいう。
- (5) スポーツ施設 一般の利用に供することを目的に設置された体育館、運動場その他のスポーツをするための施設（設備を含む。）をいう。
- (6) スポーツ財産 スポーツ関連活動を行う者、スポーツ施設その他スポーツ振興まちづくりの推進に寄与する財産をいう。
- (7) 市民等 市内に居住し、通学し、通勤し、若しくは滞在する者又は本市が推進するスポーツ振興まちづくりに賛同し、協力する個人をいう。
- (8) スポーツ関連団体 市内においてスポーツ関連活動を行う法人その他の団体（国及び地方公共団体を除く。）をいう。
- (9) 事業者 市内において事業活動を行うすべての者（スポーツ関連団体を除く。）をいう。

(基本理念)

第 3 条 スポーツ振興まちづくりの推進に当たっては、本市におけるスポーツの振興のみならず、市民等が愛着と誇りをもつことができる個性的で活力ある地域社会の形成が図られなければならない。

- 2 スポーツ振興まちづくりの推進に当たっては、スポーツに対する理解及び関心を深めるとともに、健康の保持及び増進に関する知識の向上が図られなければならない。
- 3 スポーツ振興まちづくりの推進に当たっては、スポーツ財産の活用を促進するとともに、地域、職場その他の場において、市民等の自主性に配慮した環境の整備が図られなければならない。
- 4 スポーツ振興まちづくりの推進に当たっては、市、市民等、スポーツ関連団体及び事業者がそれぞれの責務又は役割を理解し、相互の信頼のもとに連携及び協力が図られなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、この条例の目的を達成するため、基本理念にのっとり、スポーツ振興まちづくりを総合かつ計画的に推進しなければならない。

2 市は、市民等及びスポーツ関連団体が行うスポーツ関連活動に関する環境を整備しなければならない。

3 市は、生涯スポーツが促進されるよう、スポーツ関連団体と協力してその機会を提供するとともに、スポーツ関連活動に関する情報を提供しなければならない。

(市民等の役割)

第5条 市民等は、自らがスポーツ関連活動の担い手であることを理解し、相互に尊重し、自主的な活動を通じて、自らの健康の保持及び増進に努めるとともに、スポーツ振興まちづくりに関する施策に協力する役割を担うものとする。

(スポーツ関連団体の役割)

第6条 スポーツ関連団体は、地域社会の一員として、自主的なスポーツ関連活動を通じて、スポーツ振興まちづくりに関する施策に協力する役割を担うものとする。

(事業者の役割)

第7条 事業者は、スポーツ関連活動を行いやすい職場環境の整備に努めるとともに、スポーツ振興まちづくりに関する施策に協力する役割を担うものとする。

(スポーツ振興まちづくりに関する計画)

第8条 市は、スポーツ振興まちづくりの具体的な施策について、総合的な推進を図るための基本的な計画を定めるものとする。

2 市は、前項の計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

(市のスポーツ施設の整備等)

第9条 市は、スポーツ振興まちづくりの推進に当たっては、本市のスポーツ施設を整備するため、必要な措置を講じなければならない。

2 市は、本市のスポーツ施設の整備について、効果的及び効率的な推進を図るための指針を定めるものとする。

(スポーツ財産の活用)

第10条 市は、スポーツ振興まちづくりの推進に当たっては、スポーツ財産について、効果的及び効率的な活用を図らなければならない。

2 市は、前項の活用にあたっては、スポーツ関連活動において高度な競技技術又は指導力を有する市民等又はスポーツ関連団体に属する者の理解及び協力を得て、その者が有する高度な競技技術又は指導力の活用を努めるものとする。

3 市は、第1項の活用にあたっては、市民等、スポーツ関連団体、事業者又は他の地方公共団体若しくは国が所有し、又は管理する市内に存するスポーツ施設について、これらの者の理解及び協力を得て、その活用を努めるものとする。

(推進組織)

第11条 市は、スポーツ振興まちづくりを推進するための総合的な取組みについて、市、市民等、スポーツ関連団体及び事業者が意見を交換し、相互に協力し、及び推進するための組織を設置するものとする。

(委任)

第12条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

5. 用語集

用語	用語解説
あ ICT	Information and Communication Technology (情報通信技術) の略で、ネットワーク通信により、情報・知識を処理・共有する技術のことです。
アダプテッドスポーツ・インクルーシブスポーツ	アダプテッドスポーツは、従来の障害者スポーツと異なり、ルールや用具を障害の種類や程度に適合(アダプト)することによって、障害のある人はもちろん、幼児から高齢者、体力の低い人であっても参加することができるスポーツのことです。さらに障害のある人もない人も「誰もが」使えるように用具やルールの共通項を見だし、包摂(インクルージョン)を図り、多様な人々が共に実施できるようにしたスポーツがインクルーシブスポーツです。
アーバンスポーツ	スケートボードや BMX、インラインスケートなどの都市型スポーツで、親子で気軽にできるスポーツです。
e スポーツ	「エレクトロニック・スポーツ」の略で、広義には、電子機器を用いて行う娯楽、競技、スポーツ全般を指す言葉であり、コンピューターゲーム、ビデオゲームを使った対戦をスポーツ競技として捉える際の名称です。
イノベーション	モノ、仕組みなどに対して、全く新しい技術や考え方を取り入れて新たな価値を生み出し、社会的に大きな変化を起こすことをいいます。 そのための手法として、自分の組織の内外から積極的に技術やアイデアなどを取り入れて活用し、その結果新たな価値を生み出すことを、オープンイノベーションといいます。
インフラ	インフラストラクチャー(社会基盤)の略で、公共施設のうち、都市活動を支える道路、橋りょうなどの交通施設や、学校、公園、上下水道などの経済や社会、生活を支える施設の総称です。
AI	Artificial Intelligence の略で、人工知能のことです。これまで人間にしかできなかった知的な行為を、人工的に作られた知能で可能にする技術のことです。
NCAA	全米大学体育協会(National Collegiate Athletic Association)の略で、NCAAは、全米の大学の約半数の約1,100大学が加盟する大学スポーツの統括組織で、莫大な収益(2014年度の歳入は約1,000億円)を利用して安全管理や学業支援、人間教育にも取り組み、人材育成をミッションとしています。
SDGs	2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された2030年までに持続可能で、よりよい世界を目指す国際目標です。17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない(leave no one behind)」ことを誓っています。SDGsは発展途上国のみならず、先進国自身が取り組むユニバーサル(普遍的)なものであり、日本としても積極的に取り組んでいます。本市は国からSDGs未来都市に選定され、積極的にSDGsに取り組んでいます。
か 公民連携	自治体と民間事業者等が連携して公共サービスの提供を行う仕組みであり、社会経済情勢の変化や住民の暮らし方の変化によるニーズの多様化に対応するために自治体が民間事業者等の知識や技術、資源を活用し、公共サービスを継続的に実施していくための手法をいいます。

用語	用語解説
コストセンター / プロフィットセンター	コストセンターは、利益を生まない部門のことで、費用を抑えつついいに良いパフォーマンスを発揮するかが重要となり、一方、プロフィットセンターは、利益を生む部門のことで、いかに利益を発生させるかが重要となります。
コト消費	芸術鑑賞や旅行、スポーツ、習い事、趣味等によって得られる特別な時間や体験に価値を見だし、そのためにお金を使うことを指します。
さいたまスポーツシュール	市内に集積するスポーツ施設群を中心に、市内の宿泊・研修施設等をネットワーク化することで、市民やアスリート等がスポーツを「する場」、「学ぶ場」を確保するとともに、企業・大学・団体等が最新の知見や技術をスポーツに取り入れる「実証の場」を構築するための仕組みのことで。
産学官	産業界（民間企業）、学校（教育・研究機関）、官公庁（国・地方公共団体）の三者のことをいいます。
JAGES プロジェクト	一般社団法人日本老年学的評価研究機構が実施する Japan Gerontological Evaluation Study（日本老年学的評価研究）の略で、健康長寿社会をめざした予防政策の科学的な基盤づくりを目的とする研究プロジェクトです。
障害者スポーツ	身体障害や知的障害及び精神障害などの障害のある人が行うスポーツのことを指します。既存のスポーツを障害者の特性に合わせて修正したものや、障害者のために考案された独自のスポーツもいくつかあります。障害の種類によって、ろう者、身体障害者、知的障害者、精神障害者の4つのグループに大きく分けられ、それぞれ個別の歴史、組織・競技大会・取組方法が異なります。
障がい者スポーツ指導員	日本国内の障害者スポーツの統括組織の公益財団法人日本障がい者スポーツ協会（現：公益財団法人パラスポーツ協会）が公認する資格です。日本国内の障害者スポーツの普及と発展を目指して、障害者のスポーツ環境を整備する上で専門的な知識、技術を有する人材の養成、資質向上を目的としています。初級から中級、上級の3段階の資格に分かれています。 令和3年10月の協会名称の変更に伴い、現在は「パラスポーツ指導員」に変更されています。
食育	「生きる上での基本であって、知育、徳育及び体育の基礎となるべきものと位置づけるとともに、様々な経験を通じて『食』に関する知識と『食』を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てる」取組です。
新型コロナウイルス感染症(COVID-19)	コロナウイルスの一種である SARS-CoV-2 により、肺炎などの急性呼吸器疾患を引き起こす感染症のことで。令和元（2019）年12月に中国の武漢市で確認されて以降、世界的な流行（パンデミック）となり、感染者数と死者数の増加、経済的損失において甚大な被害が生じました。 令和5年5月8日から、新型コロナウイルス感染症について、感染症法上の位置付けが2類相当から5類感染症に変更されました。
スタジアム・アリーナ	イベント・スポーツ施設を指し、アリーナは観客席が四方から取り囲む形式の施設、スタジアムは客席が設けられている競技場、ドームはスタジアムに屋根をつけたものをいいます。 アリーナはバスケットボール・アイススケートなどの室内競技が行われ、スタジアムは野球・サッカー・陸上競技など屋外競技が行われます。

用語	用語解説
STEAM 教育 / STEAMS 教育	<p>科学 (Science)、技術 (Technology)、工学 (Engineering)、芸術・リベラルアーツ (Art)、数学 (Mathematics) の頭文字をとった言葉で、AI や IoT などの急速な技術の進展により社会が激しく変化し、多様な課題が生じている今日、文系・理系といった領域にとらわれず、各教科等の学びを基盤としつつ、様々な情報を活用しながらそれを統合し、課題の発見・解決や社会的な価値の創造に結び付けていく資質・能力の育成を目的とした教育のことをいいます。</p> <p>本市では「さいたま STEAMS 教育」として、上述の領域にスポーツ(Sports)を加え、未来の社会をリードし自己実現できる市民を育成することを目的としています。</p>
スポーツ・イン・ライフ	<p>生活の中に自然とスポーツが取り込まれている状況をいいます。</p> <p>なおスポーツ庁は、東京オリンピック・パラリンピックのレガシーとして、スポーツに対して1人でも多くの人が親しむ社会、スポーツを行うことが生活習慣の一部となるような社会を目指すため、様々なプロジェクトに取り組んでいます。</p>
スポーツオープンイノベーションプラットフォーム	<p>スポーツの場におけるオープンイノベーションを促進し、スポーツへの投資促進やスポーツの価値高度化を図るとともに、スポーツの場から他産業の価値高度化や社会課題の解決につながる新たな財・サービスが創出される社会の実現を目指す概念をいいます。</p>
スポーツ関連施設	<p>公園や多目的広場などのスポーツを行う専用施設以外のスポーツを楽しむことのできる施設をいいます。</p>
スポーツ共創	<p>スポーツ「する」「みる」「ささえる」に「つくる」の軸を加えて、自分たちで自分たちのスポーツをつくることです。「道具とルールをつくって」「遊んで」「共有する」という3つのサイクルで成長します。</p> <p>スポーツ参画人口の拡大を加速させる取組として期待されています。</p>
スポーツコミッション	<p>スポーツを重要産業と捉え、スポーツに特化して都市マーケティングを担う専門組織のことをいいます。</p>
スポーツコンプレックス	<p>スポーツ施設を、単なる複合化に留まらず、まちづくりや地域経営の下で、①異なるスポーツ種目・競技・施設の集合化、②スポーツ分野と異分野との複合化・多目的利用化、③まちづくりとの連携による、各種の社会的な政策目標の実現を意識しつつ、より地域の関係者と連携しながら、他の施設やインフラ等とともにまちづくりとして総合的・複合的に整備・活用を図ることをいいます。</p>
スポーツ財産	<p>さいたま市スポーツ振興まちづくり条例第2条第1項第6号に定める、スポーツ関連活動を行う者、スポーツ施設その他スポーツ振興まちづくりの推進に寄与する財産のことをいいます。</p>
スポーツ推進委員	<p>社会的信望があり、スポーツに関する深い関心と能力を有する者の中から委嘱し、スポーツの推進のための事業実施に係る連絡調整並びに住民に対するスポーツの実技の指導その他スポーツに関する指導及び助言を行う人をいいます。</p> <p>スポーツ基本法の施行後に「体育指導委員」から改称されました。</p>
スポーツ庁	<p>文部科学省の外局として平成27(2015)年10月1日に設置された行政組織で、スポーツの振興その他のスポーツに関する施策の総合的な推進を図ることを任務としています。</p>
スポーツツーリズム	<p>スポーツの参加や観戦を目的とする地域への訪問や地域資源とスポーツ資源を掛け合わせた観光を楽しむツーリズムスタイルをいいます。</p>

用語	用語解説
スポーツテック	スポーツとテクノロジーを組み合わせた造語で、スポーツの分野において、効率的なトレーニングやより正確な競技判定、快適な観戦環境を構築すること等に役立てられているAIやデータ分析、ロボット工学などのテクノロジーのことをいいます。
Sports-Tech & Business Lab	異分野・異業種の連携、産官学の知見・技術の融合により、デジタル化時代に即した次世代スポーツビジネス、周辺産業や地域と連携したスポーツビジネスエコシステムの創出を目指す、事業創発プラットフォームです。スポーツテックに関するスタートアップ企業や、スポーツチーム、スポーツ関連企業、大手IT企業、大学・研究機関、自治体等が参加しており、平成30(2018)年6月より本市も参加しています。
スマートウェルネスさいたま	少子高齢化が進展する中で、誰もが「健幸」で元気に暮らせる街を実現するため、「歩く」を基本に、「体を動かす、動かしてしまう」まちづくりのことをいいます。
スポーツ・レガシー	スポーツイベント等によってもたらされる長期的な影響のことを指します。人々のスポーツへの関心や意欲の向上、スポーツ人口の拡大と健康増進、スポーツ施設をはじめとする社会インフラの整備などが挙げられます。
総合型地域スポーツクラブ	人々が、身近な地域でスポーツに親しむことのできるスポーツクラブで、地域住民により自主的・主体的に運営される団体をいいます。
た ツール・ド・フランスさいたまクリテリウム	本市で毎年秋に開催される自転車競技イベントのことをいいます。その年の夏、世界最高峰のサイクルロードレース「ツール・ド・フランス」本大会で各賞を獲得するなど大活躍したスーパースター達が集結し、さいたま新都心周辺の特設コースで熱戦を繰り広げます。
東京オリンピック・パラリンピック競技大会	「第32回オリンピック競技大会(2020/東京)」と「東京2020パラリンピック競技大会」をいいます。令和2(2020)年7月から9月に開催予定でしたが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により延期され、令和3(2021)年7月から9月に開催されました。本市では、埼玉スタジアム2002でサッカー、さいたまスーパーアリーナでバスケットボールが開催されました。
な 日本再興戦略2016	2013年6月14日に閣議決定した国の成長戦略です。2016年6月2日に改訂された『日本再興戦略2016-第4次産業革命に向けて-』では、成長戦略の第二ステージと位置づけ、そのキーワードとして、「有望成長市場」・「生産性革命」・「人材強化」が掲げられ、スポーツは「有望成長市場」の一つに位置づけられています。
ニュースポーツ	技術やルールが比較的簡単で、様々な世代の人が気軽に楽しめることを目的として、新しく考案や紹介されたスポーツを指します。その数は数百種目以上あるといわれており、本市ではグラウンド・ゴルフ、ファミリーバドミントン、ビーチボールバレー、スポーツ鬼ごっこなどが行われています。
ノーマライゼーション	障害のある人の住居、教育、労働、余暇などの生活の条件を可能な限り障害のない人の生活条件と同じようにすることで、障害のある人が障害のない人と同等に生活し活動する社会を目指す理念をいいます。現在では、障害者福祉に限らず、社会のあらゆる分野に共通する理念となっています。
ノーマライゼーションカップ	障害のある人もない人も誰もが安心して暮らすことのできる地域社会を目指すノーマライゼーションの条例と理念を普及啓発する目的で開催する、視覚障害者と健常者が協力してゴールを目指す「ブラインドサッカー」の大会のことをいいます。

用 語		用 語 解 説
は	5G	携帯電話等で使われる移動体通信の第5世代移動通信システムの略で、高速・大容量、低遅延、多接続といった特徴を生かし、様々なサービス・コンテンツが検討されています。スポーツ観戦では、複数の方向のカメラで撮影した映像をリアルタイムで処理して、ユーザーが自分でみたい視点を選んでスマートフォンでの観戦ができるようなサービスなどが検討されています。
	武道ツーリズム	日本発祥の武道や武術の見学、体験等、スポーツと伝統文化、地域の観光資源を組み合わせたツーリズムで、スポーツ庁が2018年から提唱しています。
	ホームタウン	JリーグやBリーグなどのプロスポーツにおいて、クラブの本拠地のある地域を指します。クラブチームは、スポーツに限らず社会貢献活動等を通じて、スポーツの普及、振興とともに、地域コミュニティと一体となった活動の実践を図っています。
ま	MICE	企業等の会議（Meeting）、企業等が行う報奨・研修旅行（インセンティブ旅行）（Incentive Travel）、国際機関・団体、学会等が行う国際会議（Convention）、展示会・見本市、イベント（Exhibition/Event）の頭文字を使った造語で、これらのビジネスイベントの総称です。
や	ユニークベニュー	会議やレセプション開催時に、歴史的建造物や公的空間等で特別感や地域特性を演出できる施設等をいいます。具体的には、「博物館・美術館」「歴史的建造物」「神社仏閣」「城郭」「屋外空間（庭園・公園、商店街、公道等）」が該当します。
	ユニバーサルスポーツ	障害の有無や年齢、性別にかかわらず、誰もが一緒に参加し取り組むことができるスポーツのことをいいます。
	ゆるスポーツ	「年齢・性別・運動神経に関わらず、だれもが楽しめる新スポーツ」のことをいい、一般社団法人世界ゆるスポーツ協会などによって、創作されたものです。

第 2 期
さいたま市
スポーツ振興まちづくり計画
改訂版

令和 8 年 3 月

さいたま市スポーツ文化局
スポーツ部スポーツ政策室